



枚方市 いのち支える行動計画 (自殺対策計画)

平成31年3月

枚 方 市

はじめに

我が国の自殺対策は、平成18年10月に自殺対策基本法が制定されて以降、「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げた対策推進の結果、年間の自殺者数はわずかに減少傾向にあります。しかし、主要先進諸国と比較すると依然として高い水準にあり、市内においては年間60名近くの方が自ら尊い命を失っておられます。そして、亡くなられたご本人だけでなく、遺された方々も、その事実を「語ることのできない死」として苦しんでおられるという現状を、私たちは重く受け止めなければなりません。



本市においては、平成21年より、「自殺予防対策関係機関実務者会議」を設置し、各関係機関とのネットワークの強化に取り組むとともに、自殺予防のための相談専用電話「ひらかた いのちのホットライン」の開設や市民に対する普及啓発等に取り組んでまいりました。このような中、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を「生きることの包括的支援」として実施されることが明記されました。

本市においても、国・府と連携し、府内の一体的な推進体制のもと、総合的に施策を展開するため、「枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）」を策定しました。

本計画の名称には、自殺が誰にでも起こり得る問題であり、個人の問題ではなく社会の問題として、誰も孤立させることなく、行政、関係機関、地域が一体となって、包括的に生きることを支援するという思いが込められています。

計画の推進にあたっては、市民の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様に理解を深めていただくとともに、一人一人が気づき役として必要な支援に繋ぐ「ゲートキーパー」となり得ることを知つていただくことで、皆様と一緒に、計画の基本理念である「誰もが自殺に追い込まれることなく、安心して生きることができるよう、社会全体で生きることの包括的な支援を行い、市民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らせる『ひらかた』の実現」を目指してまいります。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました枚方市自殺対策計画審議会委員の皆様、ご協力いただいた市民の皆様並びに関係機関の皆様に深く感謝を申し上げます。

平成31年3月

枚方市長 伏見 隆

第1章 計画の策定にあたって

1 基本理念	1
2 計画策定の背景	2
3 計画策定の趣旨	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画の期間	3
6 計画の策定体制	4
7 計画の推進体制	5
8 計画の数値目標	6

第2章 枚方市の現状

1 枚方市的人口ピラミッド	7
2 枚方市的人口の推移	7
3 自殺死亡率の推移	8
4 枚方市の自殺者数の推移	8
5 自殺者の男女別割合	9
6 性年代別の状況	9
7 年代別死亡原因	10
8 職業別自殺者数割合	11
9 自殺者における未遂歴の有無	11
10 自殺原因・動機別自殺者数	12
11 対策が優先されるべき対象について	13
12 枚方市「自殺対策に関する意識調査」結果	14
13 枚方市の地域特性のまとめ	31

第3章 自殺対策の方向性

1 生きることの包括的な支援として推進する	33
2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	33
3 対応の段階に応じて対策を効果的に連動させる	33
4 実践と啓発を両輪として推進する	34

第4章 国が示す基本施策

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化	35
基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成	36
基本施策 3 生きることの促進要因への支援	37
基本施策 4 住民への啓発と周知	40

第5章 市として優先すべき対策

重点施策 1 中高年者への支援	41
重点施策 2 子ども・若者への支援	44
重点施策 3 経済問題に関わる取り組み	46
重点施策 4 勤務問題に関わる取り組み	49
枚方市いのち支える行動計画における指標と目標値	51

第6章 いのち支える自殺対策における取り組み（枚方市の生きる支援関連施策一覧）

.....	52
-------	----

第7章 いのち支える関係機関・関係団体の取り組み

.....	67
-------	----

資料

枚方市「自殺対策に関する意識調査」	1
自殺対策基本法	9
枚方市自殺対策計画審議会委員名簿	15
枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）策定経過	16

第1章 計画の策定にあたって

1 基本理念

<自殺は、誰にでも起こり得る危機です>

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。市民、関係機関、行政がそれぞれの立場で、そうした心情や背景への理解を深め、危機に陥った人たちのゲートキーパー（いのちの門番）になり得ることを認識することが重要です。

<自殺は、その多くが追い込まれた末の死です>

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢を考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」です。

<自殺は、個人の問題ではなく、社会的な問題です>

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、自殺対策において保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策や組織の連携に加え、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

基|本|理|念

誰もが自殺に追い込まれることなく、安心して生きることが
できるように、社会全体で生きることの包括的な支援を行い、
市民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らせる「ひらかた」
を目指します。

2 計画策定の背景

我が国の自殺者は、平成10年に急増し3万人を超え、その後14年間にわたって3万人を超える状態が続きました。この状況の中、平成18年に自殺対策基本法が制定され、翌年には自殺対策に関する国の指針である自殺総合対策大綱が策定され、国が取り組む自殺対策の方向性が示されました。平成24年以降、自殺者は2万人台にまで減少しましたが、主要先進諸国と比較すると、依然として高い水準にあります。

本市では、平成21年より、自殺予防対策事業を実施しており、「自殺予防対策関係機関実務者会議」を設置し、各関係機関とのネットワーク強化に取り組んでいます。また自殺予防のための相談専用電話「ひらかた いのちのホットライン」の開設やゲートキーパー養成研修、年2回の街頭キャンペーンなど市民に対する相談窓口の設置や普及啓発にも取り組んできました。

このような中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記され、誰もが必要な支援を受けられるよう、市町村における自殺対策計画を策定することが義務づけられました。

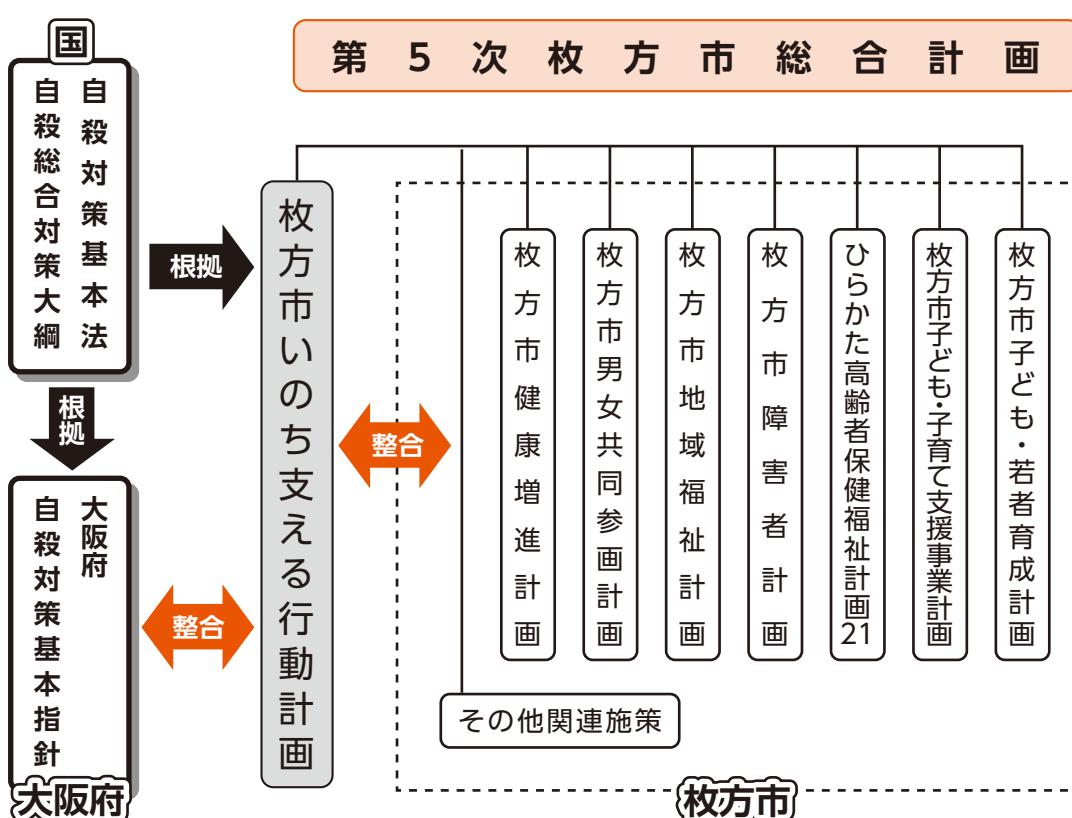
こうしたことから、本市においても、「誰も自殺に追い込まれることのない枚方」を実現するため、「枚方市いのち支える行動計画」を策定し、市を挙げて自殺対策に取り組んでいくものであります。

3 計画策定の趣旨

自殺には多数かつ複合的な原因及び背景があることを踏まえ、分野や行政、民間等の別にとらわれることなく、多様な関係機関、団体、地域が一体となって、自殺対策を推進することが必須です。自殺の多くは「追い込まれた末の死」であり、自殺対策とは「様々な問題を抱えて死に追い込まれようとしている人を支援すること」です。全ての人が一人ひとり尊重され、孤立することなく「生きていてもいい」という実感を得られるよう、自殺対策の本質である「生きる支援」を実施することが大切であると理解しなければなりません。関係機関・団体の連携、協力を強化し、それぞれの役割を踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策を推進する必要があります。したがって「枚方市いのち支える行動計画」は、枚方市における自殺総合対策の課題を示し、市が取り組むべき目標や対策の方向性及び重点施策を明確にすることで、自殺対策を推進するものです。

4 計画の位置づけ

「枚方市いのち支える行動計画」では、各分野にわたるさまざまな施策を自殺対策の視点から見直し、総合的、効果的に推進することを目的としています。上位計画である「枚方市総合計画」をはじめ、「枚方市子ども・若者育成計画」「枚方市子ども・子育て支援事業計画」「ひらかた高齢者保健福祉計画21」「枚方市障害者計画」「枚方市地域福祉計画」「枚方市男女共同参画計画」「枚方市健康増進計画」等との整合性を図り、自殺対策に関連しうるさまざまな施策を総合的に推進します。



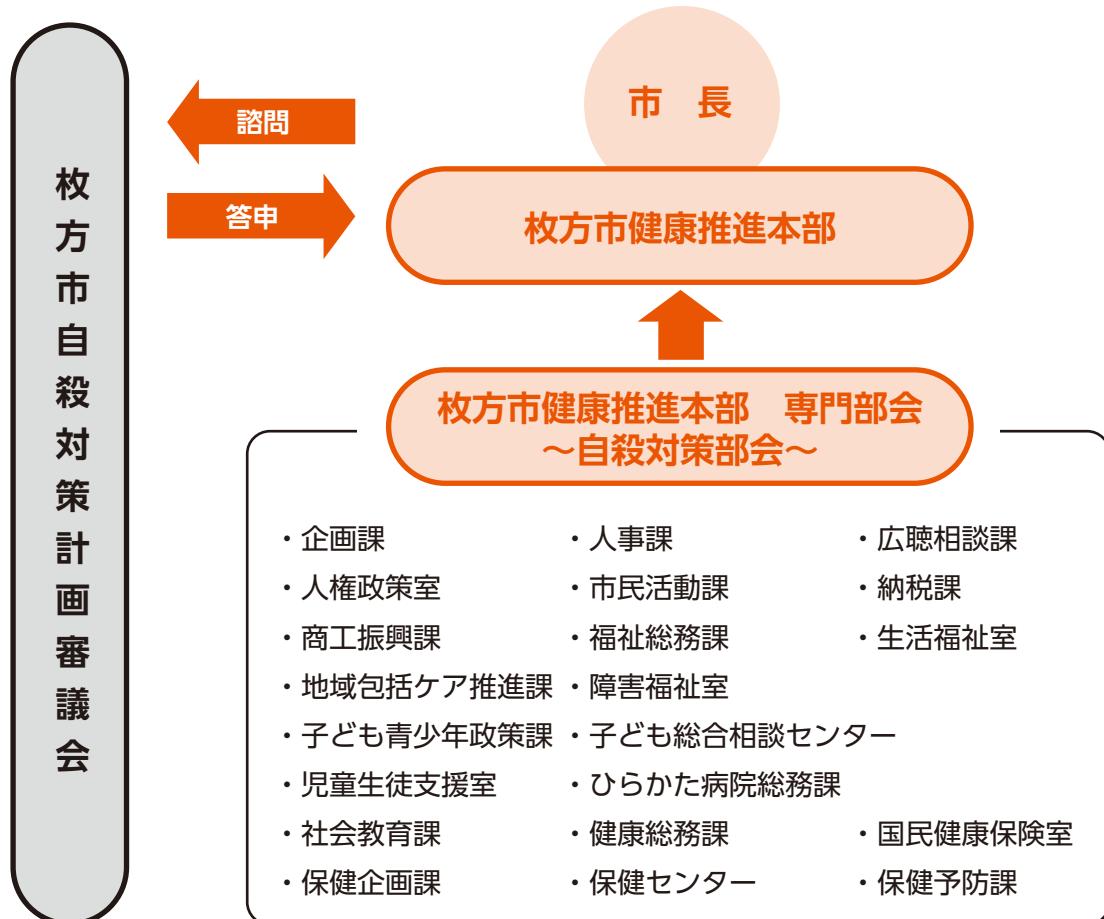
5 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱が概ね5年に1度を目安として改定されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、本計画については平成31年度から平成35年度の5年間を計画期間とします。

ただし、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が見直された場合などは、必要に応じて本計画を見直すこととします。

6 計画の策定体制

平成30年3月に、枚方市自殺対策計画の策定に関する調査審議を行う附属機関として枚方市自殺対策計画審議会(以下「審議会」という)を設置しています。計画策定にあたっては、審議会にて調査、審議し、計画案に関する意見募集等を実施し策定しました。



本計画で使用する用語について

自殺対策：本計画では自殺の事前対応だけではなく、自殺発生の危機対応及び自死や自殺未遂の事後対応についても総合的に記載しているため、自殺予防ではなく「自殺対策」という表現を用いています。

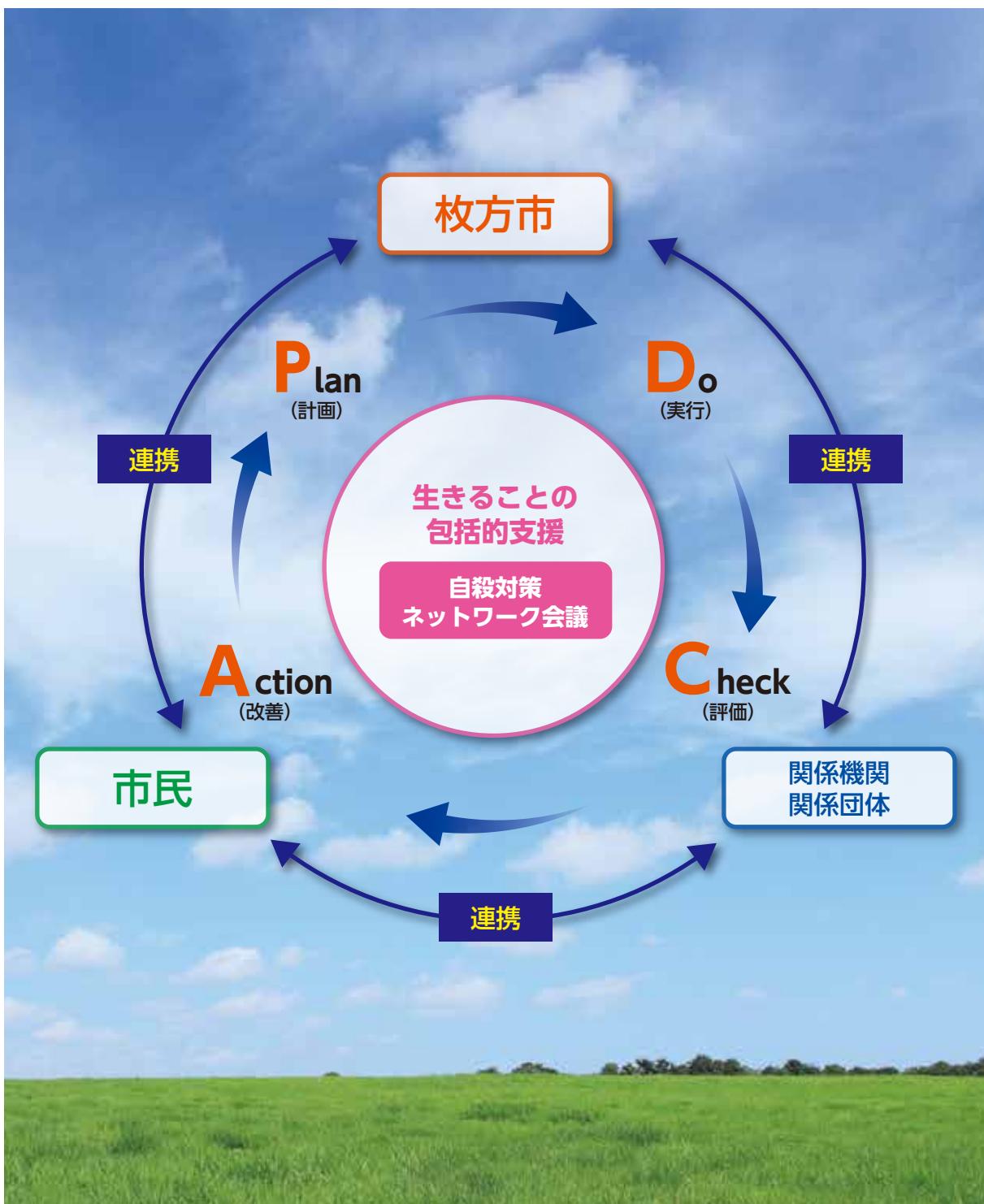
自死：自殺は瞬間（点）ではなく「プロセス」で起きているという理解のため、「行為」を表すときには「自殺」を用いますが、亡くなられた方や遺族・遺児に関する表現の際には「自死」を用います。

自死・自殺については、追い込まれた末の死という認識のもと、社会として対応していくことを重視し、本計画を策定し、推進していきます。

7 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、社会全体で自殺対策のP D C Aサイクルを回すことを通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取り組みを推進することとしており、国・府と連携し、庁内的一体的な推進体制のもと、総合的に施策を展開していきます。

事務局（保健予防課）において各事業の実施状況について把握し、「自殺対策ネットワーク会議」にて計画の進捗状況の確認及び評価を行います。また、評価を踏まえて必要に応じて取り組みの見直しを行います。



8 計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、最終的に目指すべきは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であるとして、国は当面の目標として、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指して、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとしています。

このような国の方針を踏まえ、本市においても「誰も自殺に追い込まれることのない枚方」を目指して自殺死亡率の減少を目標とします。枚方市の平成27年の自殺死亡率は13.7となっていますが、当面の目標として平成38年までに自殺死亡率を27年比30%以上減となる自殺死亡率9.6以下を目指します。

また、本計画については、平成31年から平成35年までの計画期間としていることから、中期目標として、平成35年までに自殺死亡率を27年比20%以上減となる11.0以下を目指します。

国	平成27年	平成38年(2026年)
自殺死亡率 単位:人/人口10万	18.5	13.0以下

30%減

枚方市	平成27年	平成35年(2023年)	平成38年(2026年)
自殺死亡率 単位:人/人口10万	13.7	11.0以下	9.6以下

20%減 **30%減**

自殺死亡率とは

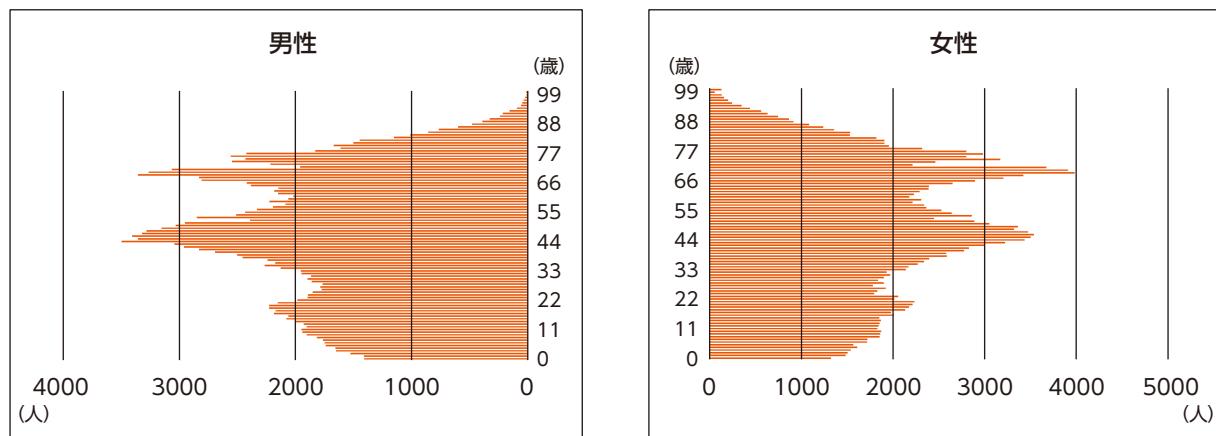
その年の自殺死亡数をその市の人口で割った数に10万をかけた数になります。そうすることで、人口規模の異なる自治体であっても、自殺死亡率で比較できることになります。

第2章 枚方市の現状

本統計については、国が、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するために、自殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村のそれぞれの自殺の実態を分析し、作成した地域自殺実態プロファイルや人口動態統計をもとに作成したものです。

1 枚方市の人囗ピラミッド

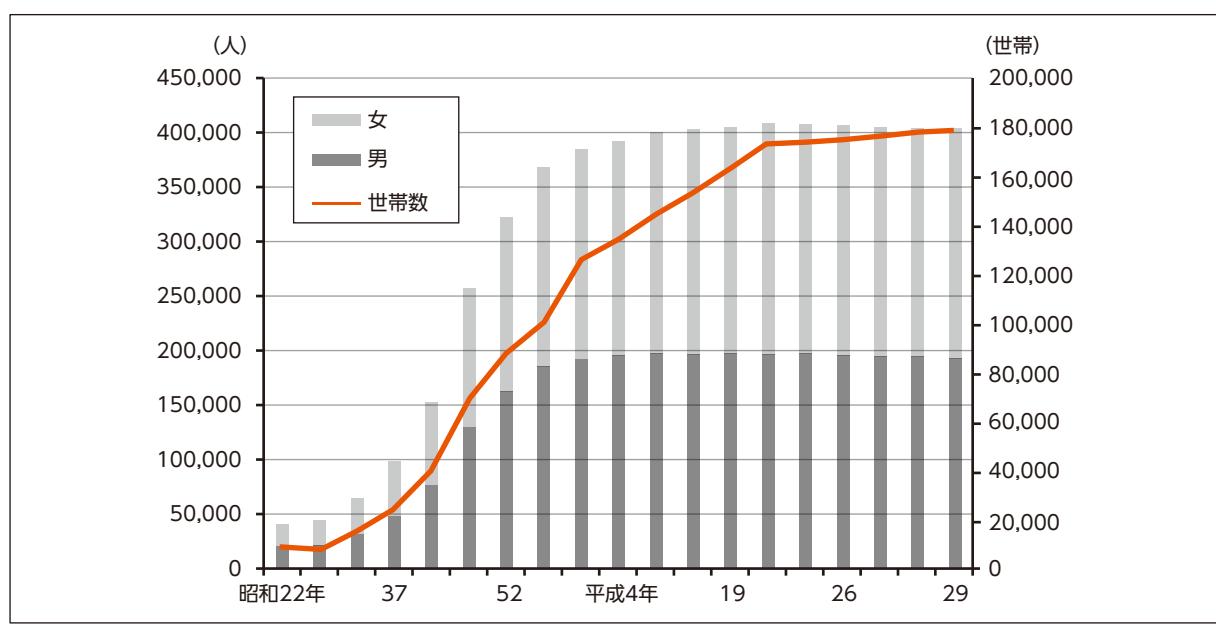
平成30年9月1日現在



住民基本台帳より枚方市作成

70歳～75歳とその子どもの世代45歳～50歳に人口が集中しています。

2 枚方市の人囗の推移

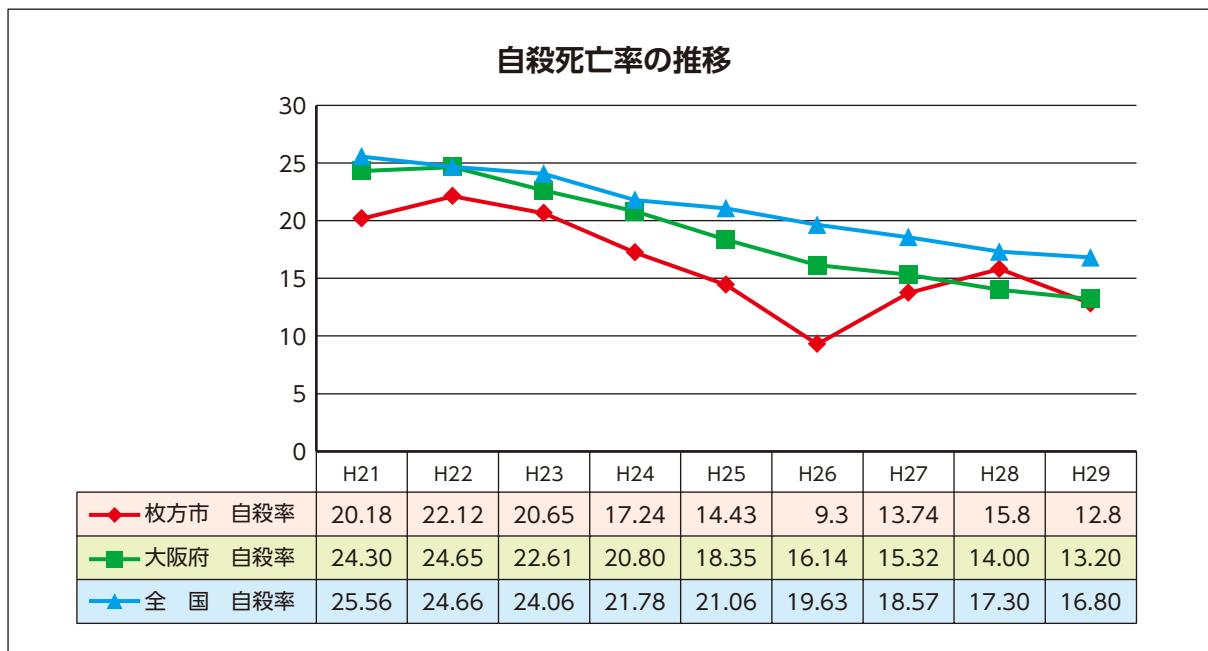


住民基本台帳より枚方市作成

本市の人口は、昭和22年8月1日に市政を施行し、当時4万人余りでしたが、昭和40年代から昭和60年代に急増しました。近年は、ほぼ横ばいで推移しています。世帯数は微増しています。

3 自殺死亡率の推移

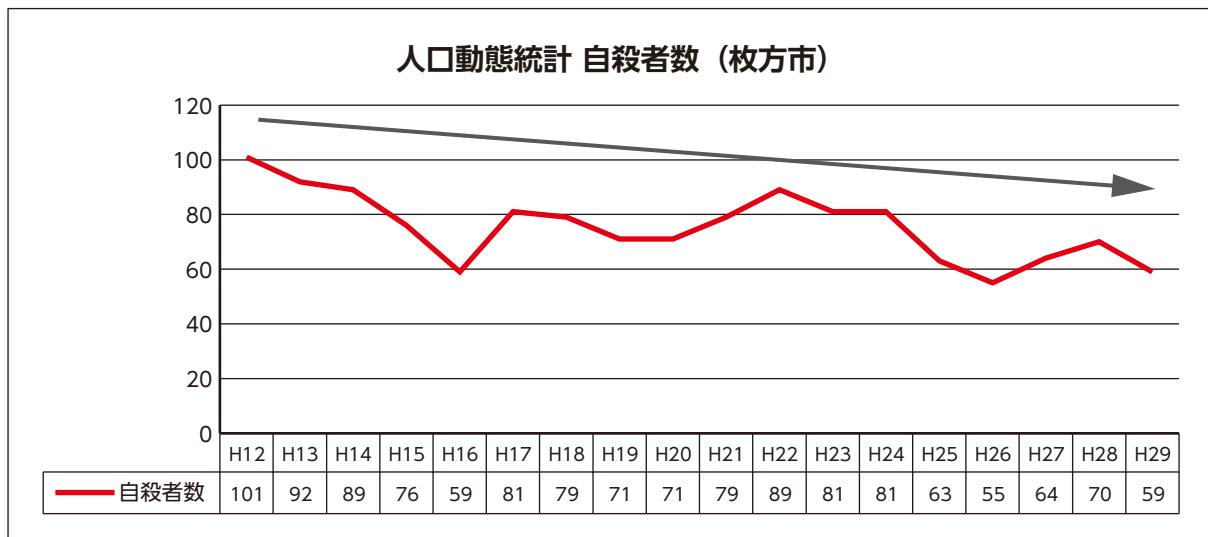
自殺死亡率(自殺率)…人口10万人あたりの自殺者数



自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2017 より枚方市作成

全国や大阪府の自殺死亡率は、平成21年以降減少を続けていますが、本市の自殺死亡率は平成27年に増加し、平成28年には大阪府の平均を上回りました。平成29年には再び減少に転じています。

4 枚方市の自殺者数の推移



自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2017 より枚方市作成

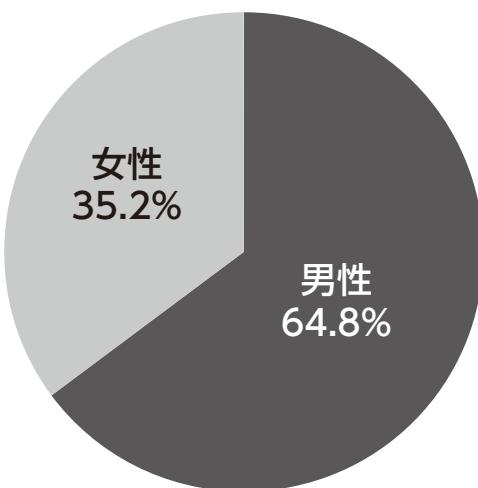
本市の自殺者数は、増減を繰り返しながら推移していますが、平成12年の101人をピークに、概ね減少傾向にあります。

5 自殺者の男女別割合

※平成24年～平成28年累計値

- 枚方市の自殺者数は平成24年～28年合計 287人（男性 186人、女性 101人）

自殺者の男女別割合（枚方市）

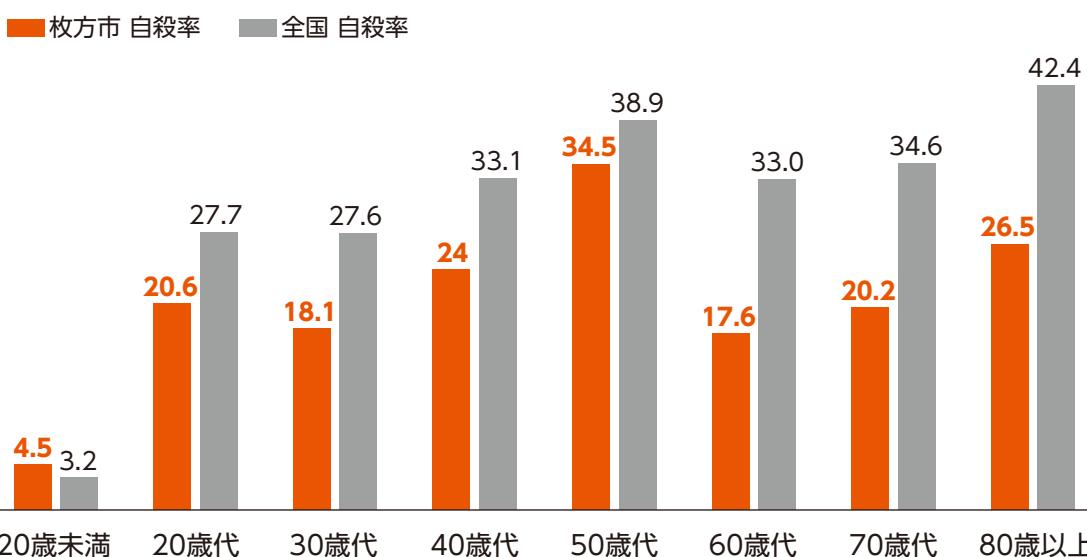


自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル2017より枚方市作成

6 性年代別の状況

※平成24年～平成28年合計

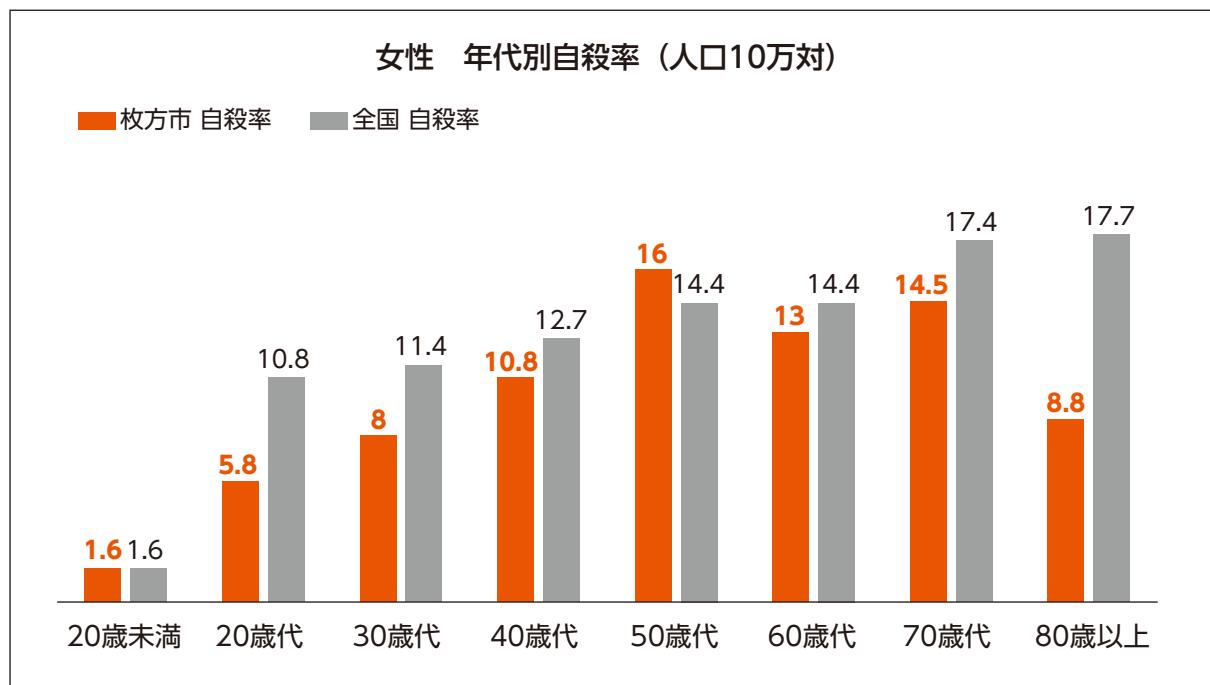
男性 年代別自殺率（人口10万対）



自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル2017より枚方市作成

男性では、20歳未満の自殺率が全国の自殺率よりも高くなっています。また、50歳代の自殺率は全国の自殺率より低いものの、その差はありません。

※平成24年～平成28年合計



自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル2017より枚方市作成

女性では、50歳代の自殺率が全国の自殺率よりも高くなっています。40歳代、60歳代、70歳代は全国よりは低くなっていますが、大きな差はありません。

7 年代別死亡原因（枚方市）

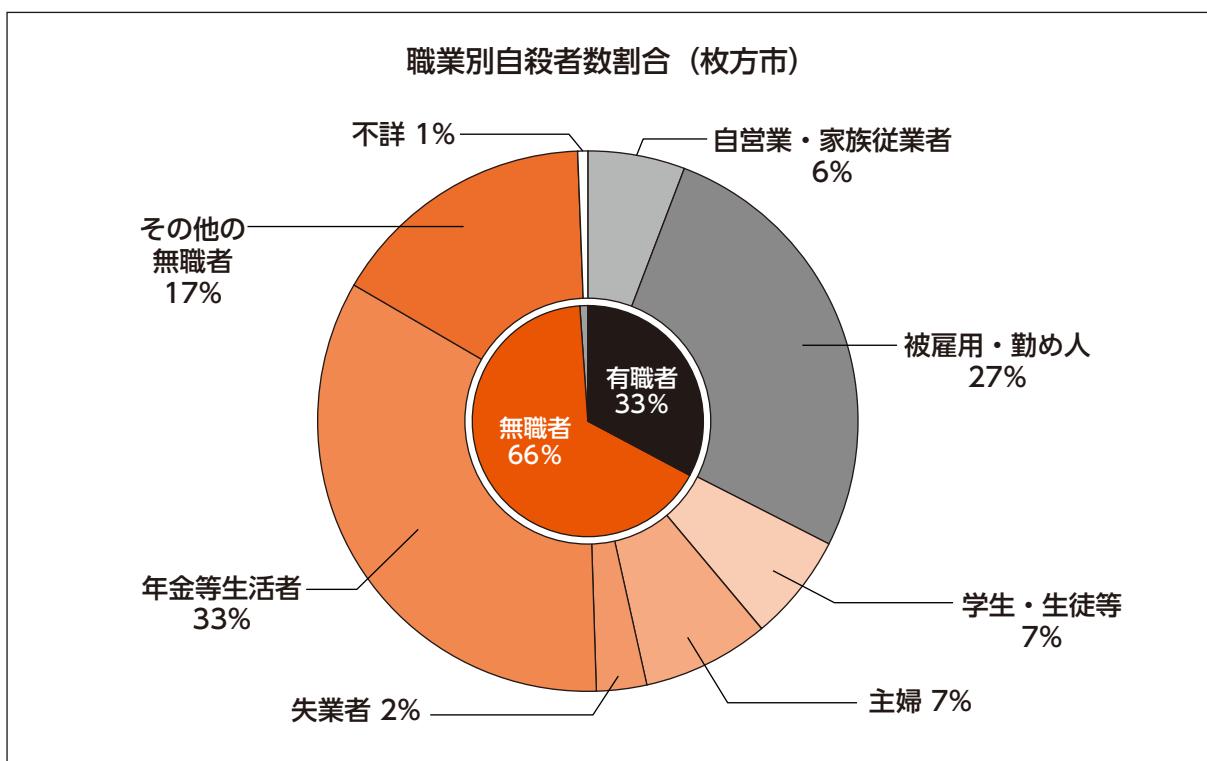
※分類不可除く

	1位	2位	3位	4位	5位
10歳代	自殺	不慮の事故	インフルエンザ その他の 呼吸器系疾患	—	—
20歳代	自殺	悪性新生物	不慮の事故	—	—
30歳代	自殺	悪性新生物	心疾患 不慮の事故	その他の 神経系疾患	
40歳代	悪性新生物	心疾患	自殺	不慮の事故	肺炎
50歳代	悪性新生物	心疾患	自殺	肝疾患	その他の 呼吸器系疾患
60歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故	肝疾患
70歳代	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	その他の 呼吸器系疾患
80歳代以上	悪性新生物	心疾患	肺炎	その他の 呼吸器系疾患	脳血管疾患

枚方市保健所 年報(H26～28合計)

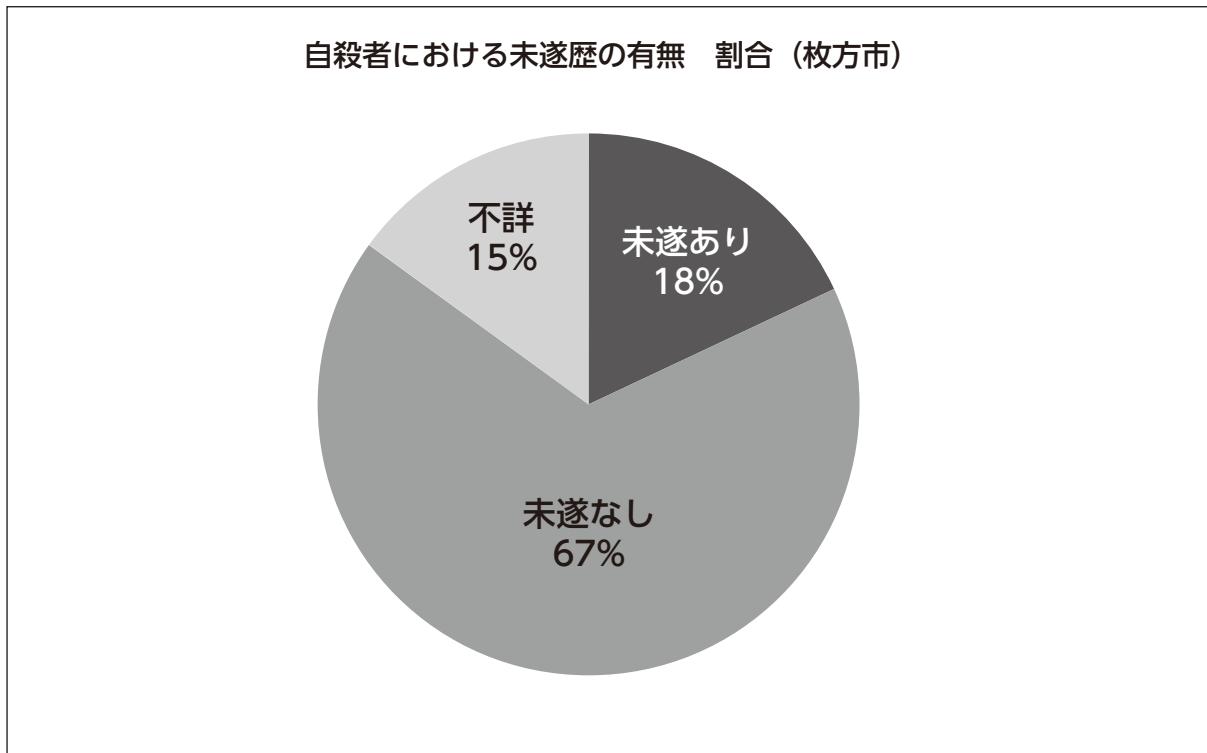
8 職業別自殺者数割合

※平成24年～平成28年合計

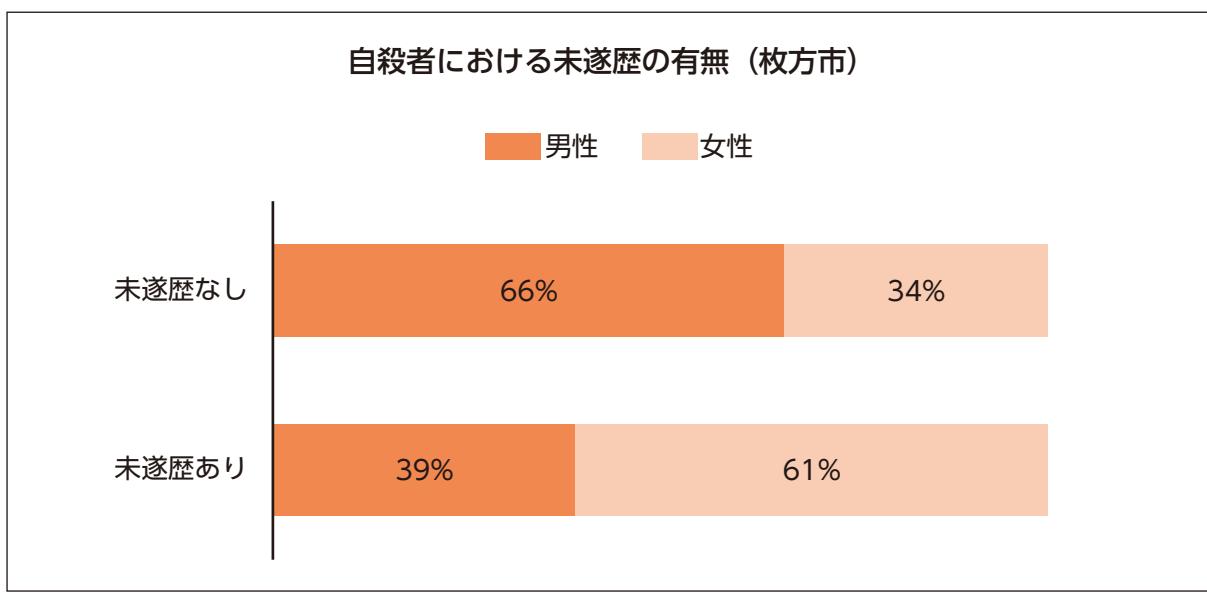


9 自殺者における未遂歴の有無

※平成24年～平成28年合計



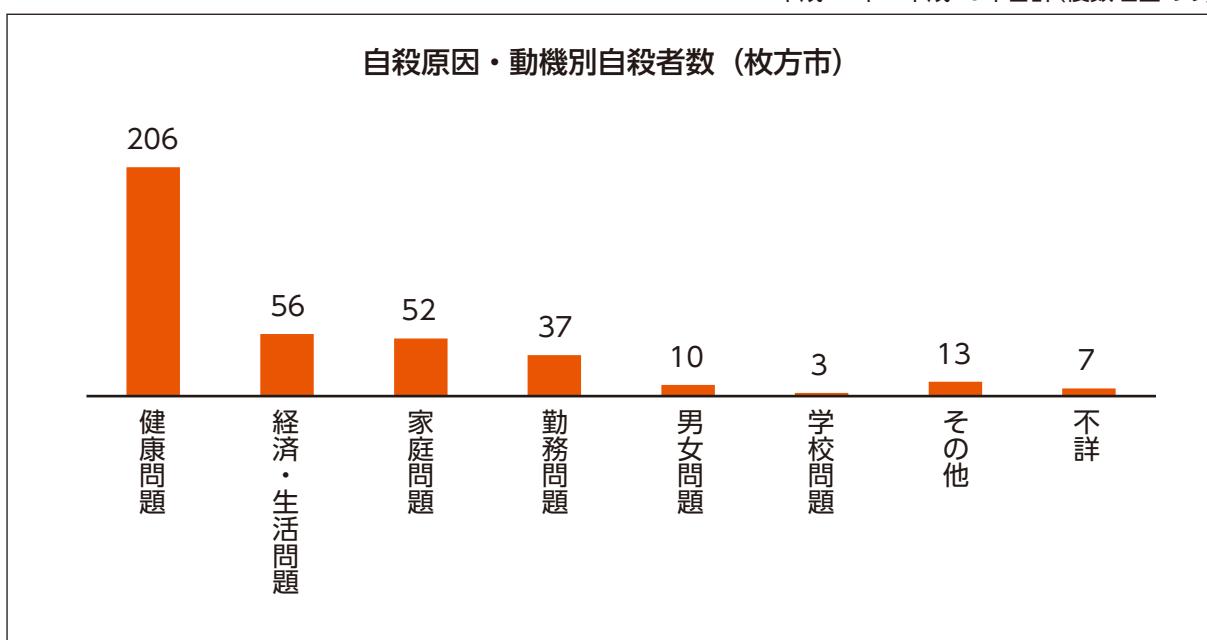
※平成24年～平成28年合計



厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」より枚方市作成

10 自殺原因・動機別自殺者数（枚方市）

※平成24年～平成28年合計(複数理由あり)



厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」より枚方市作成

自殺者の自殺原因でもっと多いのは健康問題となっています。次いで、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題となっています。

しかし、自殺の原因は単純なものではなく、社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化しています。複雑化・複合化した問題がもっとも深刻化したときに自殺は起きます。NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンクの調査によれば「平均して4つの要因（問題）が連鎖する中で自殺が起きている」とされています。

11 対策が優先されるべき対象について

枚方市の主な自殺の特徴（特別集計【自殺日・住居地、平成24年～28年合計】）

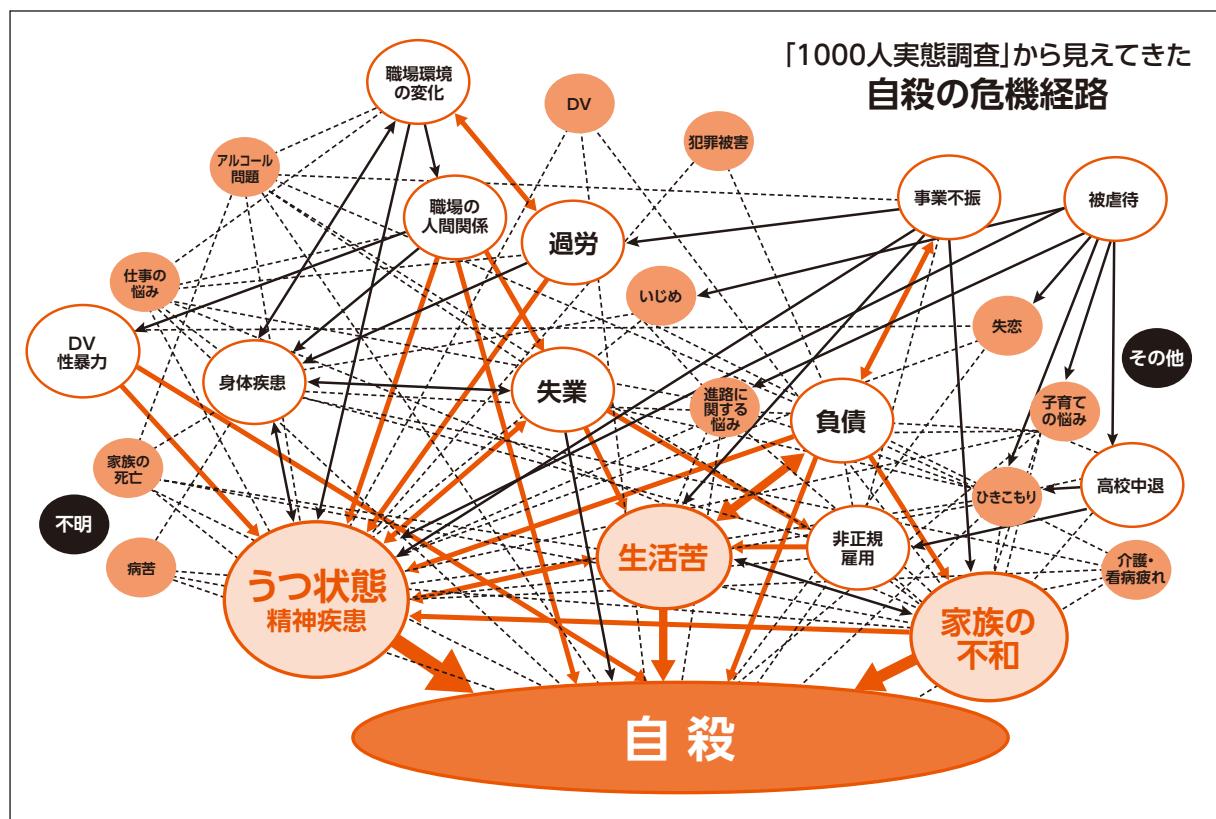
上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路の例**
1位：男性60歳以上無職同居	36	12.5%	23.0	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位：男性40～59歳有職同居	36	12.5%	17.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：女性60歳以上無職同居	28	9.8%	11.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：女性40～59歳無職同居	20	7.0%	13.0	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
5位：男性20～39歳無職同居	18	6.3%	45.2	①【30代その他無職】 ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】 就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

【出典】自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル2017

* 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。

* 自殺率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計したものです。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしたもので



NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク作成

12 枚方市「自殺対策に関する意識調査」結果

①調査内容

調査対象：枚方市在住の20歳以上の市民（住民基本台帳より無作為抽出）

調査対象数：4,000人

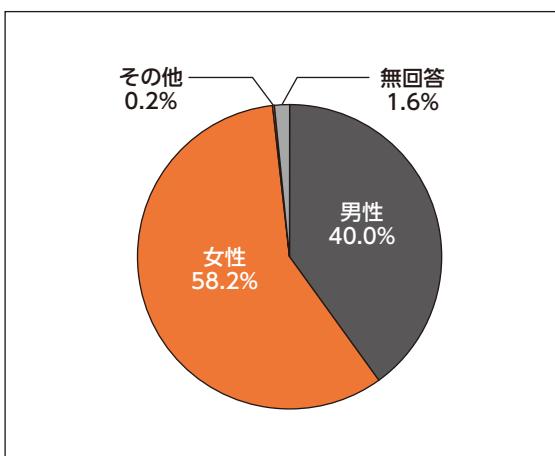
実施期間：平成30年7月3日～7月17日

調査方法：郵送による配布、回収

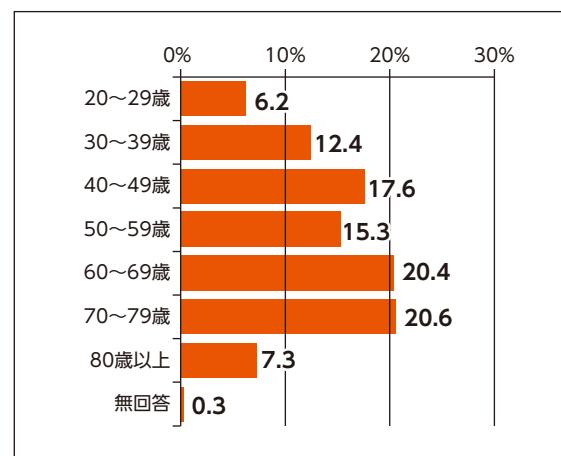
調査結果：有効票回答数1,491人、有効票回収率37.3%

②回答者の属性

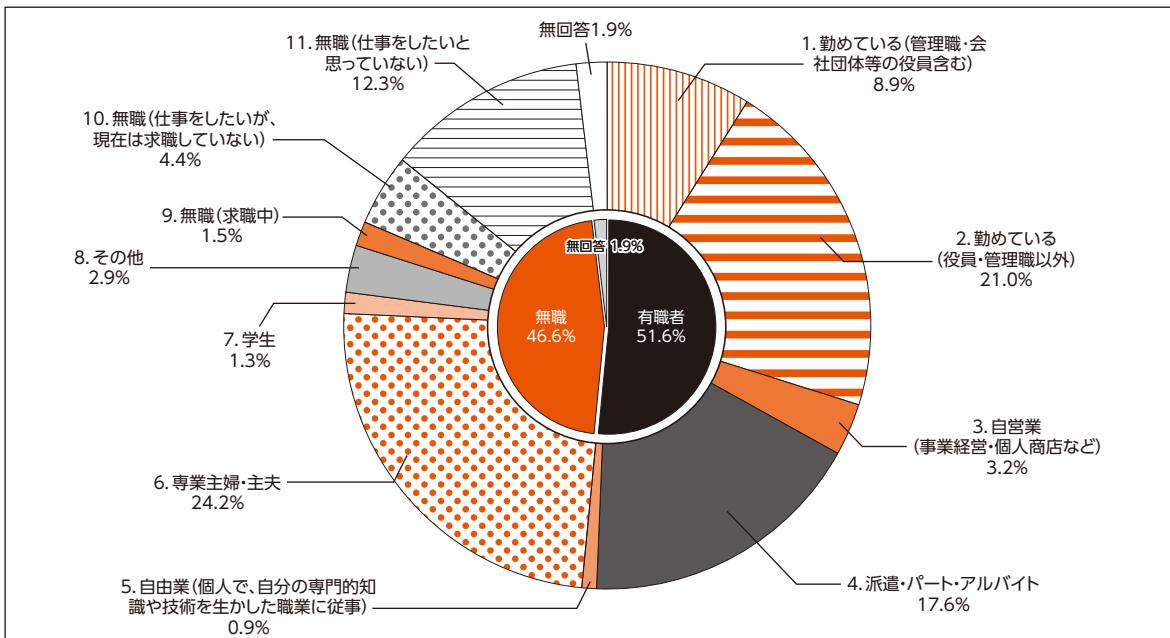
【問1】性別 (N=1491)



【問2】年齢 (N=1491)

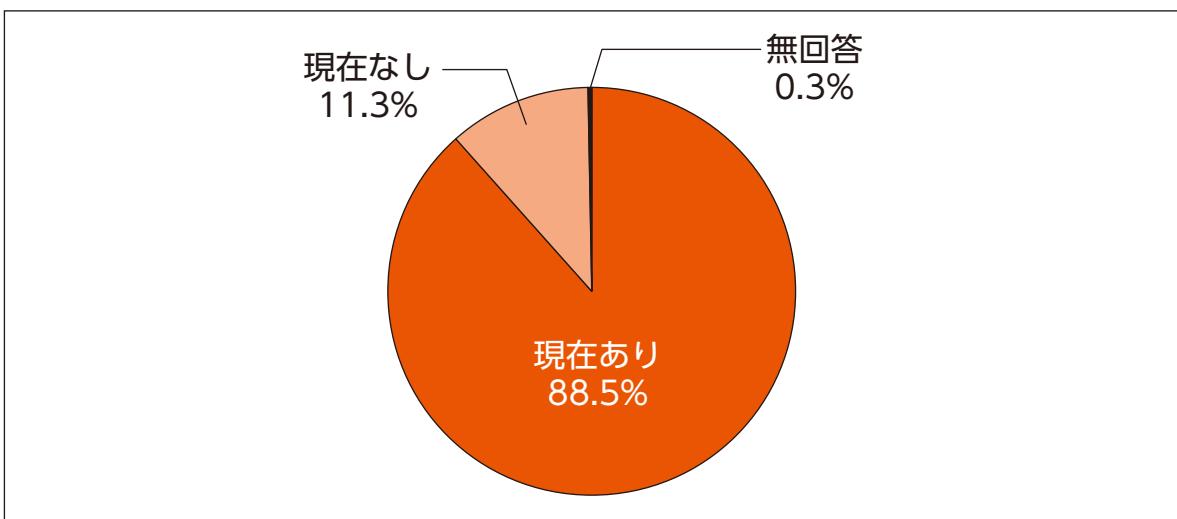


【問3】職業 (N=1491)



【問4】同居 (N=1491)

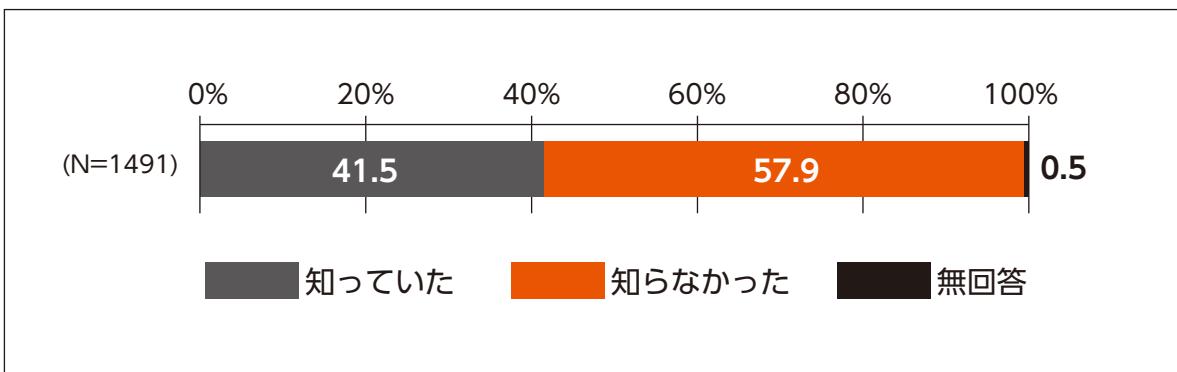
同居者が「現在あり」と答えたものは88.5%、であった。



③我が国の自殺者の状況、自殺対策の認知度

【問5】我が国の自殺者数は長い間、毎年3万人を超え、平成29年においても約2万1000の方が亡くなっています。このことを知っていましたか。

「知っていた」と答えたものは41.5%であった。



枚方市「自殺対策に関する意識調査」 結果の見方

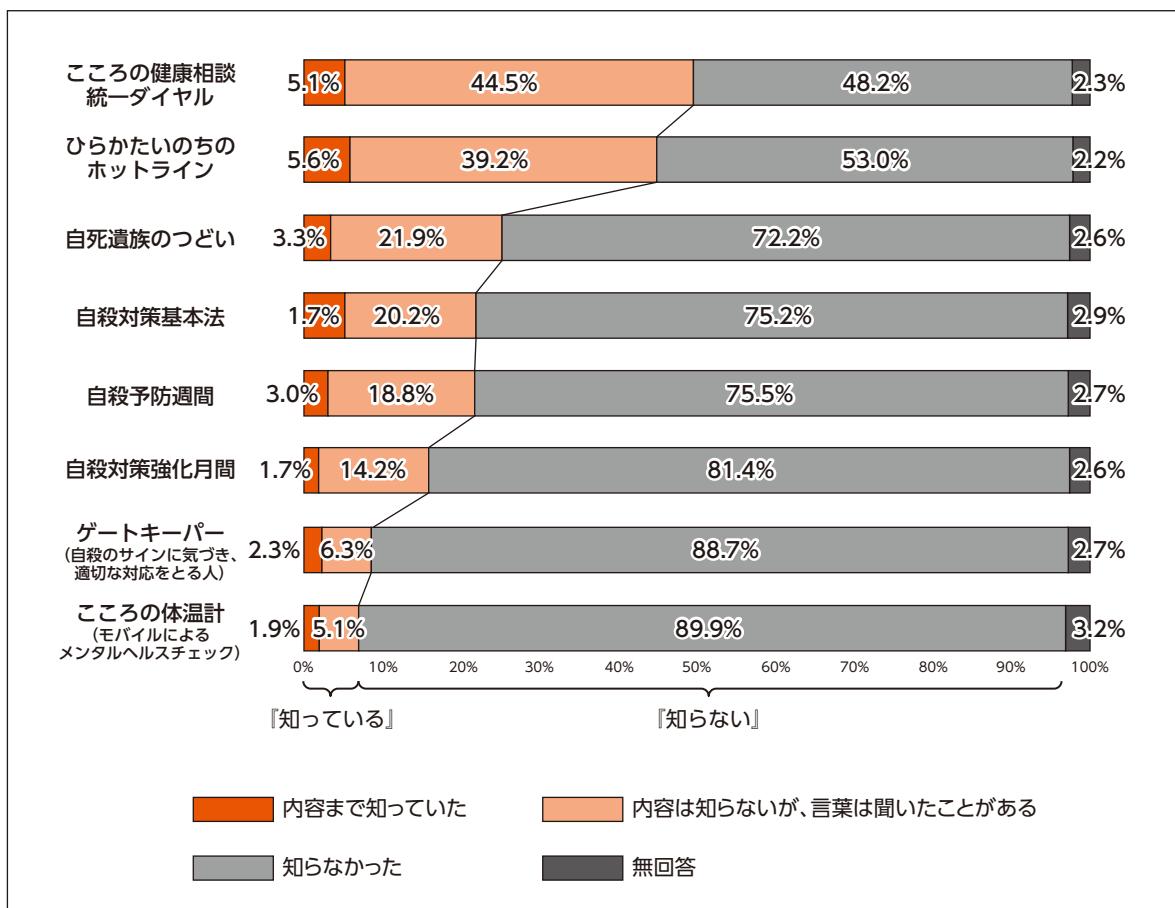
- 図及び表の”N”は各設問における母数を表しています。
- 百分比(%)は、少数第2位を四捨五入し、少数第1位までを表示しているため、個々の比率の合計が100%と一致しないことがあります。



枚方市 ひこぼしきん

【問6】自殺対策に関する各事項について知っていますか。(N=1491)

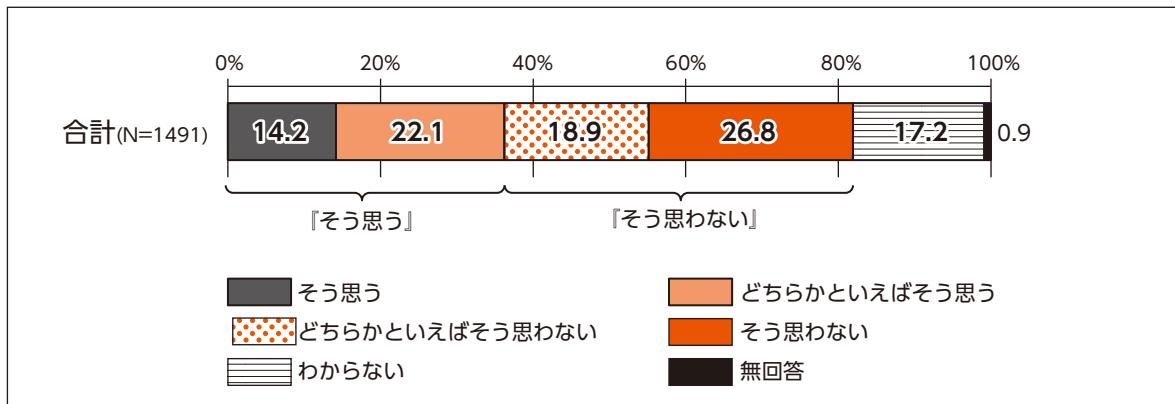
「内容まで知っていた」とするものは、多いものでも「ひらかたいのちのホットライン」5.6%、「こころの健康相談統一ダイヤル」5.1%であり、他の項目についても、内容まで知っていた人はあまり多くありません。



④自殺対策についてのあなたの考え方

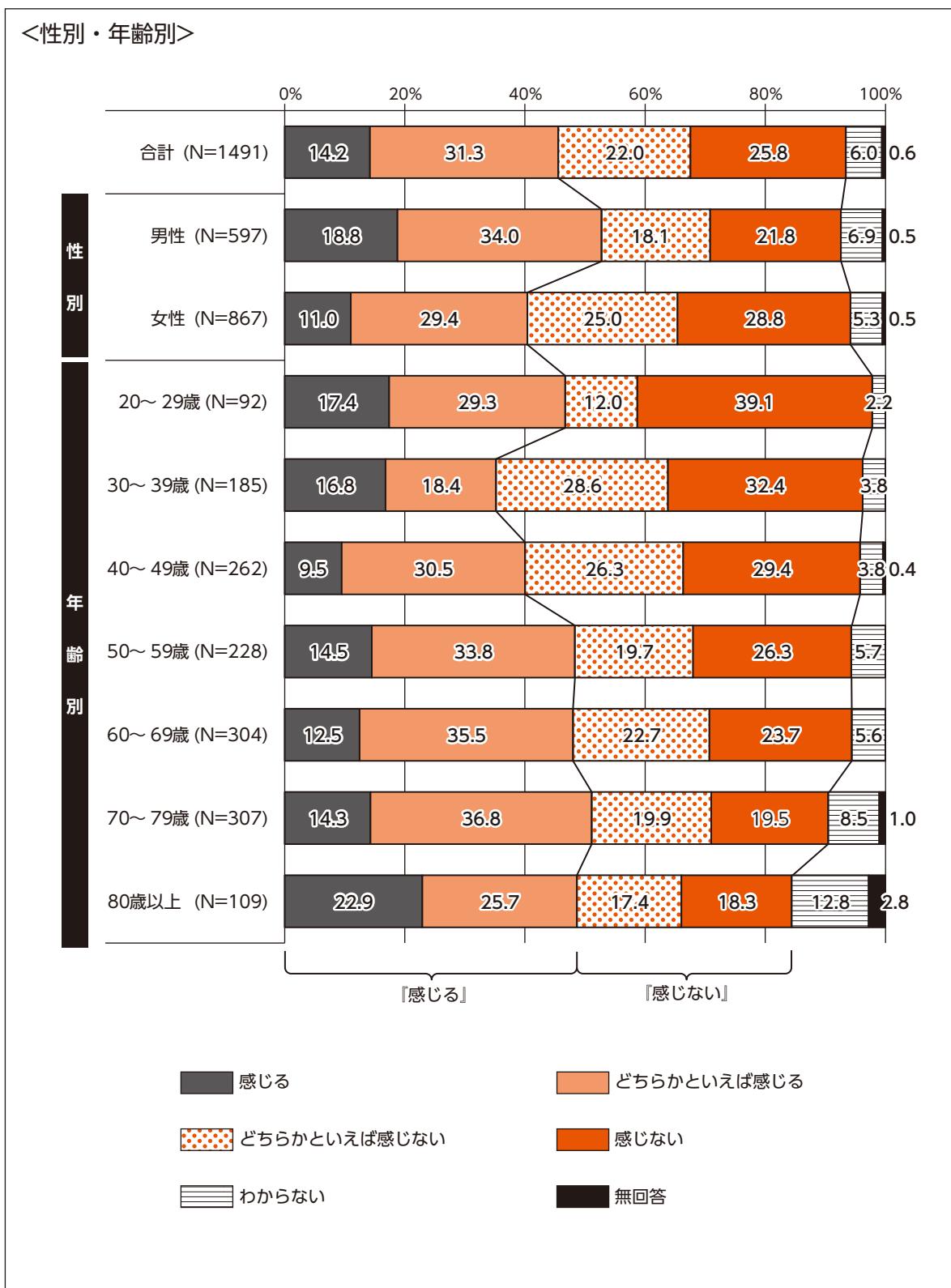
【問7】自殺対策は自分自身に関わる問題だと思いますか。(N=1491)

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』は36.3%で、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『そう思わない』は45.7%で、『そう思う』より9.4%高くなっています。

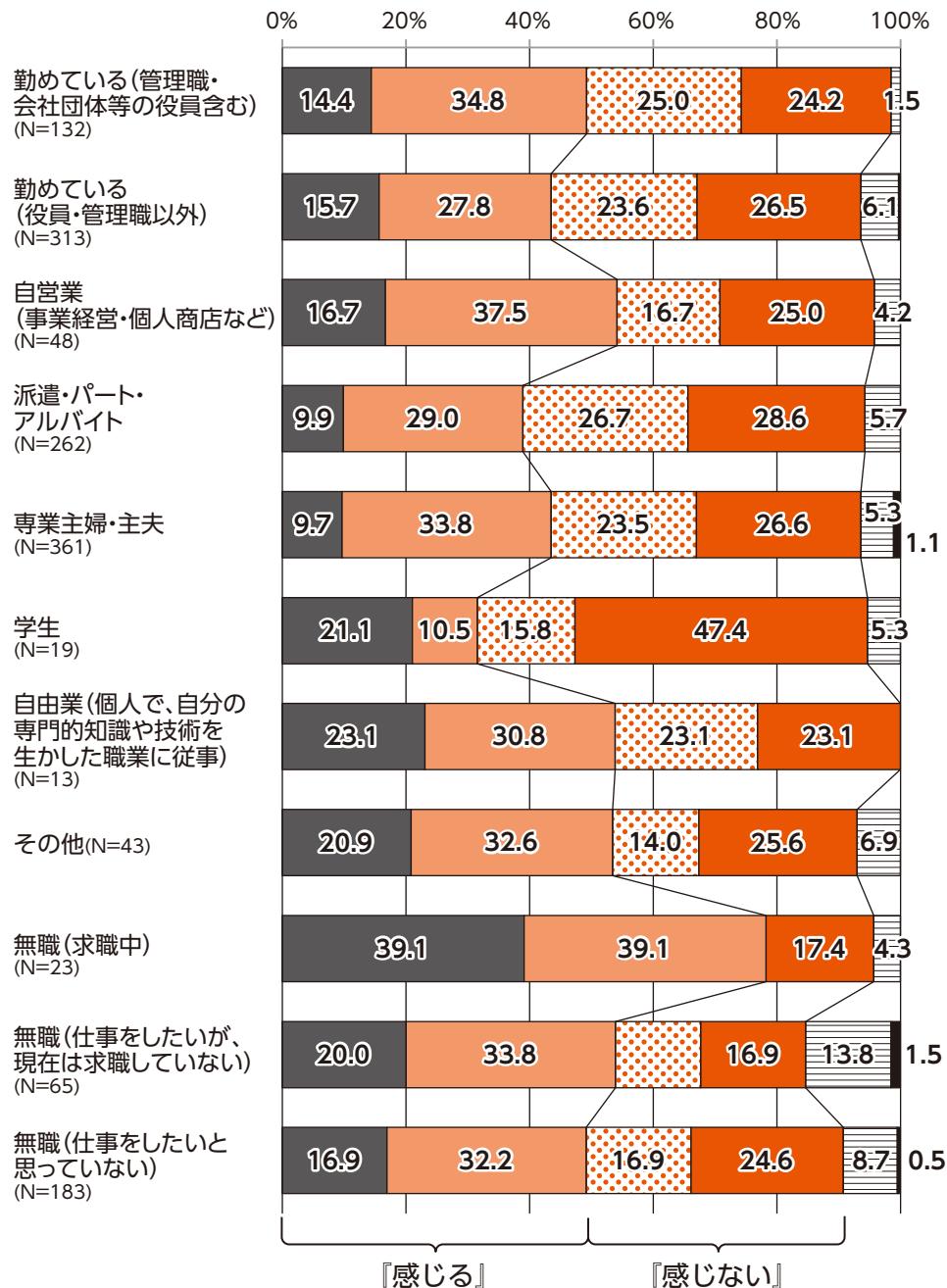


【問8】悩みを抱えたときやストレスを感じたとき、誰かに相談や助けを求めることがありますか。

ためらいを「感じる」「どちらかといえば感じる」を合わせた『感じる』は45.5%です。性別では、男性の方が女性よりためらいを『感じる』は12.4ポイント高くなっています。また、職業別にみると、ためらいを『感じる』では、「無職（求職中）」78.2%が最も高く、次いで「自営業」54.2%、「自由業」53.9%となっています。



<職業別>

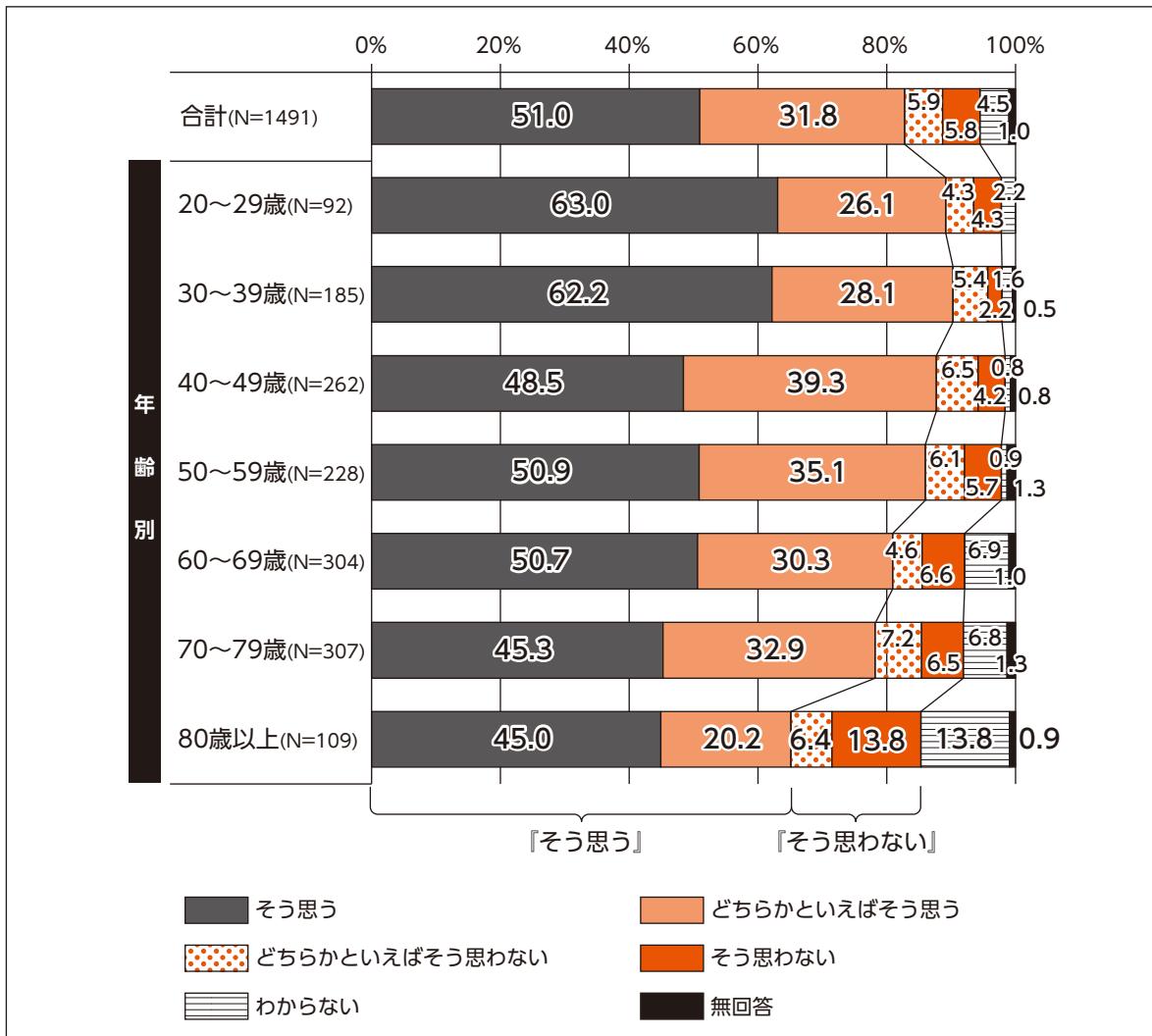


感じる
 どちらかといえば感じる
 どちらかといえば感じない
 感じない
 わからない
 無回答

【問9-1】あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を貸してくれる人は、あなたの周辺にいると思いますか。

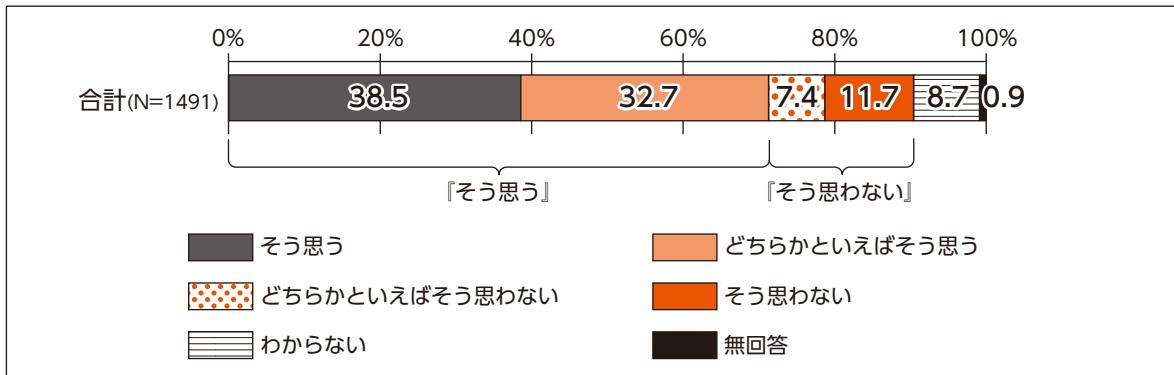
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』は82.8%です。

年齢別に見ると、『そう思う』は20~29歳89.1%ですが、年齢が高くなるにしたがって低下しており、80歳以上では65.2%になります。



【問9-2】あなたが物や金銭での支援を必要としているとき、支援してくれる人は、あなたの周囲にいると思いますか。

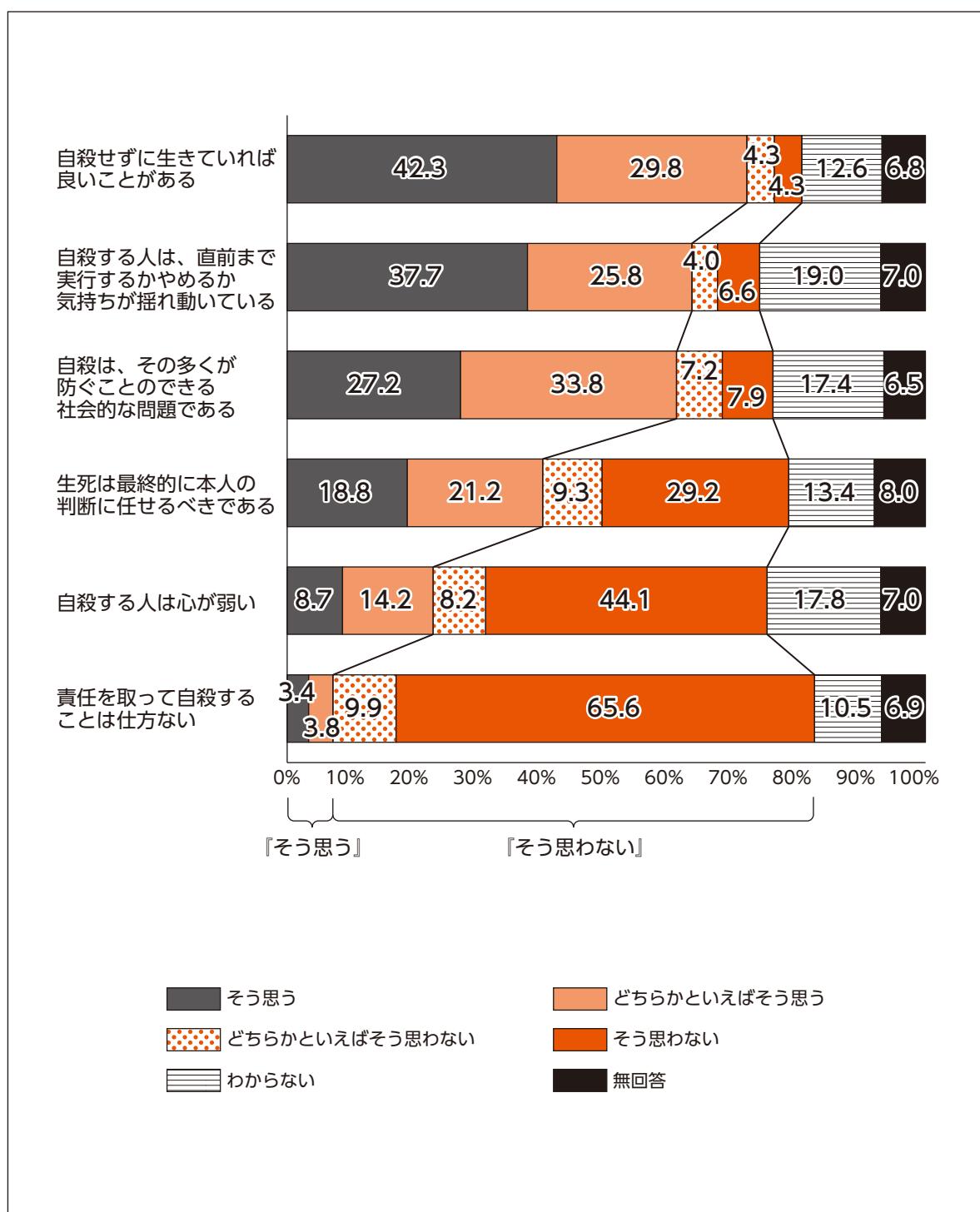
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』は71.2%です。



⑤自殺やうつについて

【問10】各設問についてどのように思いますか。

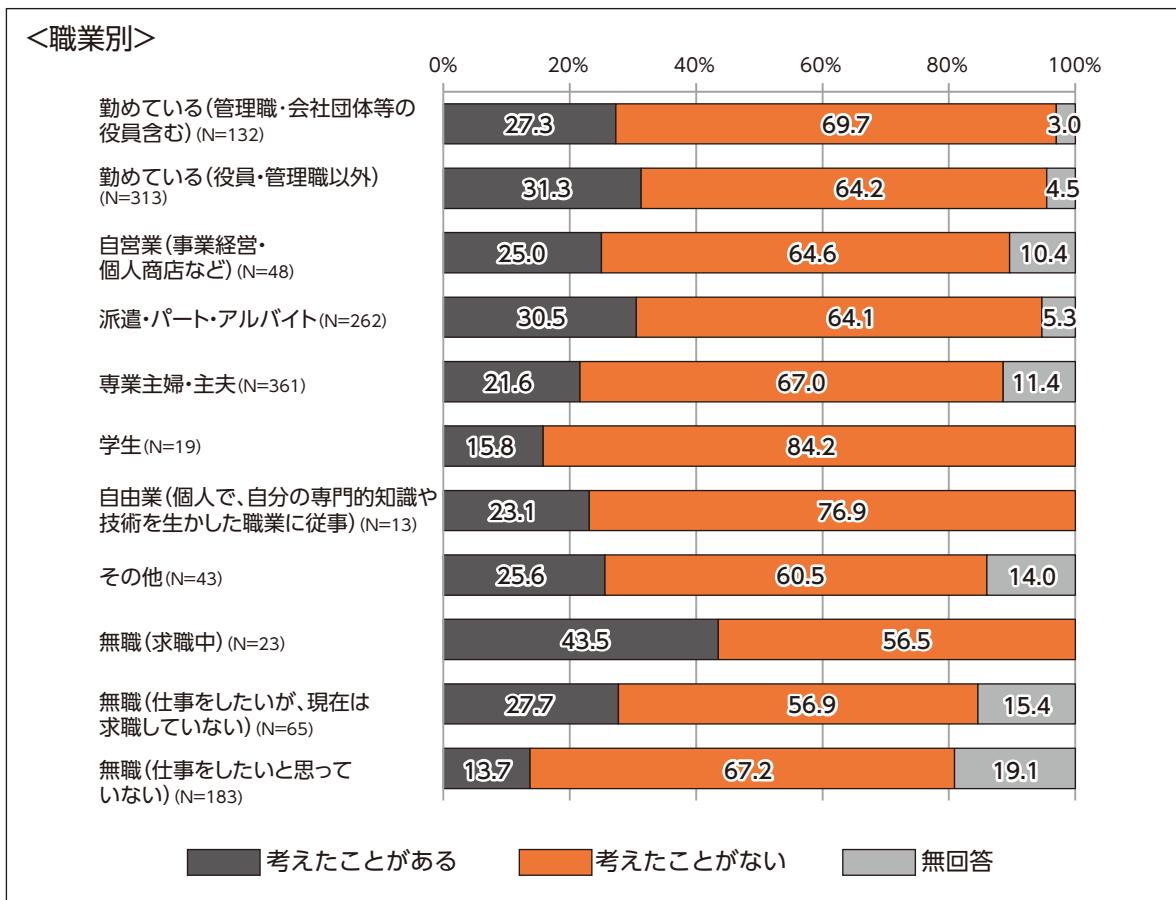
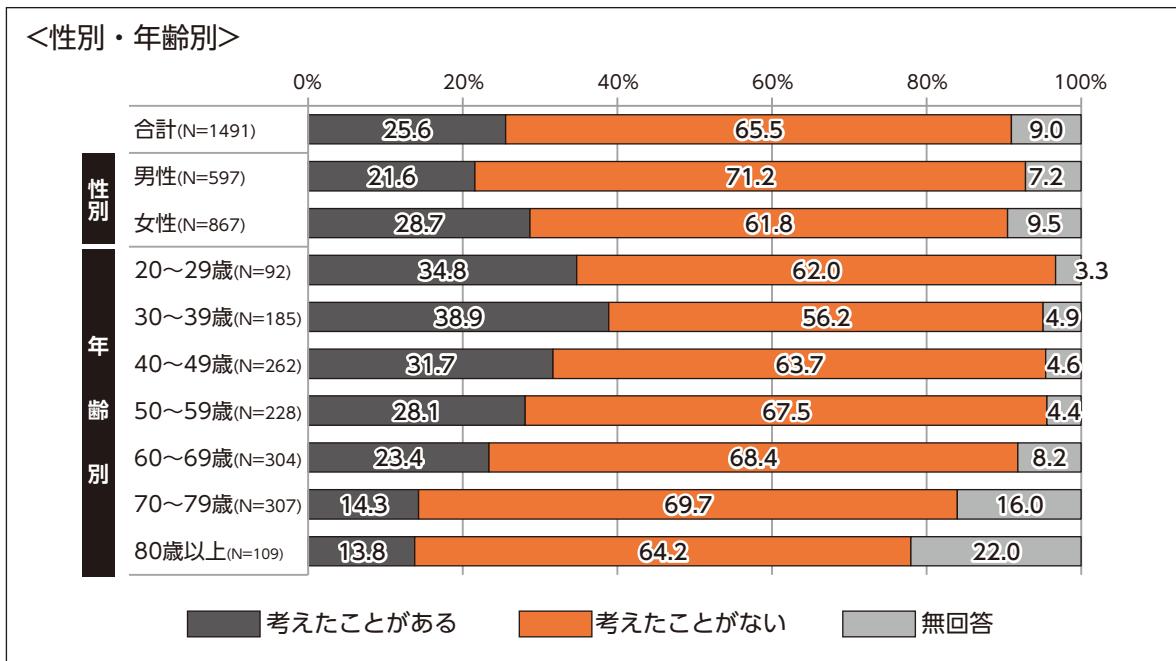
- 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』では、
 「自殺せずに生きていれば良いことがある」72.1%
 「自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている」63.5%
 「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」61.0%
 「生死は最終的に本人の判断に任せるべきである」40.0%
 「自殺する人は心が弱い」22.9%
 「責任を取って自殺することは仕方ない」7.2%です。



【問11】自ら命を絶ちたいと考えたことはありますか。

「考えたことがある」25.6%、「考えたことがない」65.5%です。性別でみると、「考えたことがある」は男性21.6%、女性28.7%です。年齢別でみると、「考えたことがある」は、20～29歳34.8%、30～39歳38.9%ですが、年齢が高くなるにしたがって低下し、80歳以上は13.8%です。

また、職業別では「考えたことがある」は「無職(求職中)」43.5%がもっと多く、次いで「派遣・パート・アルバイト」30.5%です。



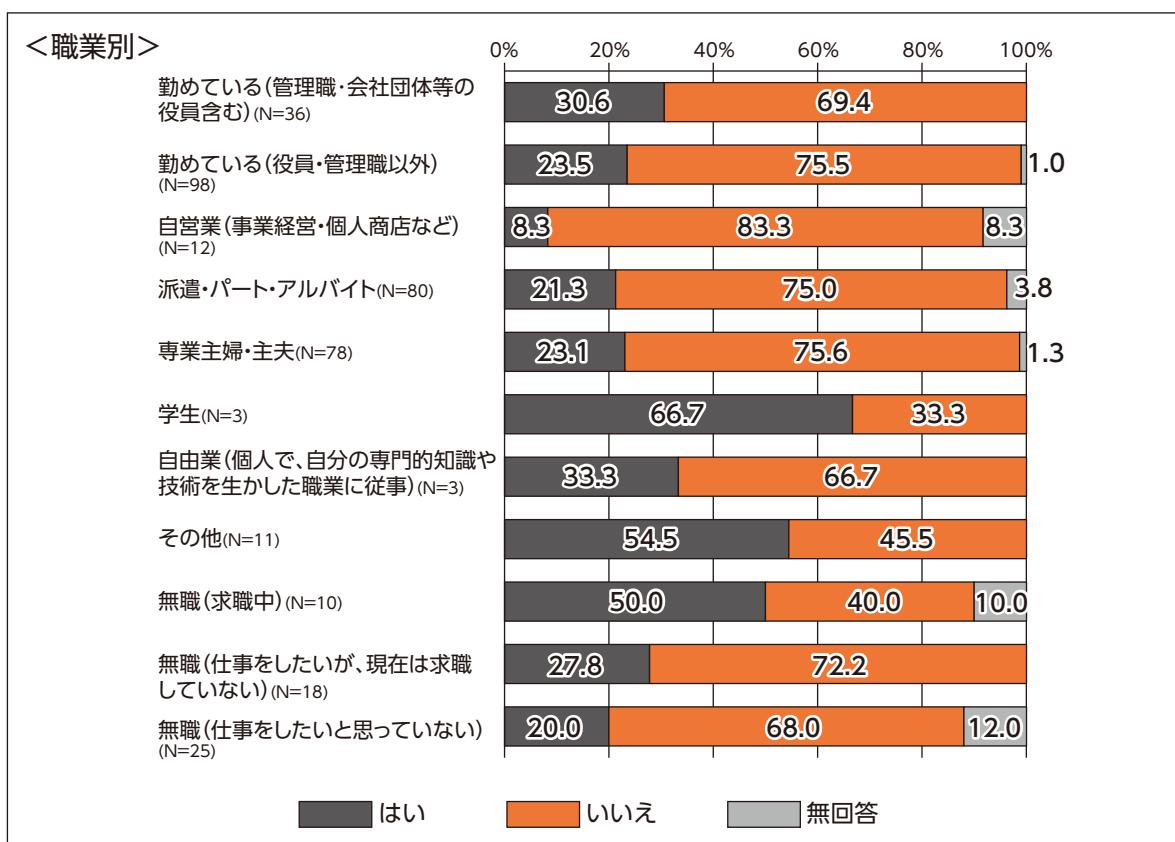
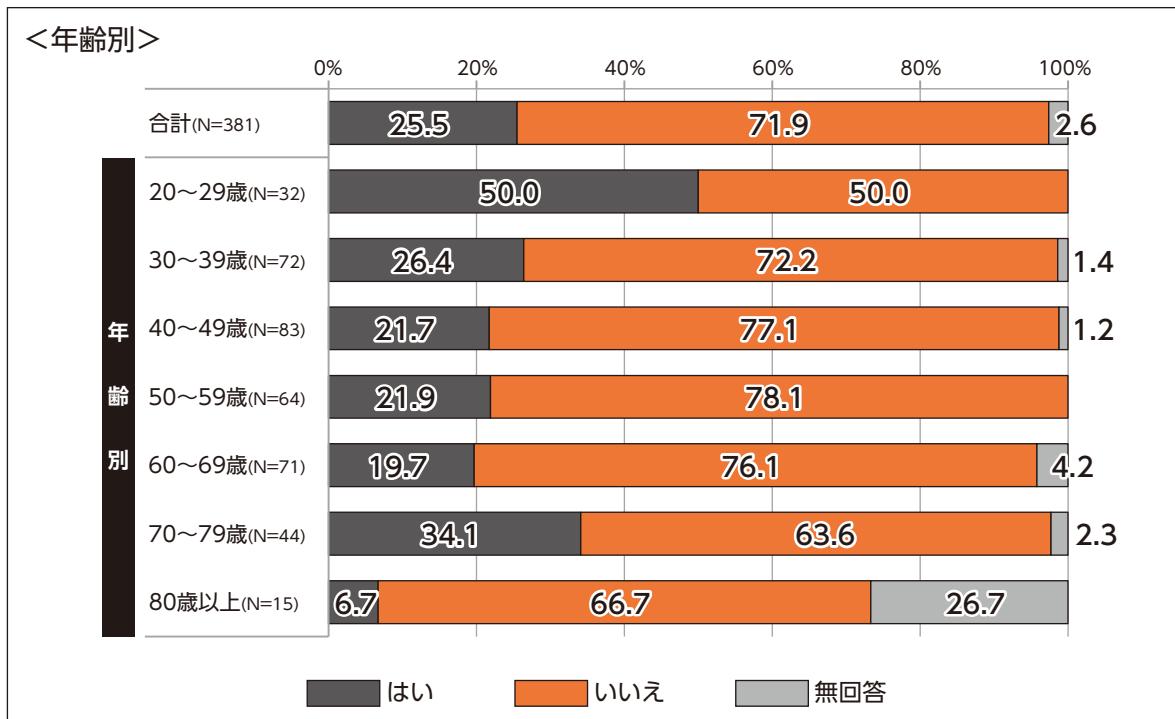
【問11-1】問11で「考えたことがある」と回答された方に質問します。

「最近1年以内に、自ら命を絶ちたいと思ったことがありますか。」

「はい」25.5%、「いいえ」71.9%です。

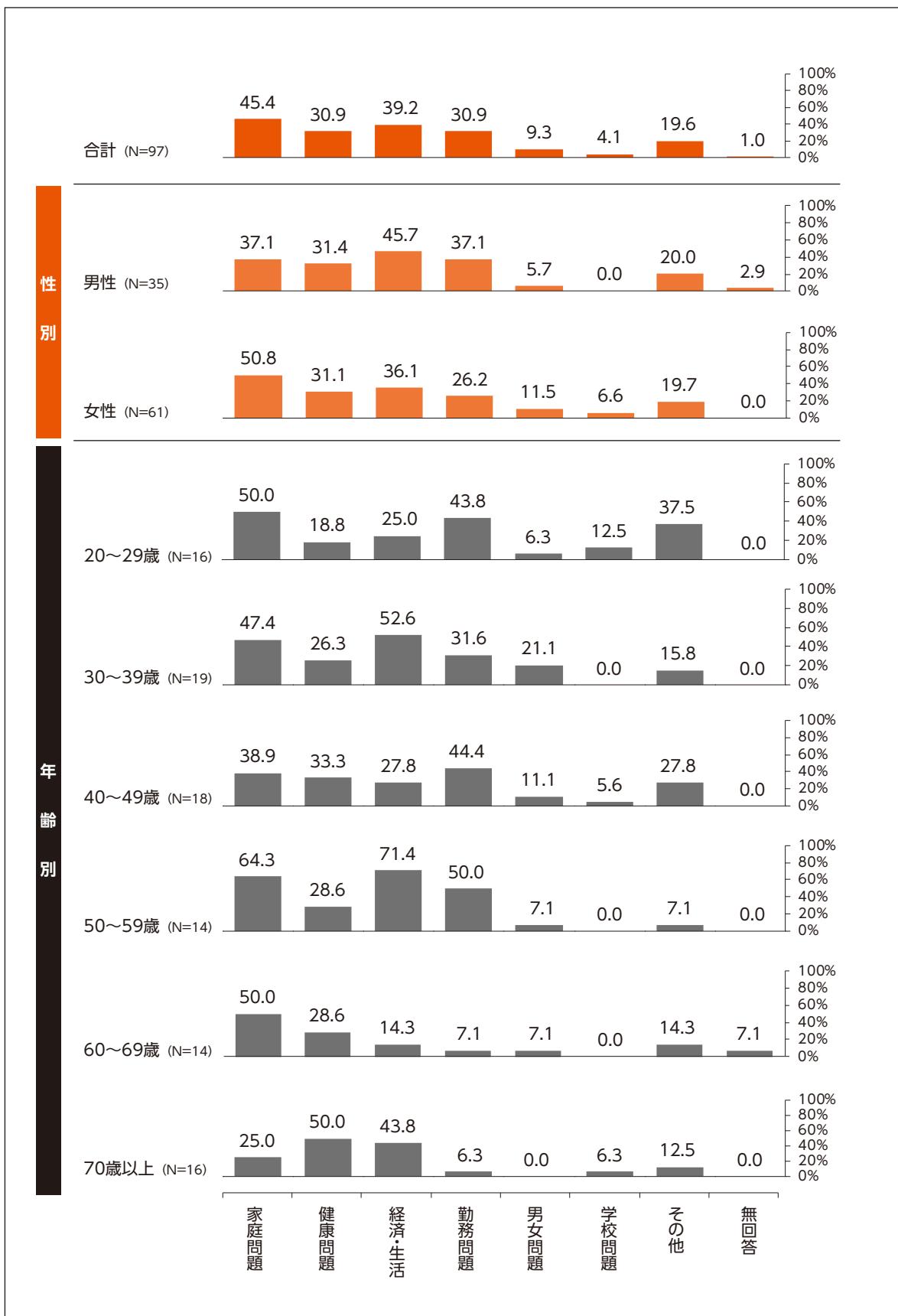
年齢別にみると、「はい」は、20～29歳50.0%、70～79歳34.1%で高くなっています。

職業別にみると、「はい」は、「学生」66.7%がもっとも高く、その他54.5%、無職(求職中)50.0%の順で高くなっています。



【問11-2-1】どのように思ったきっかけは何ですか。(複数回答)

「家庭問題」45.4%がもっとも多く、次いで「経済・生活問題」39.2%、「健康問題」30.9%、「勤務問題」30.9%となっています。



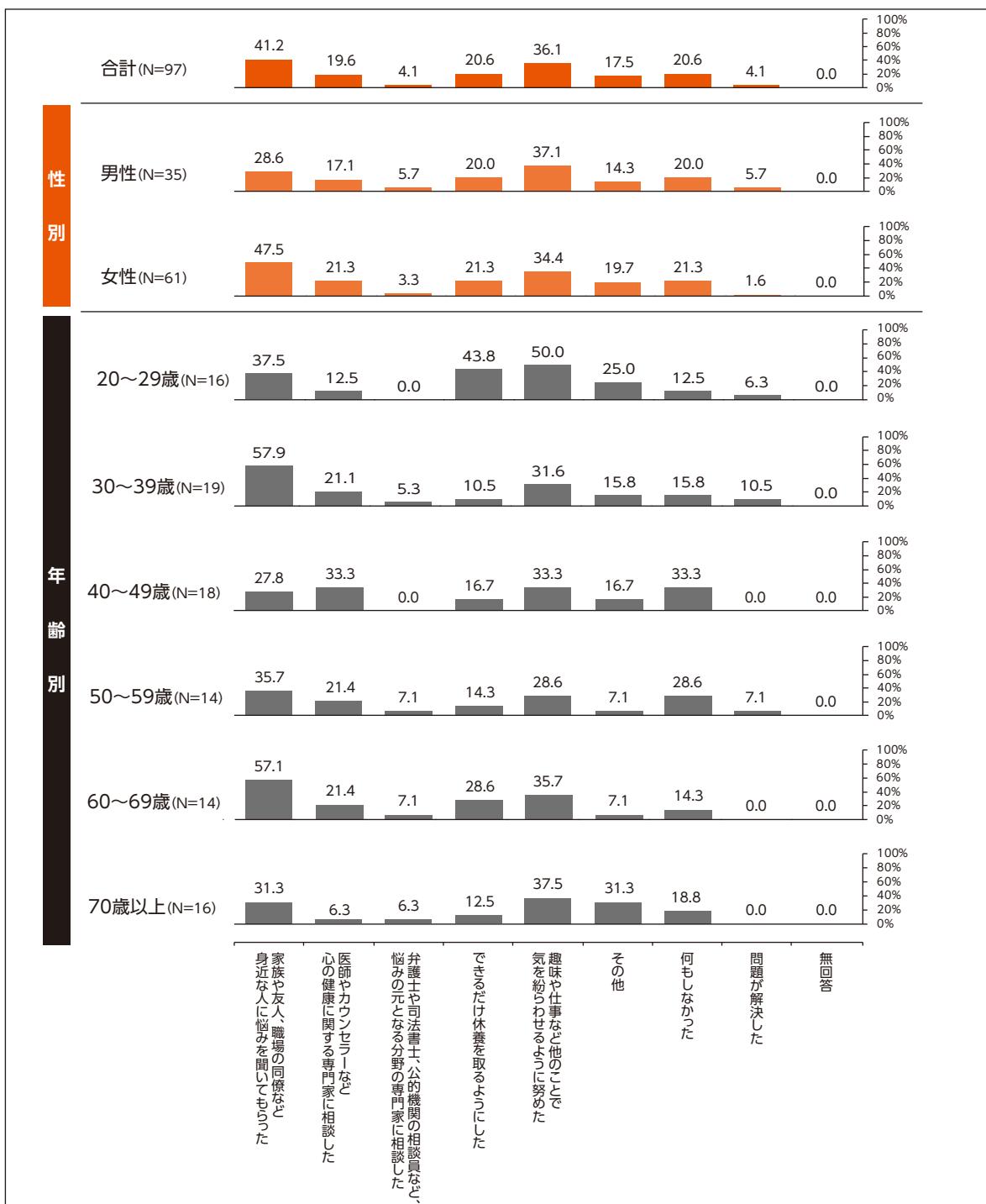
※80歳以上については、1名の為、70歳以上に含む。

【問11-2-2】 【問11-1】で「はい」と答えた方にお聞きします。そのように考えたとき、どのようにして対処しましたか。（複数回答）

「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」41.2%、「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」36.1%、「できるだけ休養を取るようにした」20.6%ですが、「何もしなかった」も20.6%あります。

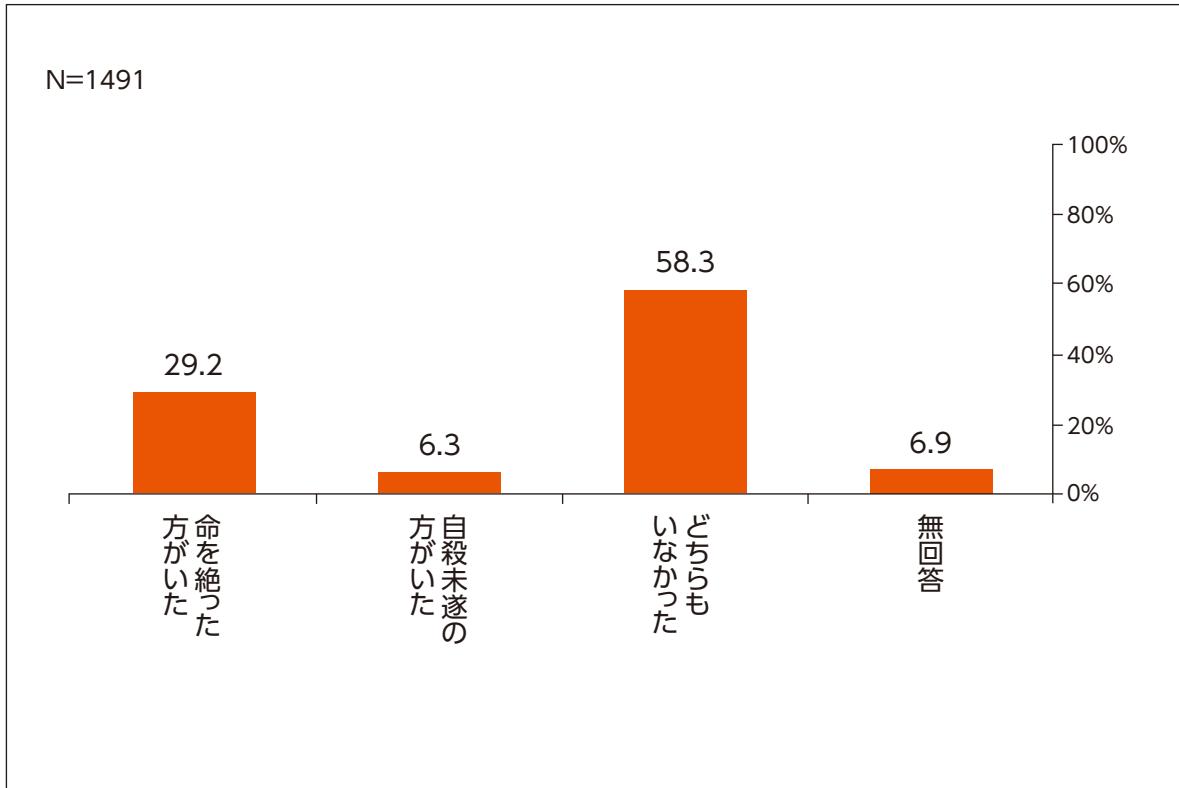
性別でみると、「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」では、男性が28.6%ですが女性は47.5%です。

「何もしなかった」は、40～49歳33.3%が最も高く、次いで50～59歳28.6%、70～79歳18.8%、30～39歳15.8%となっています。



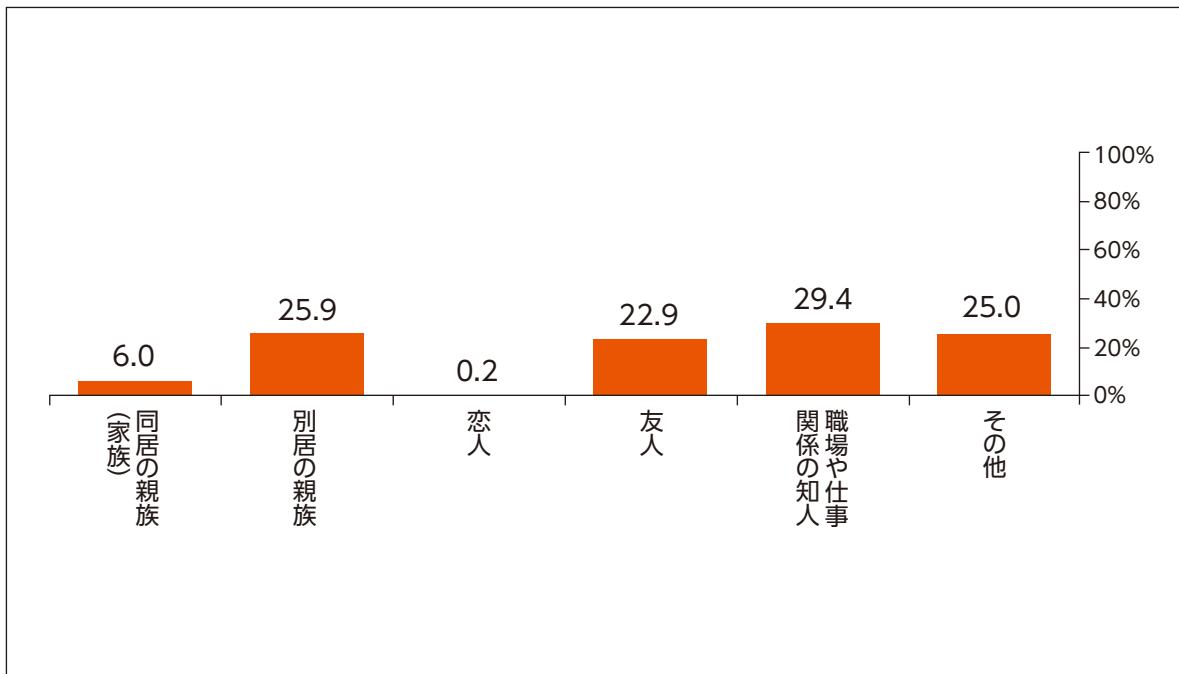
【問12】あなたの周りで、自ら命を絶った方や命を絶とうとした方はいらっしゃいましたか。 (複数回答)

「命を絶った方がいた」29.2%、「自殺未遂の方がいた」6.3%です。



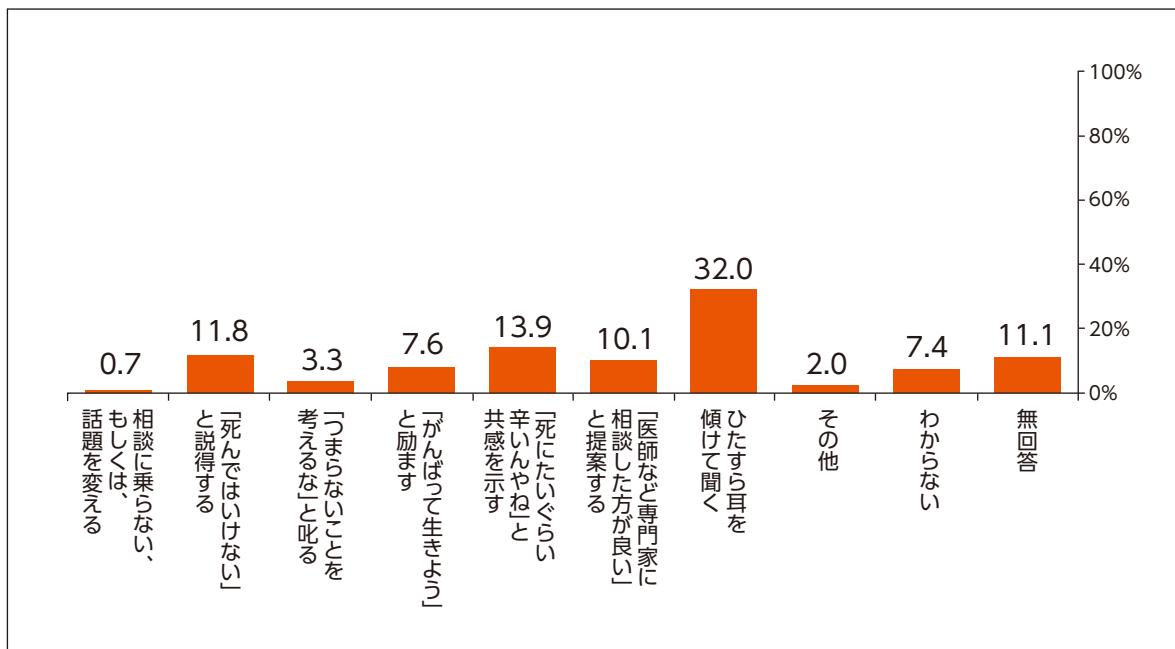
【問12-1】【問12】で「命を絶った方がいた」と答えた方にお聞きします。命を絶った方とあなたはどのような関係でしたか。 (複数回答)

「職場や仕事関係の知人」29.4%、「別居の親族」25.9%です。



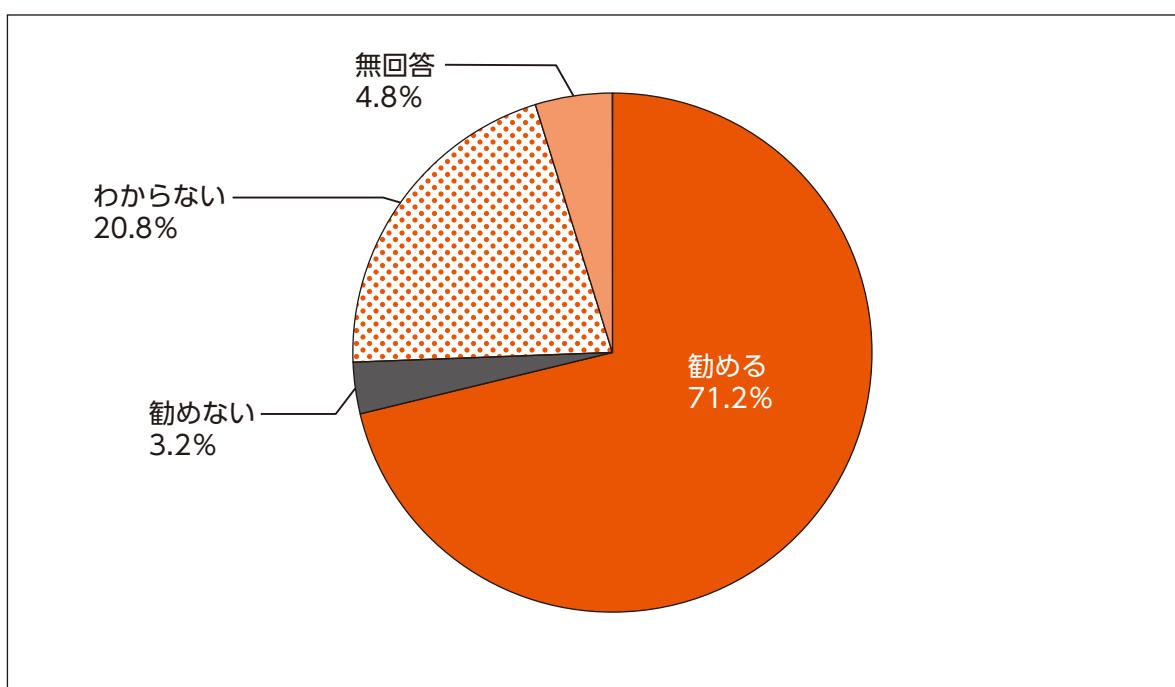
【問13】もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思いますか。

「ひたすら耳を傾けて聞く」32.0%が最も高く、次いで「死にたいぐらい辛いんやねと共感を示す」13.9%、「死んではいけないと説得する」11.8%、「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する」10.1%となっています。



【問14】もし仮に、身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口へ相談することを勧めますか。

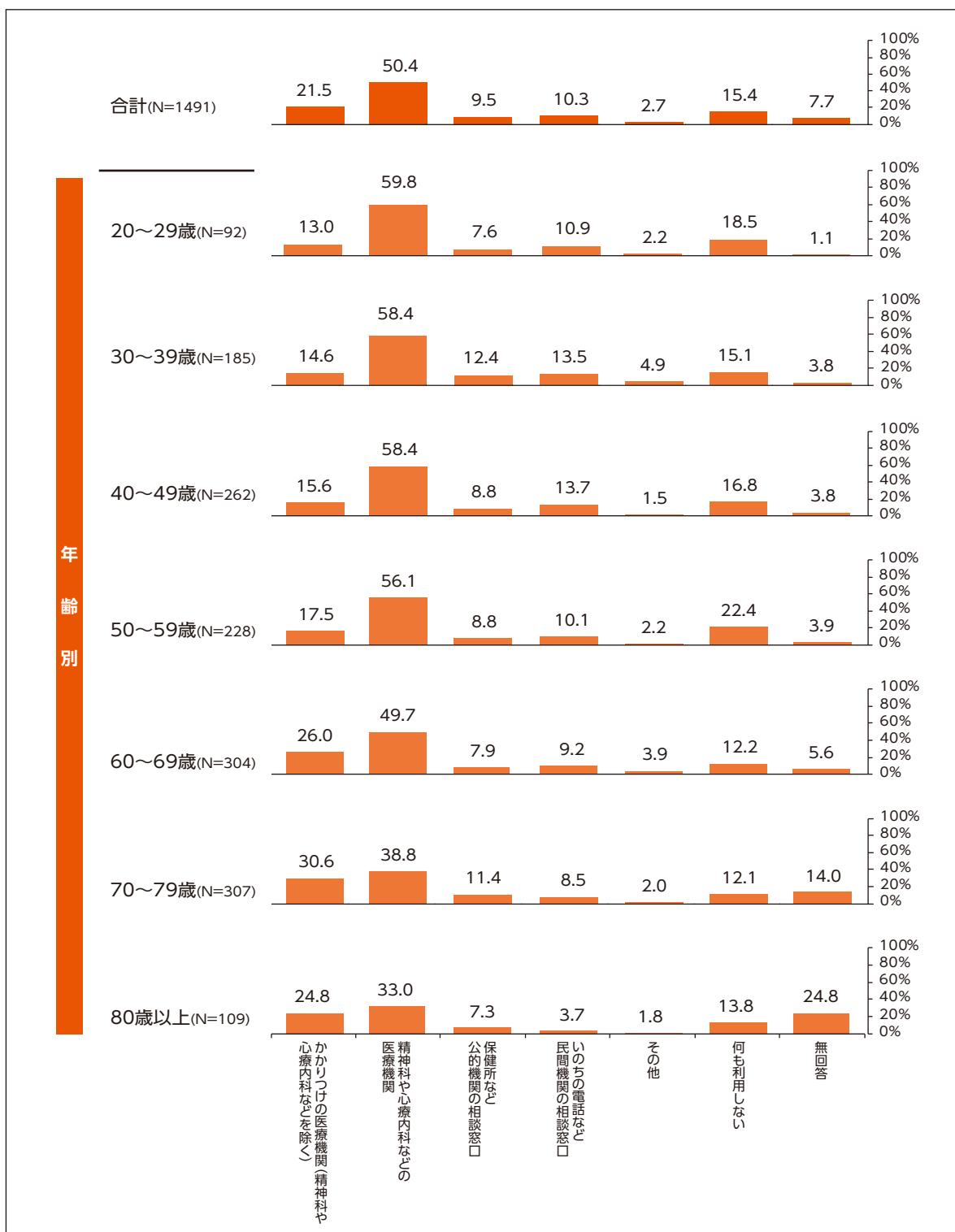
「勧める」71.2%、「勧めない」3.2%、「わからない」20.8%です。



**【問15】自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口のうち、
どれを利用したいと思いますか。（複数回答）**

「精神科や心療内科などの医療機関」50.4%が最も高く、次いで、「かかりつけの医療機関(精神科や心療内科などを除く)」21.5%、「何も利用しない」15.4%です。

年齢別でみると、「精神科や心療内科などの医療機関」は20歳代～50歳代では、50%を超えていますが、60歳代以降は低下しています。「かかりつけの医療機関(精神科や心療内科などを除く)」は年齢が高くなるにしたがって高くなっています。「何も利用しない」は若年・中年層でやや高く、高齢層では低くなっています。

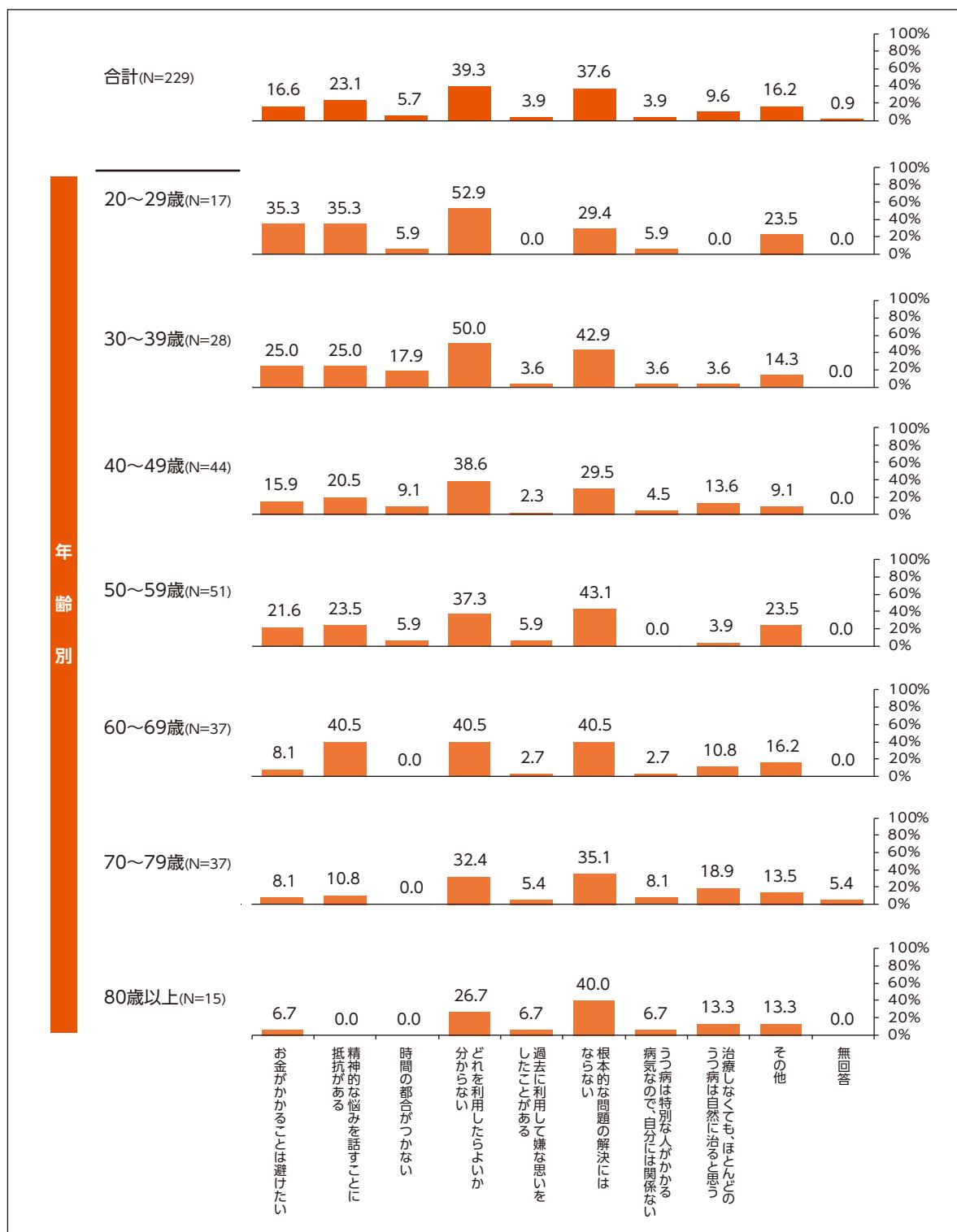


【問15-1】 「何も利用しない」と回答した理由は何ですか。 (複数回答)

「どれを利用したらよいか分からぬ」39.3%、「根本的な問題の解決にはならない」37.6%、「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」23.1%です。

年齢別でみると、「どれを利用したらよいか分からぬ」は20～29歳52.9%ですが、年齢が高くなるにしたがって低くなっています、80歳以上は26.7%です。

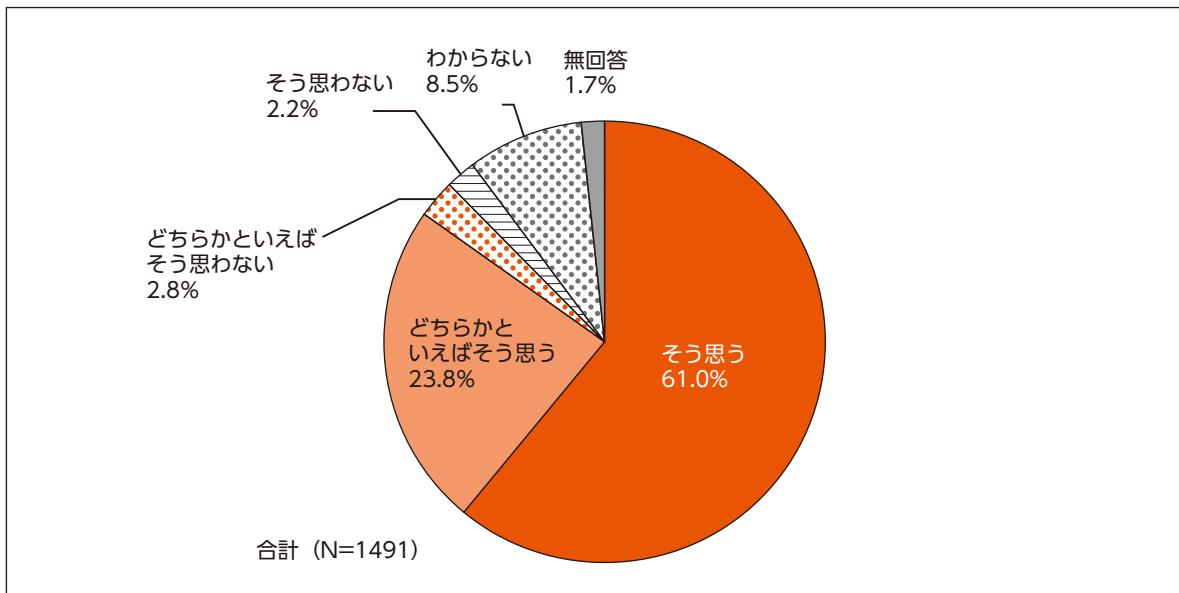
「お金がかかることは避けたい」は、20～29歳35.3%で、年齢が高くなるにしたがって低くなっています。「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」は、60～69歳40.5%、20～29歳35.3%が高くなっています。



⑥児童・生徒の自殺予防についての学び

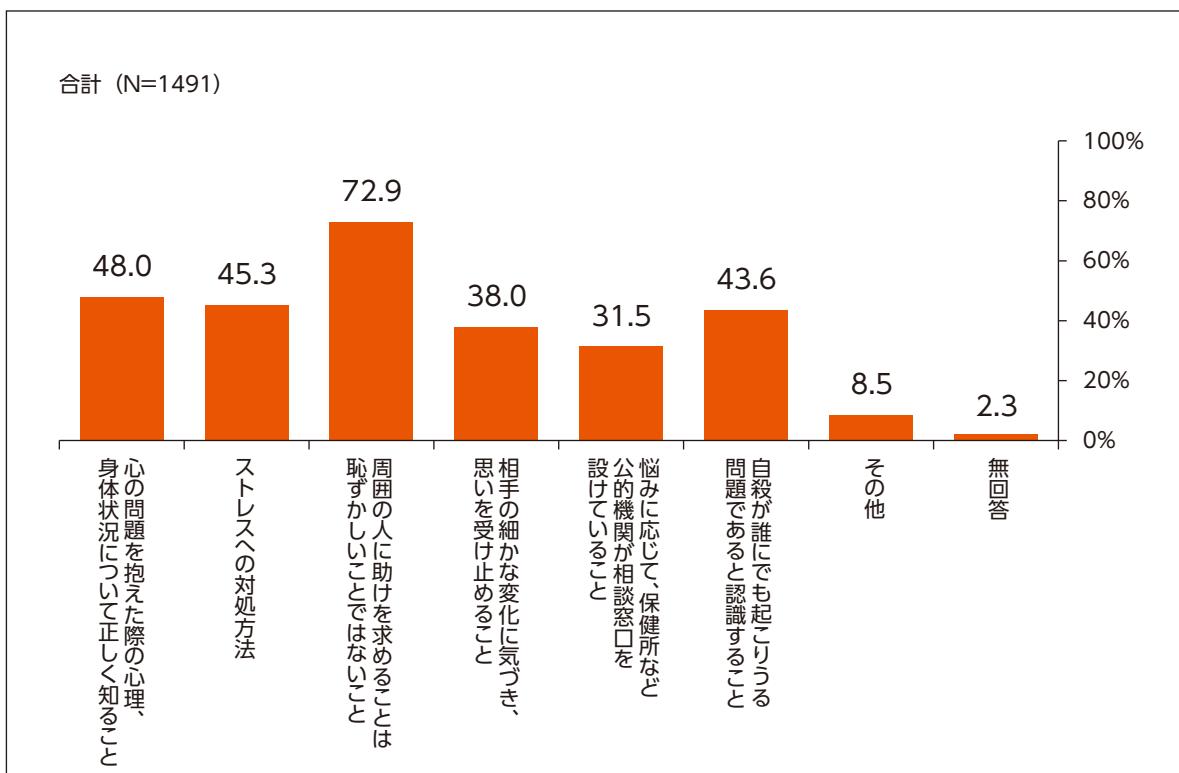
【問16】児童・生徒が自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思いますか。

「そう思う」61.0%と「どちらかといえばそう思う」23.8%を合わせた『そう思う』は84.8%です。



【問17】児童・生徒の段階において、どのようなことを学べば、自殺予防につながると思いますか。 (複数回答)

「周囲の人に助けを求めるることは恥ずかしいことではないこと」72.9%が最も高く、次いで「心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること」48.0%、「ストレスへの対処方法」45.3%、「自殺が誰にでも起こりうる問題であると認識すること」43.6%となっています。



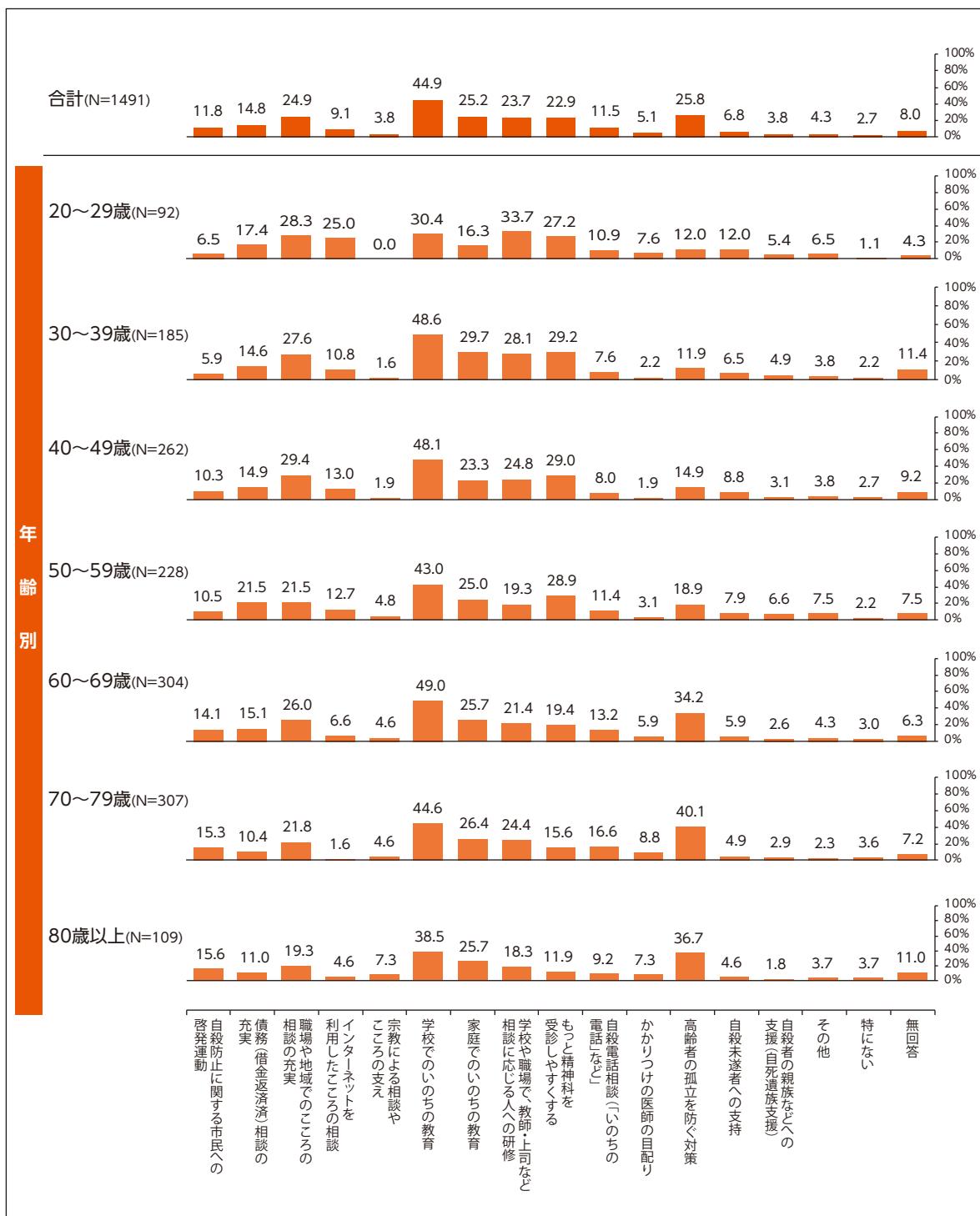
⑦自殺予防対策

【問18】自殺対策として、大切なと思うことはどのようなことですか。

(複数回答3つ以内)

「学校でのいのちの教育」44.9%が最も高く、次いで「高齢者の孤立を防ぐ対策」25.8%、「家庭でのいのちの教育」25.2%、「職場や地域でのこころの相談の充実」24.9%、「学校や職場で、教師・上司など相談に応じる人への研修」23.7%、「もっと精神科を受診しやすくする」22.9%となっています。

年齢別でみると、「高齢者の孤立を防ぐ対策」は年齢が高くなるにしたがって高くなり、60～69歳34.2%、70～79歳40.1%、80歳以上36.7%となっています。



13 枚方市の地域特性のまとめ

<地域自殺実態プロファイル・人口動態統計から>

- ① 本市における自殺者数と自殺死亡率は、平成22年以降減少傾向にありました。しかし、平成27年に増加に転じ、平成29年に再び減少しています。
- ② 自殺者数の男女別割合は、男性が多くなっています。
- ③ 年代別自殺死亡率は、20歳未満男性と50歳代女性が全国平均を上回っています。20歳未満女性は全国平均と並んでいます。本市では男女共に50歳代が他の年代と比べて高くなっています。
- ④ 年代別死因では、10歳代から30歳代の1位が自殺となっています。40歳代と50歳代は3位に自殺が入っています。
- ⑤ 職業別自殺者割合は、無職者が多く、特に年金受給者等が最も多い割合となっています。有職者では被雇用者・勤め人が多くなっています。
- ⑥ 自殺者における自殺未遂歴では、未遂歴があるのは男性と比べて女性の方が多いとなっています。
- ⑦ 自殺原因・動機別自殺者数では、健康問題が最も多くなっています。次いで、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題となっています。

<枚方市「自殺対策に関する意識調査」から>

- ① 自殺対策に関する各事項の中でも、「ゲートキーパー」や「こころの体温計」を知っている人はいずれも10%以下と低くなっています。
- ② 悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、助けを求めることがめらいを感じる人は45.5%います。職業別でみると「無職（求職中）」の人は78.2%と最も高くなっています。
- ③ 不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人が周囲に「いる」と思う人は82.8%ですが、年齢が高くなるにつれて低下しています。
- ④ 自ら命を絶ちたいと考えたことがある人は、25.6%ですが、20歳代・30歳代・40歳代は30%以上となっています。職業別でみると、無職（求職中）が43.5%となっています。
- ⑤ 自ら命を絶ちたいと考えたことがある人のうち、1年以内に考えた人は25.5%ですが、年代別でみると20歳代と70歳代が多く、職業別でみると、学生が66.7%、無職（求職中）は50%となっています。

- ⑥ 1年以内に自ら命を絶ちたいと考えたきっかけは、「家庭問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、次に「健康問題」「勤務問題」となっています。
- ⑦ 自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたときの専門の相談窓口の利用として、「何も利用しない」人は15.4%となっていますが、その理由として「どれを利用したらよいか分からない」と回答した人が最も多くなっています。
- ⑧ 児童・生徒が自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思う人は84.8%となっています。
- ⑨ 自殺対策として、大切だと思うことは、「学校でのいのちの教育」が最も多くなっています。年代別でみると、高齢者層では「高齢者の孤独を防ぐ対策」、若年者層では「学校や職場で、教師や上司など相談に応じる人への研修」が多くなっています。また「職場や地域のこころの相談の充実」や「もっと精神科を受診しやすくする」も20%以上となっています。



枚方市において必要な対策

- 自殺対策について、理解を進めるための市民への啓発と相談窓口等の周知
- 自殺対策を支える関係機関職員や市民を対象とした人材の育成
- 自殺リスクを抱える可能性のある問題は多種多様であり、様々な相談窓口において丁寧な支援を行うためのネットワークや支援の充実
- 自殺死亡率等から各年代別に重点的に行う取り組みとして、「中高年者」「子ども・若者」への支援、自殺原因において重点的に行う取り組みとして「経済問題や就労支援」「勤務問題」への取り組み
- 児童生徒が自殺対策について学ぶ機会の構築

第3章　自殺対策の方向性

枚方市では、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、次のような基本理念のもとに、自殺対策関連施策を総合的・計画的に実施していきます。

基|本|理|念

誰もが自殺に追い込まれることなく、安心して生きることができるように、社会全体で生きることの包括的な支援を行い、市民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らせる「ひらかた」を目指します。

【自殺対策の方向性】

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じて対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する

1 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、生活問題、健康問題、家庭問題等の「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の物事の捉え方、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

3 対応の段階に応じて対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策については、「事前対応」「危機対応」「事後対応」の段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。

1) 「事前対応」

心身の健康の保持増進についての取り組み、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行う。更にその前段階の取り組みとして、学校において、つらいときや苦しいときには助けを求めてよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進していく必要があります。

2) 「危機対応」

現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自死に至らないよう対応を行う。

3) 「事後対応」

不幸にして自死や自殺未遂が生じてしまった場合に、家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自死を発生させない取り組みを行う。

4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、こうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、市民の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、協力を得ながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

施策体系

国が示す基本施策 (第4章 P35~)

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 生きることの促進要因への支援
4. 住民への啓発と周知

市として優先すべき対策 (第5章 P41~)

1. 中高年者への支援
2. 子ども・若者への支援
3. 経済問題に関わる取り組み
4. 勤務問題に関わる取り組み

第4章 国が示す基本施策

基本施策とは、国から全国的に実施することが望ましいとされている施策のことであり、いわば地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みとなります。「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「生きることの促進要因への支援」「住民への啓発と周知」の4つの施策について、それぞれを強力に、かつ連動させて総合的に推進します。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

○自殺対策のためのネットワーク会議の開催

本市の自殺対策について、府内外の各分野（医療・福祉・労働・教育・司法等）の関係機関で共通認識を持ち、連携・協力しながら総合的に推進します。

○他の事業を通じて地域に展開されているネットワークとの連携

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク、特に自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携体制を整備します。

取り組みの指標

指標	現状値(平成30年度)	平成35年度目標	推進方向
自殺対策ネットワーク会議の充実 (保健予防課)	医療機関、警察署、 消防署、 枚方市社会福祉協議会、 市	連携分野の拡大	↗

※現状値については、自殺予防対策関係機関実務者会議の参加機関



自殺予防対策関係機関実務者会議

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

○市職員・教職員・関係機関や市民等向けのゲートキーパー養成研修の開催

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進していく上での基礎となります。市職員や教職員、関係機関、市民を対象とするゲートキーパー養成研修を実施します。

取り組みの指標

指標	現状値	平成35年度目標	推進方向
ゲートキーパー養成研修を受講した者が所属する課の割合（庁内） (保健予防課)		100%	↗
ゲートキーパー養成研修における理解度 受講後に「理解できた」と回答した割合 (保健予防課)		70%以上	↗

ゲートキーパーとは

『命の門番（＝ゲートキーパー）』と位置付けられる人のことで、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができる人のことです。特別な資格はありません。行政や関係機関等の窓口、家族や同僚、友達等様々な立場からその役割を期待されます。

ゲートキーパーの役割

気づく まわりの人のいつもと違う変化に気づき、声をかける

傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぐ 必要があれば早めに専門家に相談するよう促す

見守り つないだあとも、温かく見守る



基本施策3 生きることの促進要因への支援

○警察や医療機関との連携による自殺未遂者への支援

自殺の再企図の可能性が高い自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、警察（枚方警察署・交野警察署）からの支援対象事案情報提供書や医療機関等からの連絡を受け、支援対象者へ連絡し、自殺未遂者への支援を行います。支援対象者の背景にある問題を把握し、その解決に必要な相談窓口や関係機関の専門相談等を紹介し、相談に繋ぐ場合は、対象者の状態や能力等に応じて、連絡や同行など必要な支援を行います。

○遺された人への支援、自死遺族の方々への支援

大切な人を亡くされた家族や周囲の人々の心情に配慮し、大切な人を自死で失った苦しい気持ちを分かち合う場として、自死遺族わかつあいの会「ふきのとうの会」の案内や悩みの相談窓口等の情報提供を行います。また、自死遺族わかつあいの会「ふきのとうの会」を始め、遺族と接する機会の多い関係機関と連携し、遺族のプライバシーに配慮しつつ、必要なケアにつなげます。

また、自死や自死遺族の方々への正しい理解を促進するための啓発活動を様々な機会を通じて実施します。

自死遺族支援とは

「大切な人を自死で亡くした人が故人のいない人生を行き続けるための総合的な支援」

NPO法人 全国自死遺族総合支援センター

自死遺族支援の対象は

親子、配偶者、きょうだいなどに限定されるものではなく、親戚、友人、恋人、同僚なども含む「自死した人と近い関係にあった人」です。

自殺総合対策推進センター

○自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化しています。また、日々の生活でぶつかるさまざまな問題を一人ですぐに解決することは難しくなってきています。このような中で、各々の相談窓口でキャッチした自殺リスクを抱える可能性がある人や世帯に対する支援を実施します。

取り組みの指標

指標	現状値	平成35年度目標	推進方向
悩みを抱えた時やストレスを感じた時、支援を求めるためにらいを感じる人の割合 (保健予防課、市民意識調査)	45.5%	30%以下	↓
電話相談事業(①ひらかたいのちのホットライン、②こころの健康相談統一ダイヤル)を知っている人の割合 (保健予防課、市民意識調査)	①44.8% ②49.6%	60%以上	↑

ふきのとうの会 ~自死遺族わかちあいの会~

ふきのとうの会代表

私は、2005年秋に一人息子を自死で失いました。彼は、中学1年の時から学校へ行けなくなり、いろんなことがありました。アルバイトをしたり、やめたりの中で、またつまずいて、19歳で亡くなりました。

その2年後 2007年5月に「自死遺族わかちあいの会」をたちあげました。今年で11年目になりますが、毎月欠かさずに実施しております、年間約100名の方が参加されています。今月もはじめて参加される方がいらっしゃいました。

自死は語れない死、特別な死に方と日頃感じています。家族の中でまず語れない。家族の中でお互い思い出を語ったり、いわゆる喪の作業ができない。ましてや周囲には伝えられません。知られたくない、10年以上たっても生きていることにされている方もいらっしゃいます。

そして、家族、個人の責任にされます。「格好が悪い」「恥だ」「家族が追い詰めた」と、私もずいぶん苦しました。身近な家族は、「私が追い詰めて殺した」「子育てが悪かった」と自分を追い詰め、ご自身が「死にたい」という方も多くおられます。この事がきっかけでうつ病になる方も結構おられます。

自死を個人や家族の責任にせず、もっと社会的な見方で考えてほしい、しんどい家庭があつたら見捨てないでフォローしてほしいと思います。

ふきのとうの会

~自死遺族のわかちあいの会~

愛する家族との突然の別れ…
なぜ? どうして? 私が悪かったから?
遺された家族は様々な“おもい”に苦します
怒り、悲しみ、悔恨…
そうして、その“おもい”を人に話せないので
家族同士でもお互いに避けてしまします
ふきのとうの会で亡き人への“おもい”を
おもいっきり語りあいませんか

《わかちあいのご案内》

- ◆場所 ラボールひらかた（京阪枚方市駅北口から徒歩約3分）
*当時の部屋は、会場入口の掲示板をご確認ください
- ◆時間 14:00～16:00
- ◆参加費 300円
- ◆日程 毎月第4土曜日（会場などの都合で変更することがあります）

*わかちあいの後に、ゆっくり話せるティータイムを設けています



ひらかた いのちのホットライン

眠れない、もう頑張れない、生きることがつらい…
いろいろな悩みや、誰にも言えない気持ちを安心して話せる場
です。あなたの気持ちを話してみませんか？

ひらかた いのちのホットライン



名前を名乗る必要はありません。秘密は厳守します。

TEL 072-861-1234

月・水・金曜日 午後1時～午後8時

ひらかたいのちのホットライン代表

平成21年より、自殺予防のための傾聴電話相談を開始しました。

電話というお顔の見えないかけ手と30分、1時間と人生のこと、生きること、病気のこと、働けないこと等、様々なお話を聞きし、本当に必要とされていると感じることが多くあります。また、病院や市役所等各機関とのつながりをお持ちになりながらも、「生きている意味がない」「何のために生きているのか」「誰も助けてはくれない」等お話されることもあり、改めて、私たちの活動は聞くことであると感じております。

電話では「自死をしないために電話をかけました」などの言葉を聞くこともあります。こんな時は本当に緊張しますが、一層落ち着いてかけ手の気持ちをお聴きするようになっています。私たちは、死ぬことを考えた人が、「今、私たちと話すことで、今、自死をしない」、この時間を過ごしていただければ、私たちの活動は意味があるとそんなふうに考えて対応しています。

私たちの活動は、以前に比べてかなり知られてきたとは感じますが、もっと多くの方にこの電話番号を知っていただき、ひとりでも多くの方の手助けができると思つております。

基本施策4 住民への啓発と周知

○相談窓口の周知

府内・府外のさまざまな分野の相談窓口をまとめたリーフレットの配布「いのちを支える相談窓口」を関係機関等に配布と設置を行い、相談窓口の周知を図ります。また、適宜改訂をおこなっていきます。

○自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）における取り組み

自殺予防週間や自殺対策強化月間にあわせて、啓発キャンペーンを実施し、自殺予防についての啓発を強化します。

○市民向け講演会での啓発

自殺対策に関する講演会を実施し、正しい知識の普及や情報発信を行います。

○広報ひらかた等の活用

「広報ひらかた」や「FM ひらかた」で、自殺予防週間や自殺対策強化月間にあわせて、自殺対策関連の情報の掲載や案内を行うことにより、市民への施策の周知と啓発を図ります。

取り組みの指標

指標	現状値(平成30年度)	平成35年度目標	推進方向
「ゲートキーパー」という言葉を知っている人の割合 (保健予防課、市民意識調査)	8.6%	30%以上	↗
「こころの体温計(モバイルによるメンタルチェック)」を知っている人の割合 (保健予防課、市民意識調査)	7.0%	30%以上	↗

「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」について

自殺対策基本法第7条に規定されています。9月10日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9月10日から9月16日は「自殺予防週間」とされています。また、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めています。どちらも全国でさまざまな啓発活動や相談支援活動が集中的に実施されています。



自殺予防週間の
街頭キャンペーン

第5章 市として優先すべき対策

本市の自殺死亡率を年代別にみると、男女共に50歳代がもっとも高く、次いで男性は80歳以上、女性は70歳代となっています。特に50歳代女性と20歳未満男性は全国の自殺死亡率より高くなっています。

市民意識調査では、自ら命を絶ちたいと考えたことのある人のうち、1年以内に考えた人は、年代別では20歳代と70歳代が多く、職業別では、学生、無職（求職中）の順に多くなっています。

また、「枚方市自殺実態プロファイル（自殺総合対策推進センター作成）」の結果において、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関わる自殺に対する取り組みが推奨されていることから、「中高年者への支援」「子ども・若者への支援」「経済問題に関する取り組み」「勤務問題に関する取り組み」を本市における重点施策として位置づけ、対策を推進していきます。

重点施策 1 中高年者への支援

現 状

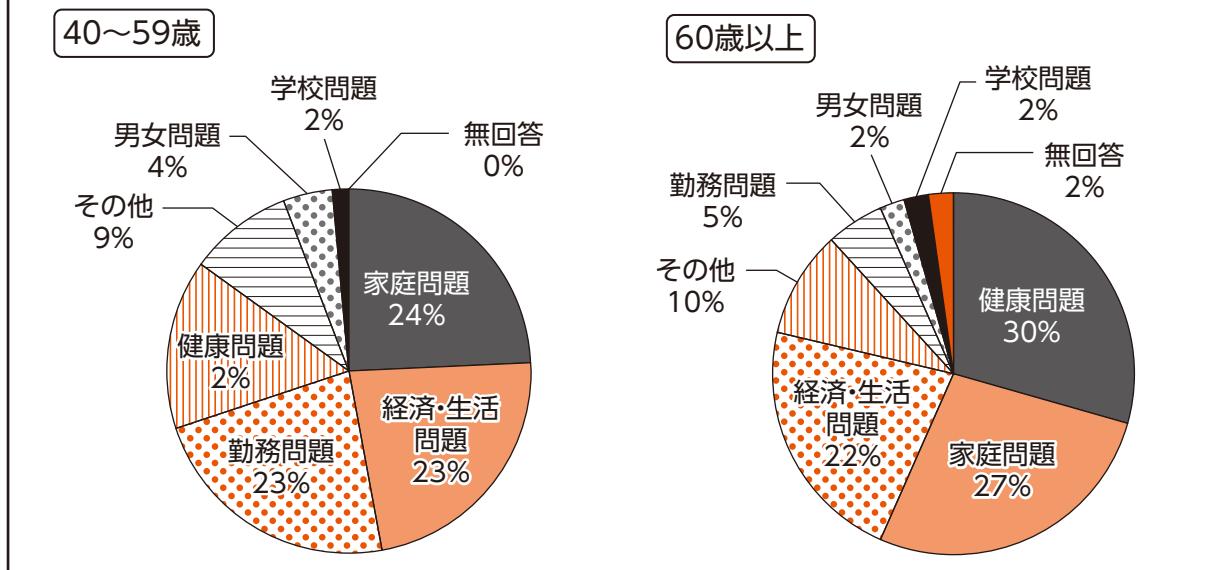
- ・枚方市自殺実態プロファイルによると、本市の平成24年～平成28年の5年間の自殺者において、上位5区分のうち1位から4位が40歳代以上となっています。
- ・女性では、50歳代の自殺率が全国の自殺率よりも高くなっています。女性の40歳代、60歳代、70歳代は全国よりは低くなっていますが、大きな差はありません。
- ・市民調査では、50歳代以上の半数近くが、悩みやストレスを感じたときに誰かに相談することにためらいを感じています。
- ・「自ら命を絶ちたい」と思ったときの対処として、「何もしなかった」と回答したものが、40歳代で最も多く、次いで50歳代、70歳代となっています。
- ・「自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけは、中年層は「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」が多く、高齢層は「健康問題」「家庭問題」「経済・生活問題」が多くなっています。
- ・自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、「精神科や心療内科などの医療機関」を利用したいという人が全体では50%を超えていますが、年齢が高くなるにつれて低下しています。
- ・自殺対策で大切なこととして、「高齢者の孤立を防ぐ対策」が2番目に多くなっています。

課 題

中高年者が健康不安等を抱えた時に相談できる体制づくりや高齢者が地域で安心して生活が送れるような支援が必要です。

市民意識調査では、「最近1年以内に、自ら命を絶ちたいと思ったことがある」と答えた中高年者のうち、そのように思ったきっかけは、40～59歳では「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」の順に多く、60歳以上では「健康問題」「家庭問題」の順に多い結果となりました（下記表参照）。

のことからも、中高年者への支援には、家庭や健康、経済問題等様々な視点を含めた包括的な支援が必要です。



取り組みの方向

○包括的な支援のための連携の推進

中高年者が地域で安心して生活を送れるよう、健康、医療、介護、生活などに関するさまざまな関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

また、悩みやストレスを感じた時に、一人で抱え込まずに気軽に相談できる体制づくりを行います。

○中高年者の健康不安等に対する支援

医療機関や関係機関と連携しながら、自分の心身の不調に早期に気づき、相談につながるため、また周囲の者や支援者の気づきの力を高めるための啓発と相談窓口の周知を図ります。健康、医療、福祉の専門的知識を持つ者による総合的な支援や健康相談など市民の健康づくりの取り組みを支援します。

○地域における高齢者や介護者に対する支援

高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるよう、高齢者や高齢者を支える家族等の介護者への支援をすすめます。

○社会参加の強化と孤独・孤立の予防

高齢世帯や高齢単独世帯が増加している中、高齢者の社会参加の促進が重要となるため、地域づくり、元気づくり、仲間づくり、介護予防を目的とした取り組みを推進します。

取り組みの指標

指標	現状値(平成29年度)	平成35年度目標	推進方向
「ひらかた健康ほっとライン24」における中高年者(40歳以上)の相談利用数(保健企画課)	13,176 件	15,000 件	↗
地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)における相談(地域包括ケア推進課)	24,243 件 (総合相談支援件数)	継続実施	→

ひらかた健康ほっとライン24

健康・医療・介護・出産・育児・メンタルヘルス相談

- ★ 枚方市民のための相談ダイヤルです。
- ★ お名前(匿名可)・ご住所・年齢の確認があります(プライバシーは厳守されるシステムになっておりますのでご安心ください)。
- ★ 携帯電話からも無料でご利用いただけます。
- ★ 非通知設定の電話からダイヤルする場合は、はじめに186をつけてください。

いつでも 24時間365日対応
気軽に 通話料・相談料無料
専門相談 医師・看護師等常駐



枚方市 ひこぼしきん

●お問い合わせ：枚方市保健所 保健企画課 TEL 072-807-7623 FAX 072-845-0685

重点施策2 子ども・若者への支援

現 状

- ・枚方市自殺実態プロファイルによると、本市の平成24年～平成28年の5年間の自殺者において、上位5区分のうち、5位が20歳～39歳男性となっています。
- ・枚方市の年代別死亡原因では、10代～30代の1位が自殺となっています。
- ・市民調査で、これまで自ら命を絶ちたいと考えたことがあるのは20歳代で34.8%、30歳代で38.9%となっています。「最近1年以内」で考えたことがあるのは、20歳代で50%となっています。
- ・「自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけは、若年層は「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」が多くなっています。
- ・自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、「何も利用しない」が20歳代では18.5%となっており、そのうち半数以上が「どれを利用したらよいか分からぬ」と答えています。その次に「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」「お金がかかる事は避けたい」と答えている人が多くなっています。
- ・自殺対策で大切なこととして、「学校でのいのちの教育」が最も多くなっています。

課 題

児童、生徒が自殺対策について学ぶ機会や若者が悩みを抱えているときに相談できる体制づくりが必要です。

取り組みの方向

○児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

市内の小中学校、高校において、児童生徒が今後さまざまな困難、課題に直面したときに、その対処方法を身につけることができるようにするためのSOSの出し方教育の具体的な方法を検討し、実施します。あわせて、児童生徒が悩みを抱えているときに安心して悩みを打ち明けられるような環境づくりに努めます。

○若者が抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実

いじめや周囲との人間関係、デートDV、LGBT、進路、家庭内での悩み、経済的困難など若者が抱えうる悩みは多種多様です。学生・生徒が地域の関係機関や学校関係者等へ相談できる体制を整えます。

○社会全体で若者の自殺のリスクを減らす取り組み

社会全体で若者の自殺のリスクを低減させるため、青少年育成指導員や民生委員・児童委員など地域の住民や関係機関が連携し適切な支援につなげられるよう取り組みます。また、若者が悩みを抱えているときに、適切な相談窓口につながるよう相談窓口の周知を行います。

○支援者への支援

児童生徒が今後社会において様々な困難に直面した際に、その対処方法を身につけることができるような環境づくりを目指し、教職員等に対し研修等を行います。

取り組みの指標

指標	現状値(平成29年度)	平成35年度目標	推進方向
子どものSOSの出し方教育 (保健予防課、教育委員会)		体制の整備と実施	↗
「こころの体温計」の子ども・若者(10歳代、20歳代、30歳代)の利用数 (保健予防課)	5,219件	6,500件	↗

モバイルでのメンタルヘルスチェックや相談先の紹介をしています。



若者の相談窓口には、大阪府こころの健康総合センターが実施している
以下のような専用ダイヤルもあります。

わかばちダイヤル
ってなに? ❤

あなたのための電話相談です。
人間関係、仕事、ご自身のこと、
お困りのことを
お気軽にお相談下さい。
専門の相談員がお話を
じっくり聞いて
一緒に考えます。

いろいろしないといけないのは
わかっているけどめんどくさい

なんだか やる気がでないなあ

誰かに相談したいけど
誰に相談したらいいかわからない

誰にも 相談できない

なんだか うまくいかない

どうしてかわからないけど
ちやもやする…

これからどうしたら
いいんだろう

これまでいいのかな…

06-6607-8814
(水曜日 9:30~17:00)
*年末年始・祝日はお休みです

こんな時はいちど電話してみてください
ちょっと 楽になるかもしれません

重点施策3 経済問題に関する取り組み

現状

- 枚方市自殺実態プロファイルによると、本市の平成24年～平成28年の5年間の自殺者において、上位5区分のうち、2位以外が無職者となっています。
- 本市の自殺原因・動機別自殺者数について、「経済・生活問題」が2番目に多くなっています。
- 市民調査で、「自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけについて全体でみると、「経済・生活問題」が2番目に多くなっています。
- 「自ら命を絶ちたい」と思ったとき、どのように対処したかについて、「弁護士や司法書士、公的機関の相談員など、悩みの元となる分野の専門家に相談した」のは全体の4.1%となっています。

課題

生活困窮の状態にある方への相談支援の充実が必要です。

取り組みの方向

○相談支援の充実と周知

様々な背景を抱える生活困窮の状態にある方や生活困窮に至る可能性がある方、支援につながっていない方等に対して早期にかつ効果的な支援を行えるよう就労支援実施機関をはじめとした多分野の関係機関による相談支援を充実させます。

また、様々な問題に対する相談窓口の周知を行います。



枚方市 ひこぼしくん

○生活支援と自殺対策の連携

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取り組みと自殺対策との連携を強化します。生活困窮の状態にある方が抱える課題は自殺リスクにつながることがあるため、相談機会において、問題状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげるなど自殺リスクの軽減を図ります。

取り組みの指標

指標	現状値(平成29年度)	平成35年度目標	推進方向
生活困窮者からの新規相談受付件数 (生活福祉室)	476 件	1,250 件	/▲

その悩み、相談しませんか？

生活に関する相談窓口「自立相談支援センター」

こんなことに困っていませんか？

仕事

- ・仕事が見つからない
- ・今の仕事では将来が不安
- ・仕事をしたいが自信がない
- ・仕事が続かない
- ・自分に合った仕事がしたい



健康

- ・心の病気を患っており収入が不安定
- ・病気を頗る治療費が心配
- ・病気がちで働けない
- ・病気になり一時的に困っている



子育て

- ・離婚して収入がない
- ・養育費がない
- ・子どもを塾に行かせたいがお金が無い



自立相談支援センター（市役所別館1階）へ
☎ 841・1548、Fax 841・4123

相談に行く勇気 自分を変えるきっかけに

**自立相談支援センター利用者の声
枚方市在住 Kさん（60歳）**

引きこもりで気持ちちは真っ暗

若い頃からお寺や公園の管理などの造園業をしていました。12年前に頸椎の神経に違和感を覚え、主治医に「歩けなくなる」と言われたことがきっかけで手術をしました。それからは父や母の介護も重なり、定職につくことができませんでした。父や母の年金や預貯金で生活していたのですが、2年前からお金に困るようになりました。外に出ることがおっくうになりました。引きこもり状態。気持ちちは真っ暗でした。

相談で外出が増え前向きに

そんなとき、姉から自立相談支援センターについて教えてもらいました。相談窓口へ行くことは勇気が要りましたが、このままではいけないという思いがあったので、市役所へ行きました。話すことが苦手な私の話を親身に聞いてもらい、ハローワークとの連携など自分に合った支援を考えてもらいました。月に2～3回市役所へ行くことで外出する機会が増えて就職活動も前向きに取り組むようになりました。清掃の仕事に就くことができました。

仕事が忙しくて充実した日々

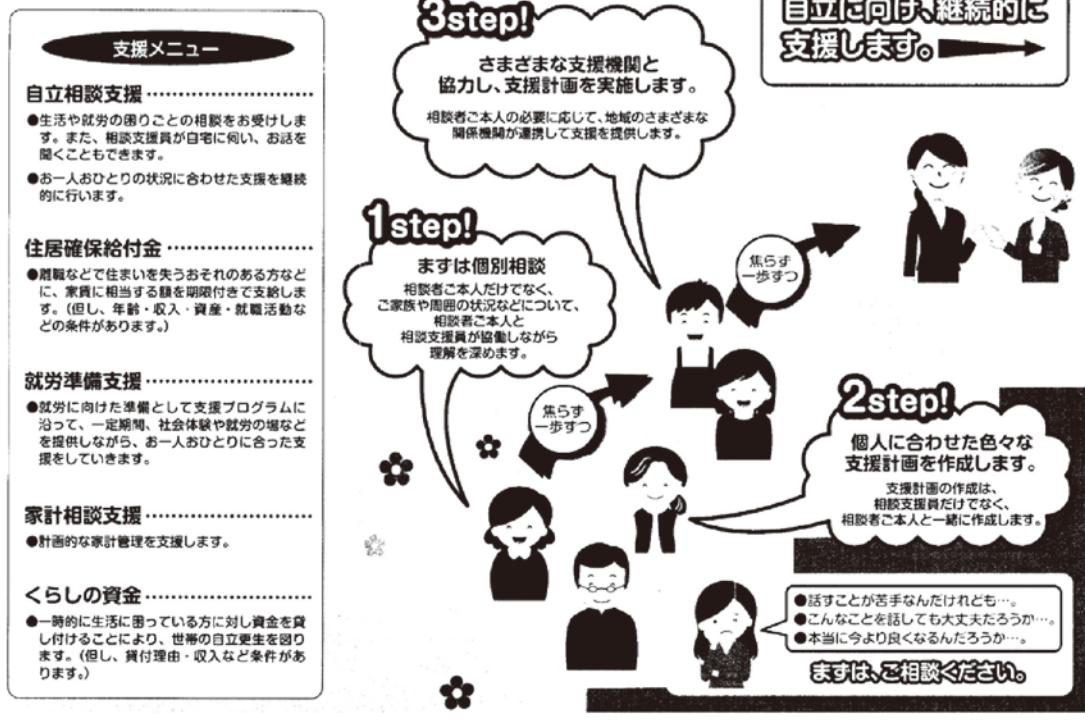
一人で判断に困ることも相談するとの確なアドバイスをもらえるので、とても心強かったです。

今は仕事が忙しく、大変ではありますが充実した日々を過ごしています。

あの頃に勇気を出して市役所に行ったから今の自立した自分がいます。

相談して本当に良かったと思います。

枚方市自立相談支援センター



就労支援について相談できる窓口

就労支援について相談できるところは以下のようない窓口があります。

一般社団法人 ステップフォワード

枚方市就労準備支援事業

【対象】 枚方市生活福祉室にて支援計画が立てられた方

北河内地域若者サポートステーション事業

【対象】 15～39歳、無業、1年以内の就労を目指す方

枚方市地域就労支援センター

(NPO 法人枚方人権まちづくり協会)

【対象】 枚方市在住の方（年齢不問）

枚方公共職業安定所（ハローワーク枚方）

枚方市障害者就業・生活支援センター

【対象】 枚方市在住 18歳以上
障害のある方

それぞれの機関で相談できる内容は
69～72ページを参照してください

重点施策4 勤務問題に関する取り組み

現 状

- ・枚方市自殺実態プロファイルによると、本市の平成24年～平成28年の5年間の自殺者において、上位5区分のうち、2位が有職者となっています。
- ・市民調査で、「自ら命を絶ちたい」と思ったきっかけについて全体でみると、「勤務問題」が「健康問題」と同率で3番目に多くなっています。
- ・「自ら命を絶ちたい」と思ったとき、どのように対処したかについて、「弁護士や司法書士、公的機関の相談員など、悩みの元となる分野の専門家に相談した」のは全体の4.1%となっています。

課 題

勤務問題による自殺リスクの軽減のため、庁内外の関係機関の取り組みが必要です。

取り組みの方向

○勤務問題による自殺リスクを低減するための取り組みの推進

長時間労働、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、職場の人間関係等の勤務問題に端を発する自殺リスクを低減するため、北大阪労働基準監督署や枚方公共職業安定所などの関係機関と連携し、労働者や経営者への相談支援の機会の充実、相談内容に応じた支援を早期に行うための連携などの取り組みを推進します。

○勤務問題の現状や対策についての理解と相談先の周知

近年、長時間労働等による健康障害の防止やメンタルヘルス対策の重要性が増しています。労働者や経営者が問題を抱えたときに相談できる窓口の周知や勤務問題・メンタルヘルス対策に関する研修やリーフレットの配布などを行います。

また、企業が行う社員の健康づくりの支援を行います。



枚方市 ひこぼしきん

取り組みの指標

指標	現状値(平成29年度)	平成35年度目標	推進方向
ひらかた健康優良企業への支援実績 (健康教育や保健所つうしん、資料提供、個別相談数等) (保健企画課)	444 回	600 回	↗

勤務問題等に関する関係機関・関係団体

職場のトラブルに関連する問題について相談できるところは
以下のような窓口があります。

北大阪労働基準監督署

枚方公共職業安定所
(ハローワーク枚方)

大阪府総合労働事務所

北大阪商工会議所

北河内地域労働者福祉協議会

大阪弁護士会

それぞれの機関で相談できる内容は
68~72ページを参照してください



枚方市保健所つうしん

枚方市いのち支える行動計画における指標と目標値

		施 策	取り組み指標	現 状	平成35年度目標
基本 施 策	1	地域における ネットワークの強化	自殺対策ネットワーク会議の 充実	医療機関、警察署、 消防署、枚方市社会福祉協議会、市	連携分野の拡大
	2	自殺対策を支える 人材の育成	ゲートキーパー養成研修を受 講した者が所属する課の割合 (庁内)	—	100%
			ゲートキーパー養成研修にお ける理解度。受講後「理解で きた」と回答した割合	—	70%以上
	3	生きることの 促進要因への支援	悩みを抱えた時やストレスを 感じた時、支援を求めるこ とにためらいを感じる人の割合	45.5%	30%以下
			電話相談事業 (①ひらかたい のちのホットライン、②ここ ろの健康相談統一ダイヤル) を知っている人の割合	①44.8% ②49.6%	60%以上
	4	住民への啓発と周知	「ゲートキーパー」という言 葉を知っている人の割合	8.6%	30%以上
			「こころの体温計 (モバイル によるメンタルチェック)」 を知っている人の割合	7.0%	30%以上
重 点 施 策	1	中高年者への支援	「ひらかた健康ほっとライン24」 における中高年者(40歳以上) の相談利用数	13,176件	15,000件
			地域包括支援センターにお ける相談	24,243件	継続実施
	2	子ども・若者への支援	子どものSOS出し方教育	—	体制の整備と 実施
			「こころの体温計」の子ども・若 者(10歳代・20歳代・30歳代) の利用数	5,219件	6,500件
	3	経済問題に関わる 取り組み	生活困窮者からの新規相談受 付数	476件	1,250件
	4	勤務問題に関わる 取り組み	ひらかた健康優良企業への支 援実績	444回	600回

第6章 いのち支える自殺対策における取り組み

(枚方市の生きる支援関連施策一覧)

自殺対策は「生きることの包括的支援」であるとの視点から、既存事業を最大限に活かすため、庁内の関連事業の棚卸し作業を行い、4つの基本施策と4つの重点施策の具体的な取り組みとしてまとめています。

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

○自殺予防対策のためのネットワーク会議の開催

事業・取り組み	内容	関係課
自殺対策ネットワーク会議	自殺対策を総合的に推進する為、医療、福祉、労働、教育、警察、消防、司法等の関係者で構成される「自殺対策ネットワーク会議」を開催し、庁内外のネットワークの構築をめざす。	◇保健予防課
自殺未遂者支援 ネットワーク会議	医療機関を受診した未遂者の早期支援を行うため、三次救急医療機関である関西医科大学附属病院と保健所で自殺未遂者に対する支援体制の検討を行う。	◇保健予防課

○他の事業を通じて地域に展開されているネットワークとの連携

事業・取り組み	内容	関係課
児童虐待問題連絡会議 (要保護児童対策連絡協議会)	児童虐待防止の取り組みとして、関係機関の連携強化とネットワーク化を図る。各機関が問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、お互いに連携する事で、最善の支援方法を考え、児童虐待の早期発見及び適切な支援に結びしていく。	◇子ども総合相談センター
枚方市子ども・若者支援 地域協議会	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するために設置し、早期に必要な支援につながるよう、関係機関の連携とネットワークの向上を目指す。	◇子ども総合相談センター
高齢者虐待防止 ネットワーク	高齢者虐待について、早期に適切な対応ができる体制整備を目指し、高齢者サポートセンターと警察署、消防署等の関係機関による高齢者の虐待防止ネットワーク会議を定期的に開催する。	◇地域包括ケア推進課
小地域ネットワーク活動 推進事業	社会福祉協議会と連携し、地域の高齢者、障害者及び子育て中の親子等、支援を必要とする人々が地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いを推進し、地域における福祉の啓発と住みよいまちづくりにつながるよう支援する。	◇福祉総務課
生活困窮者自立支援制度 支援会議	生活福祉室内の自立相談支援センターが中心となり、関係機関と生活困窮者に関する情報共有や意見交換等を行い、早期かつ迅速に支援体制の検討を進める。	◇生活福祉室
枚方市ドメスティック・ バイオレンス関係機関 連絡会議	DVの早期発見、相談から安全確保、自立支援まで被害者への切れ目のない支援を行うため、ひらかたDV相談室を中心として、大阪府女性相談センターや警察署などの関係機関及び庁内関係部署と被害者支援に関する情報共有、連携強化を図る。	◇人権政策室

障害者虐待防止関係機関会議	障害者虐待について、地域の関係機関等の連携及び連絡を密にして対応するため、被虐待者の発見からサポートに至るシステムの検討や障害者虐待の実態についての情報共有等を実施し、ネットワークの強化を行う。	◇障害福祉室
---------------	---	--------

基本施策2　自殺対策を支える人材の育成

○市職員・関係機関や市民等向けのゲートキーパー養成研修の開催

事業・取り組み	内容	関係課
[市職員向け] 職場外研修事業	意識的にゲートキーパー研修などを受講し、自身のメンタルヘルスの気づきを促すと共に、市民に対する気づき役としての視点も得ることを目標とする。加えて適切な支援機関情報を認識し、支援の連携意識をもつ。	◇全課および保健予防課
	自殺につながりうるメンタルヘルス問題に関する研修を実施する。職員一般を対象に実施するとともに、昇任時の必須研修の内容とすることで、職員自身がメンタルヘルス問題を身近にとらえ、仕事や日常への影響を理解するとともに、自分に合ったストレスの解消法や付き合い方を見つけることにつなげる。	◇人事課 (職員に対し、各種研修を実施) ◇保健予防課
[関係機関・市民向け] 自殺予防対策事業	市民や関係機関職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施し、自殺の危機を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋ぎ、見守る「ゲートキーパー」の養成を行う。	◇保健予防課
[関係機関・市民向け] 関係機関への取り組み	介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。各サービス利用窓口では、家族や当人が抱える様々な問題を察知する機会にもなる。その意味において、介護事業所等の職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、気づきの役割としての視点をもってもらう。同時に相談機関の情報を得てもらうことで適切な支援につなげられるよう努める。	◇地域包括ケア推進課
	職員および関係する消防組合員、水防組合員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもってもらう。加えて適切な支援機関情報を知ってもらうことで、支援の連携意識をもってもらう。	◇危機管理室

基本施策3　生きることの促進要因への支援

○警察や医療機関との連携による自殺未遂者への支援

事業・取り組み	内容	関係課
自殺未遂者支援	警察や医療機関から保健所に連絡のあった自殺未遂者に対し、対象者または、その家族などの相談に早期に対応し、自殺企図の要因に応じた相談先を紹介するなどの支援を行う。	◇保健予防課

○遺された人への支援、自死遺族等への支援

事業・取り組み	内容	関係課
精神保健相談	相談のあった自死遺族に対し、心の健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り適切な支援を行う。また、大切な人を自死で失った苦しい気持ちを分かち合う場として、自死遺族わかつあいの会「ふきのとうの会」の案内や悩みの相談窓口等の情報提供を行う。	◇保健予防課

○自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

事業・取り組み	内容	関係課
自殺予防対策事業	電話相談事業（ひらかた いのちのホットライン）を実施し、傾聴を主とした相談に応じる。また、電話相談員対象のフォローアップ事業を実施する。	◇保健予防課
母子保健事業	産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険があるため、妊娠・出産直後の早期段階から保健師等が関与し、専門機関と連携しながら必要な助言・指導等を行う。	◇保健センター
家庭児童相談事業	全ての子どもが健全に育ち、持っている力を最大限に發揮して生きていけるよう、子ども及びその家庭等の様々な相談に応じ、常に子どもの最善の利益を考慮し、子どもやその保護者への支援を継続的に提供する。	◇子ども総合相談センター
親支援プログラム	子育ての知識やスキルを学び、自信を向上させるために、幼児を持つ保護者を対象にグループによる親支援プログラムを実施する。	◇子ども総合相談センター
ひきこもり等子ども・若者相談支援事業	おおむね15歳から39歳のひきこもり、ニート、不登校等、困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受ける中で、必要に応じて保健所等と連携し、サポートを行っている。その他、居場所支援事業「ひらぼ」や「家族の会」の実施、機関紙「ひらぼう」の発行等も行い、相談窓口の周知を図る。	◇子ども総合相談センター
青少年サポート事業	青少年相談として、児童養護施設指導員・臨床心理士等の専門相談員を配置し、おおむね26歳までの若者及び保護者が、ひきこもり、不登校、人間関係等の悩みを気軽に相談できる窓口を月2回開設している。	◇子ども青少年政策課
地域就労支援事業	障害者、母子家庭の母親、父子家庭の父親、中高年齢者等、様々な就労阻害要因のために就労できない方に対する雇用・就労支援のための相談や就職に結びつくスキルを身につけるためのパソコン講習会などを実施する。	◇商工振興課
高齢者サポートセンター総合相談	市内13箇所の高齢者サポートセンターにおいて高齢者や家族等からの相談窓口を設置している。介護保険のサービスやその他の社会資源の利用支援をはじめ、関係機関との連携により、高齢者の生活全般の相談に対応している。	◇地域包括ケア推進課
健康・医療に関する電話相談事業	健康・医療に関する相談をはじめ、介護や出産・育儿、メンタルヘルスに関して、24時間365日対応する電話相談窓口を、平成28年7月より「ひらかた健康ほっとライン24」として開設。医師・保健師・看護師等の専門職が対応。市民がいつでも気軽に健康・医療に関する相談ができる安心感を確保する。	◇保健企画課

医療相談	電話や面接等で医療に関する相談に応じ、医療の安全と信頼、質の向上につなげ、市民が適切に医療を活用できるよう支援する。	◇保健企画課
健康相談事業	心身の健康について個別の相談に応じ、日常生活の健康維持・増進に役立たせる目的に健康相談を実施する。保健指導や助言を行い、必要時適切な機関につなぐ。	◇保健センター
精神保健相談、訪問指導	心の健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。また、精神科医による相談を実施し、家族や本人、関係機関職員の相談に面接や訪問等にて応じる。	◇保健予防課
生涯学習市民センター活動委員会事業	菅原生涯学習市民センター活動委員会主催の「うつ病情報交流会」を実施することで、同じ境遇や悩みのある人同士のつながりを支える。	◇生涯学習課
民生委員・児童委員の地域における活動	民生委員・児童委員による相談活動や見守り活動を通じて、さまざまな課題を抱える対象者の早期発見と支援に努める。また、必要な関係機関へつなげていく。	◇福祉総務課
コミュニティソーシャルワーカー事業	高齢者や障害者、ひとり親家庭などの援助を要する方を対象に、見守り・声かけ等のセーフティネットの構築、相談、必要な福祉サービスへのつなぎ等を行うため、コミュニティソーシャルワーカーを配置する。	◇福祉総務課
障害者相談支援センター	障害者相談支援センターでは障害のある方やその家族の相談に応じ、福祉サービスの利用相談や、自立生活のサポート等をおこなっている。また、障害者相談支援センターに併設している地域活動支援センターでは、センターの特性や地域の実情に応じた創作・生産活動、社会との交流の機会を提供している。	◇障害福祉室
障害者虐待防止啓発	障害者虐待防止センターが総合的な相談窓口となり早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。	◇障害福祉室
ひとり親家庭等情報交換事業	ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭等が定期的に集い、交流や情報交換の場を設ける。	◇人権政策室 ◇子ども総合相談センター
ひとり親家庭等の福祉に関する業務	ひとり親家庭等の日常生活を支援するため、家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣や、就業に向けた資格取得を支援する自立支援給付金事業、福祉資金の貸付の他、必要に応じて関係機関と連携しながら、それぞれの家庭に寄り添った支援を行う。	◇子ども総合相談センター
男女共生フロア等における各種相談事業	性差に基づく固定的な役割分担意識などを見直し、本人の持つ力を引き出して、自分で問題解決ができるような援助を提供するため、男女共生フロア・ウィルにおいて女性のための相談事業（電話・面接・法律）を実施する。また、枚方人権まちづくり協会において、男性のための生き方相談を実施する。	◇人権政策室
ドメスティック・バイオレンス被害者支援の充実	配偶者やパートナーからの暴力被害者の相談や支援を行う。DV被害から回復するための教育プログラムの開催やDV相談窓口案内カードの配布等により周知に努める。（DV：配偶者等からの暴力）	◇人権政策室
人権ケースワーク事業	枚方人権まちづくり協会に委託し「人権なんでも相談」を実施し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに取り組む。	◇人権政策室

市民相談（他の課の所管するものを除く）	相談担当職員による「生活相談」にて、相続、離婚、家庭問題、近隣問題、金銭貸借等日常生活における困りごとの相談や、それに伴う法律相談等の専門相談員による「専門相談」を実施する。市民の様々な相談に応じ、適切な支援につながる体制を作る。	◇広聴相談課
行政相談週間行事「行政と暮らしの一日相談所」の実施	行政相談週間において、「行政と暮らしの一日相談所」を開設し、相続や登記、税金、年金など、日常生活で生じる様々な悩みごとについて、それぞれ専門の相談担当者が相談に応じる。	◇広聴相談課
公有財産の管理に関する事務	低利用の公有財産が自殺発生の場所とはならないよう、ネットフェンスの設置等や巡回等を行うなど、進入防止対策等を進める。	◇財産管理課

基本施策 4 住民への啓発と周知

○相談窓口の周知

事業・取り組み	内容	関係課
啓発グッズ作製・配布	各種相談窓口の情報を掲載した冊子や啓発グッズを作製し、関係機関・団体や市民に配布することにより、広く市民への情報提供と啓発を行う。	◇保健予防課
ポスターや、窓口でのリーフレットの配架等	<p>「生きることの包括的な支援」や相談機関等に関するポスターの掲示や、相談リーフレットを配架する取り組みにより、住民に対する啓発の機会をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習市民センター内掲示/配架 ・シルバー人材センターでの活用の促進 ・行事開催時にリーフレット配布 ・枚方市地域就労支援センター（特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会内）にリーフレット配架 ・子育て広場等、保護者が集い交流できる場や、教育相談機関、各教室がある施設内に配置 ・研修資料の1つに相談先リーフレットを配布し教員自身、児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図る。 ・市税のしおりに掲載する。 ・配架 	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <div>◇生涯学習課</div> <div>◇長寿社会総務課</div> <div>◇人権政策室</div> <div>◇商工振興課</div> <div>◇教育文化センター</div> <div>◇教育研修課</div> </div> <div style="flex: 1;"> <div>◇税制課</div> <div>◇介護保険課</div> <div>◇地域包括ケア推進課</div> <div>◇広聴相談課</div> <div>◇障害福祉室</div> <div>◇市民室</div> <div>◇上下水道経営室</div> <div>◇消費生活センター</div> <div>◇保健センター</div> <div>◇スポーツ振興課</div> <div>◇ひらかた賑わい課</div> <div>◇年金児童手当課</div> <div>◇市民税課</div> <div>◇資産税課</div> <div>◇納税課</div> <div>◇産業文化政策課</div> <div>◇用地課</div> </div> </div>

窓口での情報提供	来庁者は様々な事情から経済的な困難を抱えている場合があり、状況に応じて関連部署と連携し、多重債務相談、自立支援、DV被害支援等に関する窓口等の情報提供を実施する。	◇国民健康保険室
	利用者は様々な事情を抱えている場合も多く、状況に応じて関連各部署への連携や、相談や支援が可能な窓口等の情報提供を実施する。	◇学務課
イベント時の啓発	大学の学園祭等の行事の際、エイズキャンペーン等の啓発とともに自殺対策に関する正しい情報を普及する。	◇保健予防課
	清掃工場での環境フェスタ・ごみ減量フェア等で相談先の情報を掲載したリーフレットを配ることで、住民に対する啓発の機会をつくる。	◇減量業務室
	公共交通利用促進啓発事業として、春と秋の年2回実施しているイベントにおいて、参加者に啓発用リーフレット等を配布し、情報の周知の機会をつくる。	◇土木政策課
	自殺対策に関連する講座等を開催する際には、相談機関を掲載したパンフレットを配布し、自殺対策として児童・生徒の見守りの視点の大切さを周知する。	◇社会教育課
	枚方まつり等開催時に相談機関等に関するポスターの掲示、相談リーフレットの配布をし、住民に対する啓発の機会をつくる。	◇ひらかた賑わい課

○自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)における取り組み

事業・取り組み	内容	関係課
自殺予防対策事業	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間において、啓発キャンペーンを実施し、啓発グッズを配布する事で普及啓発に取り組む。また、「広報ひらかた」および「FMひらかた」、当課ホームページにて広報活動を実施する。	◇保健予防課
教育と文化の発展に係る図書館事業の実施	図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、利用者等に対する情報周知を図る。	◇中央図書館

○市民向け講演会での啓発

事業・取り組み	内容	関係課
精神保健講演会及び精神保健家族教室	精神保健講演会や精神保健家族教室を実施し、こころの健康に関する正しい知識について普及啓発する。	◇保健予防課
人権啓発事業	人権啓発として講座やセミナー等の開催を実施する。中でも講座「生きること」においては、毎年様々なテーマで実施し、記録冊子を発行する等広く人権について考える機会を提供する。	◇人権政策室 ◇社会教育課 ◇生涯学習課
	社会教育（人権）講座開催事業等（社会教育人権啓発事業、講座「生きること」等）を実施し、多様な生きざまを知ることから自らの生について考えてもらうことや、それぞれの人生を振り返ってもらうことで自死のリスクの軽減につなげる。	

成人教育並びに社会教育における人権教育に関すること	成人教育や社会教育に関する講座やPTA協議会と共に教育講演会の中に自殺対策に関する内容を反映させることにより、実効性を高める。	◇社会教育課
消費生活および消費者保護に係る施策の企画	パンフレットの配布や市民対象講座に自殺対策の内容を反映することで、より市民の認知と意識を高める機会をつくる。	◇消費生活センター

○広報ひらかた等の活用

事業・取り組み	内容	関係課
自殺予防対策事業（再掲）	「広報ひらかた」および「FMひらかた」、当課ホームページに自殺予防週間（9月10日～9月16日）と自殺対策強化月間（3月）に合わせて、自殺対策関連の情報を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図る。	◇保健予防課

参考)基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

【市職員がゲートキーパー養成研修を受講することの意義について各課回答より抜粋】

市職員向けのゲートキーパー養成研修の開催	
手続き対応を行う職員がゲートキーパー研修を受講し、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知り、その職員がつなぎ役としての対応を取れるようになる。特にひとり親家庭、障害者、高齢者は生活負荷を抱える状況が多いため、自殺のリスクを抱えている可能性が高い市民との接触窓口となりうる認識をもつ。	◇年金児童手当課 ◇介護保険課 ◇障害福祉室
窓口対応では、市民の様々な生活上の問題や困難な状況を知る可能性が高い。職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもつ。加えて適切な支援機関情報を知ることで支援の連携意識をもつ。	◇農業委員会事務局
職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもつ。加えて適切な支援機関情報を知り支援の連携意識をもつ。研修参加要請があれば1名程度参加をして、研修内容について課内共有をはかる。	◇施設整備室
空き家に関する総合相談窓口では、市民の様々な生活上の問題や困難な状況を知る可能性が高い。職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもつ。加えて適切な支援機関情報を知ることで支援の連携意識をもつ。	◇環境保全課 ◇建築安全課
各種苦情相談窓口では、市民の様々な生活上の問題や困難な状況を知る可能性が高い。職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもつ。加えて適切な支援機関情報を知ることで支援の連携意識をもつ。	◇環境指導課
高齢者・障害者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の登録等について窓口対応の際、市民の様々な生活上の問題や困難な状況を知る可能性が高いため、職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもつ。加えて適切な支援機関情報を知ることで支援の連携意識をもつ。	◇景観住宅整備課
用地取得の総括、契約、登記など窓口対応の際、市民の様々な生活上の問題や困難な状況を知る可能性が高いため、職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもつ。加えて適切な支援機関情報を知ることで支援の連携意識をもつ。	◇用地課
水道料金等の徴収に携わる職員等がゲートキーパー研修を受講し、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるように努める。	◇上下水道経営室

上下水道埋設管調査、給排水相談、給水装置工事申請及び排水設備計画確認申請受付業務では、市民と接する機会があり、市民の様々な生活上の問題や困難な状況を知る可能性が高いためこれらの窓口業務に携わる職員がゲートキーパー研修を受講し、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進すると共に、市民に対する気づき役としての視点をもつよう努める。加えて適切な支援機関情報を知ることで支援の連携意識をもつ。	◇上水道管理課 ◇下水道管理課
学校および幼稚園等施設の整備で実際の現場に入る際、施設利用の状況を知る可能性が高い。その中で、気になる利用のされ方（壁の落書きや、トイレの状況、荒廃している箇所等々）があれば、学校職員と連携して情報共有する意識をもつことで自殺予防に取り組める。よって、職員がゲートキーパー研修を受講し、気づき役としての視点をもつこと、加えて適切な支援機関情報を知ることでその職員がつなぎ役としての対応を取れるよう努める。またその研修により、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進する機会をもつ。	◇まなび舎整備室
教職員の過労や長時間労働の問題に取り組む上で、ゲートキーパー研修を受講し、より教職員のメンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげられるよう理解を深める。同時に職員への支援（※支援者への支援）の意識醸成につなげる。	◇教育研修課
学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性や、行き場を無くした市民（ホームレス状態にある人等）の居場所となっている可能性が考えられるため、そうした利用者の様子を察知できるよう、職員がゲートキーパー研修を受講し、気づき役としての視点をもつ。加えて適切な支援機関情報を知ることでその職員がつなぎ役としての対応を取れるようにする。またその研修により、職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促進する機会をもつ。	◇中央図書館

重点施策1 中高年者への支援

○包括的な支援のための連携の推進

事業・取り組み	内容	関係課
包括的・継続的マネジメント事業	高齢者や家族が課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、介護支援専門員等に対し、困難事例への指導助言等を行うとともに、関係機関やボランティア等地域の社会資源との連携、協力体制の整備等、包括的・継続的なケア体制の構築等を行う。	◇地域包括ケア推進課
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チーム検討部会にて、早い段階からの支援を実施する体制づくりを行い、問題の深刻化を防ぐ。	◇地域包括ケア推進課
高齢者虐待防止ネットワーク（再掲）	早期に適切な対応ができる体制整備を目指し、高齢者サポートセンターと警察署、消防署等の関係機関による高齢者の虐待防止ネットワーク会議を定期的に開催する。	◇地域包括ケア推進課

○中高年者の健康不安等に対する支援

事業・取り組み	内容	関係課
健康相談事業（再掲）	心身の健康について個別の相談に応じ、日常生活の健康維持・増進に役立たせる目的に健康相談を実施する。保健指導や助言を行い、必要時適切な機関につなぐ。	◇保健センター

健康・医療に関する電話相談事業（再掲）	健康・医療に関する相談をはじめ、介護や出産・育儿、メンタルヘルスに関して、24時間365日対応する電話相談窓口を、平成28年7月より「ひらかた健康ほっとライン24」として開設。医師・保健師・看護師等の専門職が対応。市民がいつでも気軽に健康・医療に関する相談ができる安心感を確保する。	◇保健企画課
精神保健相談、訪問指導（再掲）	心の健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。また、精神科医による相談を実施し、家族や本人、関係機関職員の相談に面接や訪問等にて応じる。	◇保健予防課
特定健康診査の実施、特定保健指導の企画・調整に関すること	特定健康診査の結果、必要な方に対して健康に関する情報提供等の支援をしている。また、健診や特定保健指導の企画調整を通じ、対象者が健康を意識する機会を確保する。	◇国民健康保険室
認知症総合支援事業 (認知症ケアパスの普及啓発、認知症カフェ設置支援事業等)	認知症の早期における症状の悪化防止のため、保健・医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による総合的な支援を行う。また、認知症についての理解を深めるための取り組みや認知症高齢者やその家族のニーズに沿った支援、地域の見守り体制の構築等を行う。認知症ケアパスの作成、配布や認知症カフェの設置を推進する等で適切な支援につなぐ体制づくりを行う。	◇地域包括ケア推進課
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援認定者を対象に、「高齢者の体力づくり・健康づくり」「高齢者が参加・活躍できるつどいの場」「くらしのサポート」の3つの要素で構成し、いくつになっても「生きがい・居場所・役割があるまち」を目指し、効率的かつ効果的な支援に取り組む。また、地域での自主的な健康づくり・介護予防の継続実施を支援するため「ひらかた元気くらわんか体操」の普及啓発及び媒体配付、自主活動グループへの支援や交流会の開催などを実施する。	◇地域包括ケア推進課

○地域における高齢者や介護者に対する支援

事業・取り組み	内容	関係課
高齢者サポートセンター総合相談（再掲）	市内13箇所の高齢者サポートセンターにおいて高齢者や家族等からの相談窓口を設置している。介護保険のサービスやその他の社会資源の利用支援をはじめ、関係機関との連携により、高齢者の生活全般の相談に対応している。相談事業等を行うにあたり、対象者と意識的にコミュニケーションを取り、困難を抱える状況を把握し、早期発見、適切な支援機関につなげる。	◇地域包括ケア推進課
家族介護支援事業	在宅生活の維持、在宅での自立生活に必要な生活機能の向上を図るために介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくりなどの教室を開催する。認知症センター養成講座等も開催する事により、社会全体で家族や当人が抱える様々な問題を察知し、適切な支援につなげる。	◇地域包括ケア推進課
高齢者虐待防止啓発	高齢者虐待は、家族の介護に関する悩みや、経済状況などに起因する生活不安などから起こりうる問題であり、早期に適切な支援を行うことが重要である。高齢者サポートセンターが高齢者の生活に関する総合的な相談窓口となり、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。	◇地域包括ケア推進課

○社会参加の強化と孤独・孤立の予防

事業・取り組み	内容	関係課
高齢者居場所づくり事業	高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、自由に集い、交流することを通じて閉じこもり等を防ぐ。さらに、高齢者の社会参加、生きがいづくり、介護予防の促進を図るために、高齢者の居場所の設置を促進し、運営団体の支援を推進する。	◇地域包括ケア推進課
地域支え合い体制の整備	高齢者がいきいきと安心して暮らすために、地域に必要な仕組み・場所・活動など地域のニーズに基づいて創り出す仕組みとして、主体的な取り組みである元気づくり・地域づくり会議の設置運営を進める。また、コーディネーターによる課題を解決する取り組みなど、住民主導のもとに地域と共に考え、効果的な支援の充実強化に努める。こうした高齢者の活躍の場を増やす事によって、生きがいの獲得にもつなげる。	◇地域包括ケア推進課
老人福祉センター（総合福祉センター、楽寿荘）への支援	高齢者・市民の各種活動の場として利用してもらうことで、高齢者の健康と生きがいや社会参加につなげる。	◇長寿社会総務課
老人クラブ活動への支援	地域で組織されている老人クラブによる子どもの見守りなどの社会奉仕活動・健康増進事業などに対して支援を行い、高齢者の社会参加や孤立予防につなげる。	◇長寿社会総務課
小地域ネットワーク活動推進事業（再掲）	社会福祉協議会と連携し、地域の高齢者、障害者及び子育て中の親子等、支援を必要とする人々が地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いを推進し、地域における福祉の啓発と住みよいまちづくりにつながるよう支援する。	◇福祉総務課

重点施策2 子ども・若者への支援

○児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

事業・取り組み	内容	関係課
児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	児童・生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりを進める。国の動向等を踏まえ取り組みを検討し、実施する。	◇教育委員会 ◇保健予防課

○若者が抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実

事業・取り組み	内容	関係課
子ども支援プログラムの推進について	子どもの生活に役立つ自己コントロール方法や社会スキル、自己肯定感等を身につけることを支援する子ども支援プログラム「ファンフレンズプログラム」を実施。またファシリテーター養成講座として公私立保育所（園）の保育士等に対して研修を行う。	◇子ども総合相談センター

道徳教育	道徳教育は、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて行うもので、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、小学校低学年、中学年、高学年、中学校と発達段階に応じて「生命の尊さ」について児童・生徒に指導を行う。	◇教育指導課
教育相談実施事業	小学校には「心の健康相談員」、中学校には「スクールカウンセラー」を配置し、児童・生徒、保護者及び教職員に対し、臨床心理士等の専門的知識を活かし、校内相談体制の充実を図る。	◇児童生徒支援室
総合相談窓口 「子どもの笑顔守るコール」の普及啓発	「子どもの笑顔守るコール」の電話番号を記した啓発カードを市立全学校園の幼児・児童・生徒に配布するとともに、ホームページ等でも保護者、市民に周知する。また、「いじめ専用ホットライン」では、いじめに悩んでいる児童生徒及び保護者を対象に電話で相談を受け、解決に向けて対応する。	◇児童生徒支援室
不登校等対策事業	要請のあった市内小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、ケース会議等を通じて不登校児童・生徒の個々のケース対応ができる学校体制の充実を図る。また、中学校においては不登校支援協力員や学校内外の適応指導教室を活用し、不登校生徒への支援を実施する。	◇児童生徒支援室
就学に関する事務	様々な事情により校区外の学校への就学を希望する場合、必要に応じて就学指定校の変更を許可している。利用者は家庭の事情やDV、友人トラブル等様々な事情を抱えている場合も多く、状況に応じて関連各部署への連携や、相談や支援が可能な窓口等の情報提供を実施する。	◇学務課
子どもの居場所づくり推進事業	家で一人で食事をとるなど家庭的に様々な課題のある子どもたちに、食事や学習、団らんの場などを提供する子どもの居場所づくり（いわゆる「子ども食堂」）の取り組みを支援する。	◇子ども青少年政策課
青少年サポート事業 (再掲)	青少年相談として、児童養護施設指導員・臨床心理士等の専門相談員を配置し、おおむね26歳までの若者及び保護者が、ひきこもり、不登校、人間関係等の悩みを気軽に相談できる窓口を月2回開設している。	◇子ども青少年政策課
ドメスティック・バイオレンス (DV:配偶者等からの暴力) 被害者支援の充実	教育委員会と連携し、子どもたちを暴力の被害者にも加害者にもさせないための予防教育として、希望する小学校で「DV予防教育プログラム」を実施。また、実施した小学校の教員を対象にデータDV予防研修を実施している。さらに中学・高校生を対象にしたデータDV防止ハンドブックを希望する中学校に対して配布する等により周知に努める。	◇人権政策室
いじめ問題対策事業	枚方市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に係る取り組みを実施するとともに、保護者や市民にいじめ問題についての啓発活動を行う。また、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に向けた取り組みの中で、専門機関へつなぐ。	◇児童生徒支援室
生徒指導充実事業	いじめや暴力行為等の問題行動に迅速かつ適切に対応できるよう生徒指導体制の充実を図る。また、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との協働及び関係諸機関との連携により、いじめの早期発見・早期対応を心掛け、解消に向けて対応する。	◇児童生徒支援室
就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する事により、生活に困窮している世帯の児童生徒の就学・進学を支援する。	◇学務課

福祉医療費助成事業	子ども、ひとり親家庭、重度障害者等の医療費助成に関する手続き業務や心臓病児手術見舞金等医療助成の相談・申請への対応時において、状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には包括的な支援へつなげる。	◇医療助成課
-----------	---	--------

○社会全体で若者の自殺のリスクを減らす取り組み

事業・取り組み	内容	関係課
「子どもの未来応援コーディネーター」の取り組み	「子どもの未来応援コーディネーター」が小中学校等への巡回や問い合わせにより、生活習慣の乱れなど子どもが抱える課題を把握し、学校に対して必要な助言・情報提供を行うとともに、関係機関へつなぐことで、子どもと家庭にとって必要な支援が受けられるよう取り組む。	◇子ども青少年政策課 ◇児童生徒支援室
青少年健全育成事業	青少年が自らの力で心身ともに健やかな成長を遂げていこうとする活動を導き出し、その援助や青少年の非行防止などを目的に、青少年育成指導員が青少年に関する相談や街頭での指導、青少年に有害な環境の浄化の啓発等に取り組む。相談や指導を行う際には自殺予防も含めた幅広い視点で対応する。	◇子ども青少年政策課
民生委員・児童委員の地域における活動(再掲)	民生委員・児童委員による相談活動や見守り活動を通じて、さまざまな課題を抱える対象者の早期発見と支援に努める。また、必要な関係機関へつなげていく。	◇福祉総務課
子ども虐待防止の普及啓発活動	「児童虐待防止推進月間」における啓発物品の配布や広報等により普及啓発に取り組む。また、関係機関を対象に児童虐待問題研修会を開催し、早期発見及び適切な支援につなげる。	◇子ども総合相談センター
児童虐待問題連絡会議(要保護児童対策連絡協議会)(再掲)	児童虐待防止の取り組みとして、関係機関の連携強化とネットワーク化を図る。各機関が問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、お互いに連携する事で、最善の支援方法を考え、児童虐待の早期発見及び適切な支援に結びづけていく。	◇子ども総合相談センター
枚方市子ども・若者支援地域協議会(再掲)	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するために設置し、早期に必要な支援につながるよう、関係機関の連携とネットワークの向上を目指す。	◇子ども総合相談センター
成人教育並びに社会教育における人権教育に関すること(再掲)	成人教育や社会教育に関する講座やPTA協議会と共に教育講演会の中に自殺対策に関する内容を反映させることにより、実効性を高める。	◇社会教育課
薬物乱用防止啓発事業	薬物乱用防止教育に取り組む関係団体との連携・協力体制の強化を図るとともに、地域で街頭キャンペーンや講演会等を実施し、広く啓発に努める。	◇保健企画課

○支援者への支援

事業・取り組み	内容	関係課
教職員に対する研修	教職員対象の初任期研修をはじめ、管理職研修やリーダー研修等、各種研修において、いじめや不登校等、自殺の要因となる諸課題について、研修を実施する。	◇教育研修課

	<p>初任期研修及び希望職員に対して、メンタルヘルス研修を実施している。コミュニケーションの取り方や困った時の対応等の内容で教職員自身の心身の健康に繋げる。</p> <p>研修資料の1つとして相談先を周知することで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。(再掲)</p>	
枚方市保健所・枚方市内高等学校等連絡会	<p>思春期保健について、保健所と市内高等学校等の連携により、保健所における地域保健と高等学校等における学校保健の課題を共有し、意見交換や解決方法について検討する。その中で生徒のメンタルヘルス(ひきこもり、不登校等)や自殺予防に関するテーマも取り上げる。</p>	◇保健企画課

重点施策3 経済問題に関わる取り組み

○相談支援の充実と周知

事業・取り組み	内容	関係課
生活保護関係業務（生活保護、ホームレスの自立支援に関すること）	窓口で受給等の相談機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぎ、自殺リスクの軽減につなげる。	◇生活福祉室
	路上生活者は精神疾患や各種障害を抱えている人が少なくないと考える。ホームレス巡回指導により自殺リスクの軽減につなげる。	
生活困窮者自立支援事業に関する周知	事業の周知の為、広報への掲載や、事業に関するリーフレットやカードを作成し、図書館や市役所、ショッピングセンター等に配架する。周知の工夫をする事で、支援につなげる体制を作る。	◇生活福祉室
中国残留邦人等に対する支援給付事業	日常生活上の困難に関する相談・助言を通じて他の問題も把握・対応を進め、生活上の困難の軽減を図り自殺のリスクの軽減につなげる。	◇生活福祉室
	言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もある。世帯の収入が一定の基準に満たない方への通訳派遣や生活支援費等の支援により自殺リスクの軽減につなげる。	
くらしの資金相談、貸付	一時的に生活に困っている低所得の世帯、又は天災その他不慮の災害による生活困窮されている世帯等を対象とした「くらしの資金」の相談に応じ、審査のうえ生活資金の貸付をする事で、世帯の自立を支援する。	◇福祉総務課 ◇生活福祉室
枚方市小企業事業資金融資事業	市内の小規模企業者を対象に、大阪信用保証協会の保証を付して、事業に必要な資金のあっせんを行う。	◇商工振興課
国民健康保険に関する手続き等	健康保険料や年金の支払いが困難な住民は、生活面で深刻な問題を抱えている場合もあるため、相談を通して分納等の緩和策を図り、生きることの支援につなげる。	◇国民健康保険室
水道料金等の納付に関すること	水道料金等の支払いを期限までに行えない水道使用者は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、納付が困難な状況にあったりする可能性が高いため、その事情を踏まえて分割納付等の納付相談を行う。また、生活保護等の資格要件に該当する場合は基本料金の減免を行う。	◇上下水道経営室

事業・取り組み	内容	関係課
納税相談	期限内に納付ができない納税者には、徴収緩和策（分納等）の相談に応じる。	◇納税課

○生活支援と自殺対策の連動

事業・取り組み	内容	関係課
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業に関すること)	生活困窮者に対し自立に向けた包括的な支援を行うため、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施する。	◇生活福祉室
	生活困窮に陥っている人と自殺リスクを抱えた人は、直面する課題や必要としている支援先が重複している場合が一部あると考える。自立相談支援事業による相談機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぎ、自殺リスクの軽減につなげる。	
	住居は最も基本的生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねないため、住居確保給付金事業による支援策を実施する。	
	一時生活支援事業による宿泊場所の提供や衣食の支給によって、自殺リスクの軽減につなげる。	
	就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱えるため、就労準備支援事業による支援において、自殺リスクの軽減につなげる。	
	家計の状況や課題を整理し、生活の再生に向けた意欲を引き出した上、必要な助言や情報提供を行うことで、相談者の家計管理の能力を高め、早期の生活再建に向けた支援によって、自殺リスクの軽減につなげる。	
生活困窮者自立支援制度支援会議(再掲)	生活福祉室内の自立相談支援センターが中心となり、関係機関と生活困窮者に関する情報共有や意見交換等を行い、早期かつ迅速に支援体制の検討を進める。	◇生活福祉室

重点施策4 勤務問題に関わる取り組み

○勤務問題による自殺リスクを低減するための取り組みの推進

事業・取り組み	内容	関係課
ハラスメント防止対策事業 (市職員対象)	全ての職員が個人として尊重され、互いに信頼し合い、安心して働く職場環境を整えるため、ハラスメント防止啓発の一環として職員研修を実施するとともに、苦情相談制度の適正な運用を図る。	◇コンプライアンス推進課
ハラスメント防止の取り組み(教職員対象)	全ての職員が個人として尊重され、互いに信頼し合い、安心して働く職場環境を整えるため、ハラスメント防止研修を実施する。また、大阪府と連携して、セクシュアルハラスメントに関する相談等を実施する。	◇教職員課

○勤務問題の現状や対策についての理解と相談先の周知

事業・取り組み	内容	関係課
職員の給与、勤務時間 その他の勤務条件に関する こと（市職員対象）	ストレスチェック制度の実施や時間外・休日労働時間が1月あたり80時間を越える職員に対する所属長の面談の実施、健康管理医や保健師、精神科嘱託医による各種健康相談の実施により、職員の心身の健康の維持増進を図る。	◇職員課
	職員の健康管理やワークライフバランス推進の観点から、毎週水曜日をノー残業デーとし、朝夕に提示退庁を促す放送や音楽を流して周知・啓発を行う。	
職場におけるメンタルヘルス対策の推進 (教職員対象)	療養休暇取得者や休職者の背景分析、ストレスチェック結果の分析等を行い、その傾向を把握することで、自殺のリスクを抱えやすい職員の早期発見・早期支援に努める。	◇教職員課 ◇教育文化センター
	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図る。	
地域保健と職域保健の連携の推進（地域職域連携事業）	企業が行う従業員の健康づくりを直接的に支援できる制度として、「ひらかた健康優良企業」の登録を推進している。また、健康に関する情報提供としてリーフレットの作成・配布や、希望のあった企業に対し、健康教育及び個別相談等を実施する。その中でメンタルヘルスについて取り組みを推進する。 関係機関が実施する各種健（検）診時に、健康づくりに関する啓発をする中で、メンタルヘルスについても啓発している。	◇保健企画課

第7章 いのち支える関係機関・関係団体の取り組み

本計画は、本市が実施主体として取り組んでいく施策を掲載していますが、自殺対策は市のみで解決できるものではなく、自殺の実態に即した地域の関係機関・関係団体等の取り組みも必要となってきます。

国や大阪府、本市の地域の関係機関・関係団体等がさまざまな「生きる支援」に関連する事業や取り組みを展開しています。そのすべてを網羅することはできませんが、ここでは本計画の策定にご協力いただいた関係機関・関係団体等の取り組みについて一覧を掲載します。

※市の委託事業については、再掲として掲載しています。

<自殺対策>

大阪府こころの健康総合センター

大阪府自殺対策推進センターを設置し、以下の事業を行っています。

1. 情報の収集・分析・提供

- ・HP「こころのオアシス」で「大阪府内の各市町村における自殺の状況」「悩みの相談窓口一覧」等情報提供
- ・「自死遺族団体」「自死遺族相談」等についてのリーフレットの作成・配布

2. 相談支援

- ・こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556
(月～金 9時30分から17時 祝日・年末年始除く)
- ・わかばちダイヤル 若者専用電話相談 06-6607-8814
(水 9時30分から17時)
- ・自死遺族相談(要予約 月～金 9時から17時45分 06-6691-2818)

3. 自殺対策計画支援

- ・保健所と連携し、市町村の自殺対策計画の策定に必要な支援及び情報提供

4. 連絡調整

- ・大阪府自殺対策審議会等の運営に協力、市町村、関係機関及び自殺防止や自死遺族等支援に積極的な民間団体等と連携、保健所におけるネットワークの強化を支援

5. 保健所・市町村及び民間団体への支援

- ・保健所・市町村及び地域の民間団体が行う自殺対策に資する事業に対し、相談支援や技術的助言

6. 人材育成研修

- ・自殺対策研修の実施

7. 保健所・市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する助言

- ・自殺未遂者及び自死遺族支援について保健所・市町村等からの対応困難な事例に対する相談への助言や事例検討等による支援

<労働関係>

大阪府総合労働事務所

1 働くこと・雇うことに関する相談（労働相談）・職場のメンタルヘルス専門相談

- ・大阪府総合労働事務所に寄せられる労働相談（職員による「一般労働相談」、弁護士・社会保険労務士による「特別労働相談」）には、職場や労働環境を起因とし、本人が医療的治療の必要性を認識していないものや、必要性を認識していても医療機関に出向くことに抵抗感があるものなどが見受けられます。
- ・そのため、労働相談の中でメンタルヘルスケアが必要かどうかのサインを的確に捉え、精神科医・臨床心理士・産業カウンセラーが、メンタルヘルスケアや医療機関への誘導、労使双方からのメンタルヘルスケアにかかる相談対応を行っています。

【平成30年度実施計画】

(一般労働相談・特別労働相談)

- ・通年実施予定

※一般労働相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分【電話及び面談】

ただし、第1～3、5木曜日は、当所（大阪市・天満橋）、第4木曜日は、当所南大阪センター（堺市・鳳）で午後8時まで相談可

※特別労働相談 月曜日～金曜日 一般労働相談において内容を整理した上で行います。

（メンタルヘルス専門相談）

- ・年56回実施予定

※第1水曜日、第2、3、4火曜日 午後2時～午後5時 当所（大阪市・天満橋）

※第1火曜日 午後2時～午後5時 当所南大阪センター（堺市・鳳）

2 事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会

- ・職場のメンタルヘルスケアは、事業所において日常的に取り組まれることが重要であるものの、取組みが進んでいない事業所では、その必要性を認識しつつも、専門のスタッフがいない、取組み方が分からずなどの課題があります。
- ・大阪府総合労働事務所では、こうした課題の解決を支援するため、公益社団法人大阪精神科診療所協会、大阪産業保健総合支援センター、一般社団法人堺市医師会、堺地域産業保健センターと連携し、府内事業所のメンタルヘルス推進担当者を対象に、職場のメンタルヘルス対策に関する基礎知識等を習得する研修会を行っています。

【平成30年度実施計画】

・府内2か所（大阪市及び堺市）で実施予定（定員 大阪市：200名、堺市：180名）

北大阪商工会議所

北大阪商工会議所は、枚方市・寝屋川市・交野市を管内とし、商工業者の方なら規模、業種を問わずにご入会頂けます。会員組織の地域総合経済団体として、中小企業の活力強化と地域の活性化を大きな柱に掲げ、地域が魅力あふれる元気な街となるよう様々な事業に取り組んでおります。

- ①事業全般に関する課題解決支援相談
- ②地域活性化の取組み
- ③情報化の推進
- ④環境対策に関する支援
- ⑤各種講演会・研修会・セミナーなどの開催
- ⑥労災保険（労災・雇用保険）の事務代行
- ⑦ビジネス交流会・展示会への支援
- ⑧行政（国・府・市）に提言活動
- ⑨各種共済・団体保険など福利厚生制度の運営
- ⑩情報提供・検定試験の施行

枚方公共職業安定所（ハローワーク枚方）

1 相談体制の整備

（1）経営や労働に関する相談支援

- ・雇用不安や職場でのトラブル・各種ハラスメント等の個別労働相談に対して、労働局及び労働基準監督署に設置されている「総合労働相談コーナー」の利用を促します。
- ・雇用調整助成金等、各種助成金の活用を通じて事業主を支援し、雇用の安定を図っています。

（2）求職者に対する相談支援

- ・新規学卒者、障害者、高齢者等あらゆる求職者に対して、就職の実現により生活の安定が図れるよう、きめ細やかな職業相談、求人情報の提供、職業紹介等の支援を行っています。
- ・技能、資格等が不足しているために就職が困難となっている求職者に対しては、職業訓練によるスキルアップを通じて早期に再就職ができるよう、求職者支援制度を効果的に活用した支援を行っています。
- ・求職活動されている方が、こころと体の健康状態の自己チェックができる「ストレスチェックシート」を配布し、心身の不調のサインに対する気づきを促し、関係機関への相談へつなげています。
- ・就職活動に伴う様々なストレスから、精神面、身体面において支障をきたしている求職者に対して、精神障害者雇用トータルソポーターによるカウンセリング等を行い、就労に向けた各種の支援を行っています。
- ・失業などにより心理的不安を抱えた求職者や多重債務等の問題を抱えていることにより就職活動に障害が生じている求職者に対して、梅田公共職業安定所及びハローワークプラザ難波にて実施している臨床心理士、弁護士、社会保険労務士による「専門家による巡回相談」を活用し支援を行っています。

（3）生活困窮者に対する相談支援

- ・生活困窮者に対しては、上記（2）によるものに加え、生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援機関から要請のあった生活困窮者に対して、枚方市役所内に設置した、当所の常設窓口である「就労支援ひらかた」等において、国が実施する「生活保護受給者等就労自立促進事業」の一環として、専門の就職支援ナビゲーターによるきめ細やかな就業相談・紹介等の支援を行っています。

2 社会的取組に係る連携体制の整備

（1）関係機関や民間団体との連携体制の整備

- ・生活困窮者への支援について、毎月開催される「枚方市支援調整会議」へ出席し、関係機関との情報共有や連携強化を図るとともに、支援プランを作成し生活困窮者の自立促進を図っています。
- ・就職困難者の支援について、地域就労支援センターと連携し、就職面接会等のイベントへの協力やハローワークに誘導いただいた求職者の就労相談などを行っています。
- ・子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭について、市の関係部署と連携しながら、当所のマザーズコーナー等において就職支援を行っています。
- ・若年無業者等について、北河内地域若者サポートステーションとの連携のもと、就職活動についてのアドバイスや希望に沿った求人情報の提供、また必要に応じ職業適性検査を実施し、職業的自立に向けた支援を行っています。

※年度ごとに活動内容に変更が生じる可能性あり

北大阪労働基準監督署

1. 長時間労働の是正

過重労働による健康障害の防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底など労働基準監督署による監督指導を強化するとともに、小規模事業場や非正規雇用を含めたすべての労働者の長時間労働を抑制するため、労働時間等の設定改善に向けた環境整備を推進します。

加えて、労働時間の適正な把握を徹底するため、企業向けの新たな労働時間の把握に関するガイドラインの周知を行います。

2. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図ります。

加えて、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場へ個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施していることから、更なる利用促進を進めます。

3. ハラスメント防止対策

ポータルサイトや企業向けセミナーを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組みの促進を図るとともに、メンタルヘルス対策に係る指導の際に、パワーハラスメント対策の指導も行います。

北河内地域労働者福祉協議会

1. 多重債務・労働問題相談

労働者を中心にして、在勤・在住方々を対象に多重債務解消を目指し、生活基盤の再生を目的として、対面での相談事業を展開しています。多重債務の解消は一義的な対応では難しく、時々におかれている個人の取り巻く環境改善が必要と認識しています。また、生活が乱れる大きな要因の一つは従事されている職場の環境に左右されることから多重債務者に陥る前に課題解決を図ることに主眼をおき、労働問題の解消に向けての対面相談も実施しています。相談については2回／週としていますが、相談受付は平日10-16時で実施しています。

2. LSC相談事業（電話による相談対応）

社会的生活を営む上で、様々な課題や悩みが発生をしてきます。それぞれ種別により、専門相談機関で解決を図っていくことになります。しかしながら、個々の課題は千差万別で専門相談機関など有無や所在などが分からず、放置されてしまうことがあります。そのような課題や悩み事を電話相談で受け付けることで専門機関などへの紹介を目的に電話による相談事業を行っています。平日10時～16時で毎日相談対応にあたっています。

3. 北河内地域労福協 囲碁・将棋大会

心身のバランスが崩れることにより、精神的にも安定度を欠いてしまうことで精神疾患に罹患するケースが多くあります。回避するためには様々な手法が存在しますが、その一助として、通常の生活とは切り離して、趣味などに没頭することも効果的です。在勤・在住の方々を対象として、交流の場を提供することを目的に、毎年度枚方市において囲碁及び将棋の大会を実施しています。

4. 北河内地域労働者福祉協議会 美術展

心身のバランスが崩れることにより、精神的にも安定度を欠いてしまうことで精神疾患に罹患するケースが多くあります。回避するためには様々な手法が存在しますが、その一助として、通常の生活とは切り離して、趣味などに没頭することも効果的です。在勤・在住の方々を対象として、各人が丹精を込めて創作したものの発表の機会を提供することを目的に、毎年度北河内7市を巡回し、美術展の開催を行っています。

<就労支援>

枚方市障害者就業・生活支援センター

大阪府には、障がいのある方の身近な地域における雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とする「障がい者就業・生活支援センター」が府内18ヶ所に設置されています。当センターは、枚方市在住の方で障がいのある方の就業及びそれに伴う生活に関するさまざまな支援を行っています。

1. 障害のある方・保護者の方の相談

- ・これから就職を考える方の相談
- ・職場のことで悩んでいる方の相談
- ・職業生活における相談

2. 事業主からの相談

- ・障害者雇用へのアドバイス
- ・職場定着支援
- ・情報提供

一般社団法人 ステップフォワード

一般社団法人ステップフォワードでは、ニートや引きこもり、生活困窮者等の様々な困難を有する方々の、社会的・職業的な自立支援や進路方向の決定に向けた支援を行い、活力ある地域社会作りに取り組んでいます。

1. 生活困窮者等就労準備支援事業 ※市委託事業

(対象)

枚方市生活福祉室の調整会議を経て策定された支援計画のもと支援依頼のあった、生活困窮者及び生活保護受給者

(内容)

就職活動及び継続的な就労が出来る状態を目指す下記の準備支援

- ・日常生活自立に向けた支援（生活リズム・セルフケアの改善など）
- ・社会生活自立に向けた支援（コミュニケーションの改善など）
- ・就労自立に向けた支援（就労イメージの醸成・見学体験活動など）

2. 家計改善支援事業 ※市委託事業

(対象) 枚方市生活福祉室の調整会議を経て策定された支援計画のもと支援依頼のあった、生活困窮者

(内容) 家計の状況を「見える化」し、相談者の家計管理の意欲を引き出す相談支援（貸付のあっせん等を含む）

3. 北河内地域若者サポートステーション

(対象) 15から39歳で1年以内の就労を目指す無業の若者

(内容) 職業的自立支援

- ・個別面談及び就活プログラム
- ・職場体験
- ・定着支援及びステップアップ支援

4. 宮ノサポ会議（地域活動）

宮之阪中央商店街振興組合主管の元、構成員として参画。商店街、地域ボランティア、各ジャンルの支援機関（高齢者・障がい者・子ども若者支援など）が協力してコミュニティカフェや子ども食堂などを実施運営し、活力ある地域づくりと包括的な支援の連携体制づくりを目指しています。

<法律関係>

大阪弁護士会

大阪弁護士会では、離婚、交通事故、遺言・相続、借金（サラ金）・債務整理、労働問題、消費者被害、借地・借家、近隣トラブル、医療、知的財産、IT・SNSトラブル、建築、経営などあらゆる法律問題の相談を受け付けております。刑事・少年事件、犯罪被害者、いじめ、子ども・学校、生活保護、高齢者、障害者、外国人に関する相談にも対応しております。

特に「生きる支援」に関しては、府下6自治体（大阪府、大阪市、堺市、高槻市、豊中市、東大阪市）と連携し、自殺未遂者法律相談支援事業を行っており、数か月に1度はケース検討会を開催しております。また、府下13自治体（大阪府郡部（大阪府社協）、大阪市、東大阪市、岸和田市、茨木市、箕面市、和泉市、羽曳野市、交野市、橿原市、寝屋川市、阪南市、泉南市）と連携し、生活困窮者自立支援法律相談事業を実施しております。

<人権関係>

特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会

枚方人権まちづくり協会では、相談内容が複雑かつ多岐にわたるケースが多くなる中、ワンストップの相談窓口として、関係する相談員が連携しながら対応に努めています。

1. 男女共生フロア相談事業 ※市委託事業

「男女共生フロア・ウィル」（ひらかたサンプラザ3号館4階）において、専門の女性相談員を配置し、家族や仕事、自分の健康や生き方など、様々な悩みをもつ女性のための、「面接相談」「電話相談」及び「法律相談」を行っています。また、各相談では、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談も行っています。

2. 地域就労支援事業 ※市委託事業

地域就労支援センターを設置し、障害者、母子家庭の母、若年者、中高年齢者等で、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労ができない就職困難者について、地域就労支援コーディネーターが、雇用・就労支援施策などを活用し、地域の関係機関と連携しながら、雇用・就労の支援を行っています。

3. コミュニティソーシャルワーカー配置事業 ※市委託事業

コミュニティソーシャルワーカーを配置し、福祉に関するあらゆる相談（福祉なんでも相談）を実施しています。相談では、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組んでいます。

4. 進路選択支援事業 ※市委託事業

進学意欲を有しながら、経済的な理由により高校・大学等への進学を断念するがないよう、各種奨学金制度の情報提供及び家庭の状況に見合った適切な相談等を行い、生徒が積極的に自己の進路を考え、将来に展望が持てるよう、必要に応じて学校や関係機関と連携し支援を行っています。

5. 人権ケースワーク（人権なんでも相談）事業 ※市委託事業

専門の相談員を配置し、市民が人権侵害を受け、またはそのおそれがある場合において、相談事案に応じた助言及び情報提供を行うとともに、市民が自ら問題解決できるよう支援を行っています。また、男性の生き方に関する相談も行っています。

6. 人権啓発事業 ※市委託事業及び自主事業

人権問題を正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観、多様な文化を認め合うことのできる人権感覚を養うため、人権を身边に感じ考える機会として、講座「生きること」、人権文化セミナー、人権週間事業などの人権啓発事業を実施しています。

枚方地区人権擁護委員会

人権擁護委員は主に1. 人権相談活動、2. 人権侵犯に関する調査・救済活動、3. 人権啓発活動を行っています。

1. 人権相談活動

人権擁護委員は、法務局職員とともに、法務局、地方法務局またはその支局に設置された常設相談所において、主に面接または電話による人権相談（いじめ、差別、虐待など）に応じています。

また、人権擁護委員法が施行された6月1日「人権擁護委員の日」の前後及び人権週間（12月4日～12月10日）の期間中に特設相談所も開設しています。

※相談は無料。秘密は厳守。

なお、市では毎週月曜（午前9時～正午）市役所別館5階広聴相談課で、人権擁護委員による人権相談を行っています。

2. 人権侵犯に関する調査・救済活動

人権相談などにおいて、被害者から「人権を侵害された」という申告を受けた場合、人権擁護委員は法務局の職員と協力して、人権侵犯事件の調査・処理に携わり、当事者の利害・主張の調整を行うなど、事案の円満な解決を図っています。

3. 人権啓発活動

人権擁護委員は、全国各地において、住民一人ひとりの人権意識を高め、人権について、理解を深めてもらうために人権教室や人権の花運動、企業研修など、アイデアに富んださまざまな人権啓発活動を行っています。

(1) 人権の花運動

主に小学生を対象とした啓発運動で、子どもたちが協力して花を育てることを通じて、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心を育むことを目的に活動を実施しています。

(2) 人権教室

主に小学校を対象とした啓発活動で、人権擁護委員が学校を訪問し、人権啓発DVDや紙芝居などを活用して、人権尊重についての理解を深める機会を提供することを目的に実施しています。

(3) スマホ・ケイタイ人権教室

メールやSNS及び無料通信アプリ等を介したインターネット上のいじめが社会問題となっている状況の中、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性について専門家から詳しく最新情報を学ぶとともに、インターネットを通じたいじめの発生防止、また、いじめを受けた場合の人権擁護機関の相談利用について、児童生徒やその保護者等に周知を図るため、人権擁護機関と携帯電話会社とが連携して実施しています。

(4) 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことで、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に実施しています。

(5) 子どもの人権SOSミニレター

教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決につなぐことを目的として実施しています。

<地域福祉>

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

1. 生活福祉資金貸付

低所得世帯、高齢者世帯、（介護が必要な65歳以上の高齢者の居る世帯）、障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯を対象に自立のための生活資金をお貸します。※本貸付には要件があります。

2. 福祉サービス利用援助事業

認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方が、安心して地域で暮らせるように、福祉サービス利用の援助、生活費の出し入れ等の日常的な金銭管理、通帳や書類をお預かりするなどのサービスを通じて、権利擁護を図ることを目的に支援を行っています。

3. コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

※市委託事業

どこに相談すればよいかわからない悩みごとや困りごとに、気軽に相談できる「総合相談窓口」として、福祉や地域の情報に詳しいコミュニティソーシャルワーカー (CSW：地域福祉相談員) が、様々な専門機関と連携しながら相談支援を実施しています。

枚方市民生委員児童委員協議会

1. 審議会に参画し、全委員の啓発に努めています。

2. 民生委員・児童委員として地域で活動

それぞれの担当区域にお住まいの方々への声かけ、見守り、相談活動を行っています。

3. 小学校・中学校との連携

学校行事等に可能な限り出席し、子供たちとふれあい、学校との情報の共有がきるよう努めています。心配事等が生じた場合は、児童委員と主任児童委員が連携し対応を協議のうえ関係機関につないでいます。

枚方市青少年育成指導員連絡協議会

青少年育成指導員は、青少年の健全な育成を支えるため、小・中学校や校区コミュニティ協議会、自治会等と連携を図り、地域において、青少年に関する相談への対応や店舗・図書等の有害環境の浄化、街頭指導、地域事業への協力等に取り組んでいます。

1. 相談活動

いじめ等の青少年問題に関する相談への対応や必要に応じて関係機関への連絡を行っています。

2. 有害環境浄化活動

店舗での有害図書の取り扱い等に関する調査を行っています。

3. 街頭指導活動

校区内でパトロールを行い、深夜徘徊や喫煙等の注意指導を行っているほか、暴走族追放・少年非行防止街頭キャンペーン等を実施しています。

4. 市民啓発事業の実施

青少年の健全育成に関する講演等の市民啓発事業を実施しています。

5. 地域事業への協力

校区の実情に応じて、「枚方子どもいきいき広場」の運営や危険遊具や危険箇所の点検、区民体育祭などのスポーツ活動への協力をしています。

<医療関係>

大阪精神医療センター

1. 精神科外来

統合失調症、うつ病、認知症、依存症など様々な精神疾患の治療を行っています。また大阪府の依存症治療拠点医療機関として、各種依存症（アルコール、薬物、ギャンブルなど）の治療・回復プログラムを実施しています。

2. 児童思春期外来

18歳以下で不登校、発達障害をはじめ、精神病圏、神経症圏など、子どものこころの様々な問題に対応しています（予約制）。

3. 精神科救急医療

常時救急・警察などからの診察要請に備えています。また、自殺リスクの極めて高い方は緊急措置入院または措置入院などで受け入れています。

4. 作業療法

普段の暮らしの中で行っている動作や遊び、仕事など生活全般にわたるさまざまな活動を通じてこころの病気からの回復を促し、その人らしく良い生活が送れるよう援助しています（創作活動、陶芸、絵画、書道、料理、園芸、運動プログラムなど）。

5. 精神科デイケア

日中の一定時間通所し、生活リズムの改善、意欲や自発性の向上、社会参加のための体力と作業能力の改善を目指します。農園芸、パソコン、料理、SST（社会生活技能訓練）、リラクゼーション、心理教育、音楽、スポーツなどを実施しています。

6. 在宅医療室（訪問看護などのアウトリーチ活動）

当センター外来通院中で、訪問による支援が必要と判断された方が、住み慣れた地域で暮らせるよう「その人がその人らしく生きるために」にサポートし、自立性の回復を図ります。アウトリーチにより、ご本人の生活の場に直接出向き支援を展開することで、精神状態悪化の早期発見、早期治療・支援にも繋がります。

7. ひまわり合宿

学校に通うことが難しくなっている中学生が、仲間との楽しい体験を通して、学校に戻っていく自信をつけられるようにします。大阪府立刀根山支援学校分教室での授業や製作、運動、レクレーションなどさまざまなプログラムに参加しています。

関西医科大学附属病院

目的

自殺企図により当院に搬送された方が、身体の治療を終えて退院した後に、再度自殺企図を起こさないことを目的に、患者・家族に対する支援を行っています。

実施内容：

1. 当院入院中に、患者と家族に面接を行い、自殺企図に至る経緯、背景などについて情報収集を行います。
2. 患者と家族に保健所の役割を説明し、同意を得た場合に、保健所に情報提供を行います。可能な限り、入院中に保健所担当者が患者や家族と面接できるように、日程調整を行います。患者が抱えている問題によっては、警察や市役所生活保護課などとも連携を図ります。
3. 救急医学科医、精神科医が連携し、身体の治療後は精神科病院や精神科病棟がある総合病院への転院を検討することがあります。その際には、当院メディカルソーシャルワーカーも介入し、転院調整に当たっています。転院する場合には、患者・家族に同意を得た上で、転院先に保健所が介入していることを情報提供し、患者・家族が継続した支援を受けられるようにしています。
4. 『自殺未遂者支援ネットワーク会議』に参加し、関係機関が連携しやすい関係性づくりを目指しています。

枚方市医師会

診察の場を通じて、健康問題への解決を図るとともに、自殺リスクの高い患者を把握し、適切な医療や関係機関につなぐことができます。また、かかりつけ医として継続的な関わりのなかで、患者の変化に気づき、ゲートキーパーとしての役割を果たすことが出来ます。

自殺リスクの高い、うつやうつの疑いの高い患者について、早期に把握することで、必要な医療につなぐことができます。

市や関係団体の会議への出席や講演の講師派遣を通じて、医療の専門家の立場から関わります。

各学校において、学校医や園医・嘱託医による支援を通じて、関連する諸問題とその対策について相談にのり、アドバイスを行います。

枚方市歯科医師会

各診療所において、「生きる支援」が必要となるような健康や家庭等での問題を把握する機会があり、リーフレット等の配布を通じて、適切な相談機関へつなぐことが可能です。また、かかりつけ歯科医という立場から、子どもから高齢者まで幅広い層の市民と長期にわたり、関わる機会があり、相談の必要な対象者へのゲートキーパーとなりえます。

枚方市薬剤師会

「生きる支援」になぜ薬剤師が関わるか?

その理由は2つあり、1つ目は悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援に繋げるという役割が薬剤師にあることです。

2つ目の理由は、服用されているお薬の適量服薬に気づき防止するという役割があるということです。

かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師は皆さんご自身が選択するのですが、健康不安を抱える患者への服薬情報の一元的・継続的把握をし、患者が抱える様々な問題を適切な機関へ繋げ、地域の身近な存在として、またゲートキーパーの一員として患者の支援に取り組むことをめざしています。

大阪府助産師会 枚方班

1. 生命を大切にしよう 「性教育」

自分達がどのようにして、この世に生を受けたのか、生を受けた瞬間、喜びをもって迎えられたことを伝える。自己肯定感を得て、捨てていい「いのち」（自殺）、奪っていい「いのち」は無い。かけがいのない一人一人であることを伝える。

2. 産前、産後のお母さんへのサポート（産後うつ、虐待などの予防と早期発見）

出産、育児に緊張感、不安感を持ち、うまくいかない事への焦燥感、挫折感などで自分を否定し追い込まないように、母が孤立しないよう育児への現実的な援助として、新生児、産婦、乳児訪問を行っている。

その人に寄り添い、気持ちを受け止め、母としての自信を高めながら育児ができるよう援助している。さらに支援が必要な場合、医療をはじめとし、関係機関と連携し、サポートを繋げている。

<女性>

大阪府女性相談センター

電話相談、来所相談、支援を必要としている女性（男性DV被害者含む）及び同伴家族の一時保護、婦人保護施設入退所の決定、保護命令申立の支援などの自立支援、情報提供を行っています。

<子ども>

大阪府中央子ども家庭センター

- ・児童福祉法第12条に基づき、子どもに関するあらゆる問題について、家庭やその他からの相談に応じ、その健全な育成をはかっています。概ね25歳までの青少年に関する相談にも対応しています。
- ・大阪府では、虐待やいじめ等の子どもへの権利侵害を防止するため、子どもを対象に子ども自身の悩みなどを24時間365日体制で相談受理する「子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル」を設置しています。緊急時には所管の子ども家庭センターに連絡し対応しています。

<民間関係団体>

社会福祉法人 聖徳園

社会福祉法人 聖徳園は、「ヒューマニズムにたって高度な専門性をもって人のためにつくします」という福祉観を礎に、50年に亘り、大阪・兵庫・福井の各地域における福祉ニーズに応える形で、児童・障がい・母子・高齢の施設運営、及び在宅福祉事業に取り組んでいます。

・ワンストップの総合生活相談『生活困窮者レスキュー事業』の実施

『生活困窮者レスキュー事業』は、平成16年度から三上了道理事長が中心となって創設した「大阪府社会福祉協議会老人施設部会」における社会貢献事業です。社会経済情勢の変化に伴い拡大・増加している制度の狭間の生活困窮や、複雑・多面化している家庭問題など様々な生活課題を抱える人々に対して、福祉施設の総合生活相談員（「コミュニティソーシャルワーカー」や「スマイルサポート」）と、大阪府社会福祉協議会所属の「社会貢献支援員」が連携し、ワンストップの総合生活相談を行う事業です。各種制度やサービスにつないで生活の安定を図るとともに、生命に関わる緊急を要する場合は食材の提供など経済的援助（現物給付）も行います。

現在は「大阪しあわせネットワーク」として、大阪府内すべての社会福祉法人による取り組みに発展しています。

ご家族や地域との関係が希薄となることも多い中、ご本人に寄り添い、自立を支援する『生活困窮者レスキュー事業』で「生きる意欲」を取り戻していただきたいと願っています。

枚方断酒会

断酒会とは、お酒に悩む人たちによる、お酒に悩む人たちのための自助組織です。例会で語り、聴くことで同じ悩みを持つ者同士の信頼が生まれます。新しい人生を創り、力強く生きていこうという自覚と自信が湧いてきます。お酒のことで悩んでいるご本人、ご家族の方、是非一度「例会」に立ち寄ってみませんか？

1. 支部例会

枚方断酒会4支部にて、毎週火曜・水曜・金曜・土曜日に例会を行い、酒害者本人・家族・朋友断酒会・飲酒に悩んでいる方の参加にて、酒害体験を話し、聴き、仲間の方々と断酒継続、回復をするよう活動しています。

2. 日曜例会

毎月2回の日曜日、酒害者本人・家族・朋友断酒会・飲酒に悩んでいる方の参加にて、酒害体験を話し、聴き、仲間の方々と断酒継続、回復をするよう活動しています。

3. 枚方市アルコール問題に悩む人たちの集い

毎週木曜日、枚方市保健所との共催にて、酒害で悩んでいる市民の方が集まり、酒害体験を話し、聴き、仲間の方々と断酒継続、回復をするよう活動しています。

4. 心の健康講座

毎年1回、枚方市精神保健福祉協議会との共催にて、枚方市民対象にアルコール依存症について、専門病院の医師やケースワーカーなどを迎え、講演を行っています。

自死遺族わかちあいの会 ふきのとうの会

自死遺族同士が想いを語りあいわかちあいながら、お互いに支えあい、日常を取り戻すことを基本として、自死遺族わかちあいの会を開催しています。自死遺族とボランティアにて活動をおこなっています。

【わかちあいの会】

場所：ラポールひらかた

時間：14：00～16：00

日程：毎月第4土曜日（会場などの都合で変更することがあります）



資料編

枚方市「自殺対策に関する意識調査」

アンケート調査ご協力のお願い



枚方市 ひこぼしくん

市民の皆さんには、日頃から市政に関するご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、本市では、国の自殺対策基本法に基づき、自殺対策大綱や地域の実情を勘案して「（仮称）枚方市自殺対策計画」を策定します。本計画は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられることを目的にしています。

今回のアンケート調査は、この取り組みの一環として実施するものであり、ご記入いただいた内容については、計画の策定および評価、今後の自殺対策のための資料とするもので、それ以外の目的で使用することはありません。

なお、今回のアンケート調査は、本市在住の20歳以上の方の中から、無作為に4,000人を抽出させていただきました。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願ひいたします。

平成30年7月

枚方市長 伏見 隆

～ご記入にあたってのお願い～

- ご回答いただいた内容は、統計的に集計分析するために使用し、目的以外に使用することはありません。調査票、返信封筒にお名前は記入しないでください。
- あて名のご本人がお答えください。なお、ご本人が病気・長期不在などでご記入できない場合は、そのまま調査票をご返送（投函）ください。
- 回答は質問ごとに、ご自身のお考えに近い項目の番号に○をつけてください。複数回答の場合もあります。「その他（　　）」を選択された場合は、可能な範囲で具体的にご記入ください。
- 記入された調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）で平成30年7月17日（火）までにご投函ください。
- この調査の集計に関しては、（株）都市設計総合研究所に委託しています。

問い合わせ先：枚方市 健康部 保健所 保健予防課

電話：072-807-7625（直通）

FAX：072-845-0685

～ アンケート調査票 ～

【問1】あなたの性別について、該当するものに○をつけてください。

※性別を選択することに違和感や抵抗感がある場合は、その他へ○をつけていただかなくとも結構です。

1. 男

2. 女

3. その他

【問2】あなたの年齢について、該当するものに○をつけてください。

1. 20～29歳

2. 30～39歳

3. 40～49歳

4. 50～59歳

5. 60～69歳

6. 70～79歳

7. 80歳以上

【問3】あなたの職業について、該当するものに○をつけてください。

1. 勤めている(管理職・会社団体等の役員含む)

2. 勤めている(役員・管理職以外) 3. 自営業(事業経営・個人商店など)

4. 派遣・パート・アルバイト

5. 専業主婦・主夫

6. 学生

7. 自由業(個人で、自分の専門的知識や技術を生かした職業に従事)

8. その他()

9. 無職(求職中)

10. 無職(仕事をしたいが、現在は求職していない)

11. 無職(仕事をしたいと思っていない)

【問4】現在、あなたと一緒に住んでいる方(家族など)はいらっしゃいますか。該当するものに○をつけてください。

1. 現在あり

2. 現在なし

【問5】我が国の自殺者数は長い間、毎年3万人を超え、平成29年においても約2万1,000人が亡くなっています。

あなたは、このことを知っていましたか。該当するものに○をつけてください。

1. 知っていた

2. 知らなかった

【問6】あなたは、自殺対策に関する以下の事柄について知っていましたか。

次の設問1)から8)について、それぞれ該当する番号に○をつけてください。

設問	内容まで知っていた	内容は知らないが、言葉はある	知らない
1)こころの健康相談統一ダイヤル	1	2	3
2)ひらかた いのちのホットライン	1	2	3
3)ゲートキーパー (自殺のサインに気づき、適切な対応をとる人)	1	2	3
4)こころの体温計 (モバイルによるメンタルヘルスチェック)	1	2	3
5)自死遺族のつどい	1	2	3
6)自殺予防週間(毎年9月10日～16日)	1	2	3
7)自殺対策強化月間(毎年3月)	1	2	3
8)自殺対策基本法	1	2	3

【問7】自殺対策は自分自身に関わる問題だと思いますか。あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そうは思わない |
| 5. わからない | |

【問8】あなたは、悩みを抱えたときやストレスを感じたとき、誰かに相談したり、助けを求めたりすることに、ためらいを感じますか。あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 感じる | 2. どちらかといえば感じる |
| 3. どちらかといえば感じない | 4. 感じない |
| 5. わからない | |

【問9】あなたの周囲の人たちとの関係について、お聞きします。

1) あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人は、あなたの周囲にいると思いますか。あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そうは思わない |
| 5. わからない | |

2) あなたが物や金銭面での支援を必要としているとき、支援してくれる人はあなたの周囲にいると思いますか。あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そうは思わない |
| 5. わからない | |

【問10～問15】は、自殺やうつに関してお聞きします。回答にご負担を感じると思われる方は【問10～問15】に回答しないで、7ページの【問16】から回答してください。

【問10】あなたは、自殺についてどのように思いますか。次の設問1)から6)について、それぞれ該当する番号に○をつけてください。

設問	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
1) 生死は最終的に本人の判断に任せるべきである	1	2	3	4	5
2) 自殺せずに生きていれば良いことがある	1	2	3	4	5
3) 自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている	1	2	3	4	5
4) 責任を取って自殺することは仕方がない	1	2	3	4	5
5) 自殺する人は心が弱い	1	2	3	4	5
6) 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である	1	2	3	4	5

【問11】あなたは、これまでの人生のなかで、自ら命を絶ちたいと考えたことがありますか。あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。

1. 考えたことがある

2. 考えたことがない ⇒ 【問12】へ



【問11-1】問11で「1. 考えたことがある」と答えた方に質問します。最近1年以内に、自ら命を絶ちたいと思ったことがありますか。あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。

1. はい

2. いいえ

⇒ 【問12】へ



【問11-2】問11-1で「1. はい」と答えた方にお聞きします。そのように思ったきっかけは何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。

1. 家庭問題

2. 健康問題

3. 経済・生活問題

4. 勤務問題

5. 男女問題

6. 学校問題

7. その他()

【問11-3】そのように考えたとき、どのようにして対処しましたか。該当するもの全てに○をつけてください。

1. 家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった

2. 医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家に相談した

3. 弁護士や司法書士、公的機関の相談員など、悩みの元となる分野の専門家に相談した

4. できるだけ休養を取るようにした

5. 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた

6. その他()

7. 何もしなかった

8. 問題が解決した

【問12】あなたの周りで、自ら命を絶った方や命を絶とうとした方はいらっしゃいましたか。該当するもの全てに○をつけてください。

1. 命を絶った方がいた 2. 自殺未遂の方がいた 3. どちらもいなかった



【問12-1】命を絶った方とあなたはどのような関係は何でしたか。該当するもの全てに○をつけてください。

1. 同居の親族(家族)

2. 別居の親族

3. 恋人

4. 友人

5. 職場や仕事関係の知人

6. その他()

【問13】あなたは、もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思いますか。あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 相談に乗らない、もしくは、話題を変える
2. 「死んではいけない」と説得する
3. 「つまらないことを考えるな」と叱る
4. 「がんばって生きよう」と励ます
5. 「死にたいぐらい辛いんやね」と共感を示す
6. 「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する
7. ひたすら耳を傾けて聞く
8. その他()
9. わからない

問14～問15にご回答いただく前に、以下をお読みください。

以下に挙げた症状を「うつ病のサイン」といいます。
このような症状が2週間以上続く場合、うつ病の可能性があります。

「うつ病のサイン」

○自分で感じる症状

気分が沈む、悲しい、イライラする、集中力がない、好きなこともやりたくない、大事なことを先送りする、物事を悪いほうへ考える、決断ができない、自分を責める、死にたくなる

○周りから見てわかる症状

表情が暗い、涙もらい、反応が遅い、落ち着きがない、飲酒量が増える

○身体に出る症状

眠れない、食欲がない、便秘がち、身体がだるい、疲れやすい、性欲がない、頭痛、動悸、胃の不快感、めまい

【問14】もし仮に、あなたが家族など身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、専門の相談窓口へ相談することを勧めますか。あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。

- | | | |
|--------|---------|----------|
| 1. 勧める | 2. 勧めない | 3. わからない |
|--------|---------|----------|

【問15】もし仮に、自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、あなたは以下の専門の相談窓口のうち、どれを利用したいと思いますか。該当するもの全てに○をつけてください。

- 1. かかりつけの医療機関(精神科や心療内科などを除く)
- 2. 精神科や心療内科などの医療機関
- 3. 保健所など公的機関の相談窓口
- 4. いのちの電話など民間機関の相談窓口
- 5. その他()
- 6. 何も利用しない



【問15-1】問15で「6. 何も利用しない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。該当するもの全てに○をつけてください。

- 1. お金がかかることは避けたい
- 2. 精神的な悩みを話すことに抵抗がある
- 3. 時間の都合がつかない
- 4. どれを利用したらよいか分からぬ
- 5. 過去に利用して嫌な思いをしたことがある
- 6. 根本的な問題の解決にはならない
- 7. うつ病は特別な人がかかる病気なので、自分には関係ない
- 8. 治療しなくても、ほとんどのうつ病は自然に治ると思う
- 9. その他()

【問16】あなたは、児童・生徒が自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思いますか。あなたの考えに最も近いもの1つに○をつけてください。

- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. どちらかといえばそう思わない
- 4. そうは思わない
- 5. わからない

【問17】あなたは、児童・生徒の段階において、どのようなことを学べば、自殺予防につながると思いますか。該当するもの全てに○をつけてください。

- 1. 心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること
- 2. ストレスへの対処方法
- 3. 周囲の人に助けを求めるることは恥ずかしいことではないこと
- 4. 相手の細かな変化に気づき、思いを受け止めること
- 5. 悩みに応じて、保健所など公的機関が相談窓口を設けていること
- 6. 自殺が誰にでも起こりうる問題であると認識すること
- 7. その他()

【問18】自殺対策として、あなたが大切だと思うことはどのようなことですか。該当するものに3つ以内で○をつけてください。

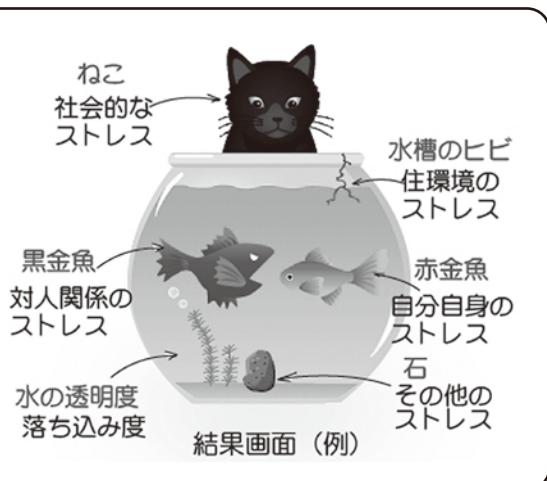
1. 自殺防止に関する市民への啓発運動
2. 債務(借金返済)相談の充実
3. 職場や地域でのこころの相談の充実
4. インターネットを利用したこころの相談
5. 宗教による相談やこころの支え
6. 学校でのいのちの教育
7. 家庭でのいのちの教育
8. 学校や職場で、教師・上司など相談に応じる人への研修
9. もっと精神科を受診しやすくなる
10. 自殺電話相談(「いのちの電話」など)
11. かかりつけの医師の目配り
12. 高齢者の孤立を防ぐ対策
13. 自殺未遂者への支援
14. 自殺者の親族などへの支援(自死遺族支援)
15. その他()
16. 特にない(上記1～15との複数選択は不可)

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

～「こころの体温計」～こころの健康をメンタルチェック～

簡単な質問に答えるだけで、ストレス度や落ち込み度などのこころの状態をチェックできるシステムです。

パソコン・スマホ・携帯電話からアクセスできます。



枚方市 こころの体温計



【ご注意事項】

- ・「こころの体温計」は自己診断するものであり、医学的診断をするものではありません。
- ・利用料は無料です。ただし通信費は自己負担となります。
- ・個人情報は一切取得しません。

自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二八法一一・一部改正)

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穀への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穀に十分配慮し、いやしくもこれらを不當に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章繰下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十二条下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章繰下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

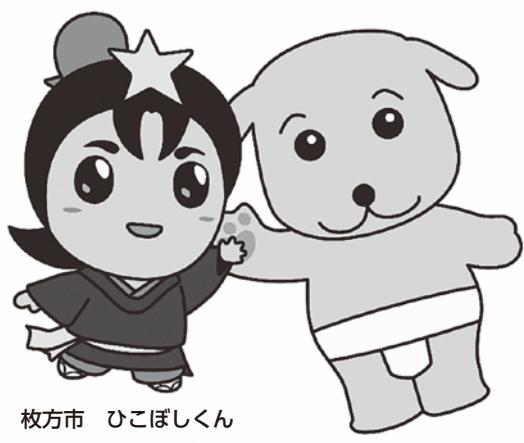
自殺対策基本法平成18年6月21日 法律第85号

枚方市自殺対策計画審議会 委員名簿

委員名	所属	分野	選出区分	備考
の だ てつろう 野田 哲郎	兵庫教育大学大学院 教授	精神保健	学識経験を有する者	会長
こ く ぼ てつろう 小久保 哲郎	大阪弁護士会	法律	学識経験を有する者	副会長
た し ろ か おり 田代 香織	枚方市医師会 理事			
た だ まさとも 多田 正知	枚方市病院協会 会長	医療	医療又は福祉に関する 専門的知識を有する者	
いわ せ あつひこ 岩瀬 敦彦	枚方市薬剤師会 会長			
いんでん ま ゆ こ 位田 真由子	枚方市小学校長会			
なか た まさ ゆき 中田 祐之	枚方市立中学校長会	教育	教育に関する専門的知識 を有する者	
み し ろ み つ え 三代 光江	枚方市内高等学校等連絡会			
はた かず み 畠 和美	北大阪商工会議所 総務部長	労働	労働に関する専門的知識 を有する者	
かせ やま よしひろ 総山 佳宏	枚方公共職業安定所 次長			
いた どこ み え 板床 美栄	枚方市民生委員児童委員 協議会 会計	福祉	医療又は福祉に関する 専門的知識を有する者	
さか い よしまさ 酒井 喜正	枚方市社会福祉協議会 理事			
たけうち ゆ き こ 竹内 由紀子	枚方地区人権擁護委員会	人権	人権の擁護に関する専門的 知識を有する者	

「枚方市いのち支える行動計画」（自殺対策計画）策定経過

年月	枚方市自殺対策計画審議会	枚方市健康推進本部	その他
H30 2		◆本部会議（2/2）	
3			
4			
5		◆専門部会（5/29）	
6	◆第1回 枚方市自殺対策計画審議会（6/8） ◎枚方市自殺対策計画（案）の諮問 計画策定について、骨子（案）について、市民アンケート内容の検討		
7			・市民アンケート（7/3～17） 枚方市「自殺対策に関する意識調査」
8	◆第2回 枚方市自殺対策計画審議会（8/27） 関係団体意見聴取会、計画（素案）について、事業の棚卸し結果について	◆専門部会（8/16）	
9			
10		◆専門部会（10/12）	
11	◆第3回 枚方市自殺対策計画審議会（11/2） 市民意識調査結果、計画（素案）について ◆第4回 枚方市自殺対策計画審議会（11/29） 計画の答申（素案）について ◎枚方市自殺対策計画（素案）の答申	◆本部会議（11/19）	
12			
H31 1	パブリックコメント【実施機関：12/14～1/8】		
2			
3	「枚方市いのち支える行動計画」（自殺対策計画）の策定		



枚方市 ひこぼしきん

© 枚方文化観光協会

**枚方市いのち支える行動計画
(自殺対策計画)
平成31年3月**

発行：枚方市保健所 保健予防課
枚方市大垣内町2-2-2
電話：072-807-7625(直通)
FAX：072-845-0685

E-mail hoyobou@city.hirakata.osaka.jp